

長崎県子育て条例行動計画

(令和2年度～6年度)

長 崎 県

目 次

第 編 策定の趣旨	1
第 編 計画の性格	2
○ S D G s の理念を踏まえた取組について	3
第 編 計画期間	4
第 編 子ども・子育ての現状	5
1 . 少子化の現状と将来の見通し	5
2 . 少子化の要因と背景	7
未婚化・晩婚化・晩産化の進行	7
夫婦の出生力の低下	8
人口の流出	9
3 . 少子化が与える影響	9
家族の形態の変容	9
子ども同士の交流の機会の減少	10
4 . 子どもを取り巻く状況	11
児童虐待の状況	11
いじめ・不登校の状況	12
子どもの貧困の状況	12
メディア機器の普及による諸問題	13
女性の就業状況	14
ライフスタイルの変化	14
若年者の就業状況	15
5 . 子育て支援対策のこれまでの主な取組	17
第 編 施策体系	18
第 編 基本施策及び施策の方向	19
第 編 計画内容	23
第 1 章 妊娠・出産の支援	23
第 1 節 妊娠・出産期における支援	23
第 2 節 不妊治療対策の充実	25
第 2 章 子どもや子育て家庭への支援	26
第 1 節 子どもの成長に応じた支援	26
1 すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実	26
2 幼児期の教育・保育の充実	27
3 安全安心な放課後の居場所づくり	32
4 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	33
(1) 一人一人を確実に伸ばす確かな学力の育成	33
(2) 豊かな心の育成	35
(3) 健やかな体の育成	37
(4) 信頼される学校づくり	38
(5) 私立学校教育の振興	41

5	未来の親・未来を担う人材の育成	41
(1)	子育ての楽しさと意義に関する教育・広報・啓発	41
(2)	男女共同参画社会づくりに向けた意識改革の推進	42
(3)	子ども・若者の社会参加・社会貢献活動の推進	43
(4)	キャリア教育・職業教育の推進	43
(5)	若者の就業支援	44
(6)	困難を抱える子ども・若者の支援	45
6	子育てにかかる経済的支援	48
第2節	子どもの健やかな育ちへの支援	50
1	乳幼児の事故の防止	50
2	小児保健医療の充実	50
3	思春期保健対策の充実	52
4	食育の推進	54
5	ヤングケアラーに対する支援の強化	56
第3節	家庭・地域・学校等の連携による子どもの育成	57
1	家庭教育への支援の充実	57
2	地域の教育力・養育力の向上	58
(1)	子育て支援のネットワークづくり	58
(2)	地域の資源を活用した子どもの多様な体験活動の 機会の充実	60
(3)	社会教育における人権教育・啓発の推進	62
第3章	仕事と生活が調和する社会の実現	64
第1節	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	64
1	仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発	64
2	企業における取組の推進	65
第2節	仕事と子育ての両立のための基盤整備	67
第3節	結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現	68
第4章	きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	71
第1節	いじめ・不登校、児童虐待防止対策等の推進	71
1	いじめ・不登校等対策	71
2	児童虐待防止対策の充実	73
(1)	児童相談所の体制の強化	73
(2)	市町や関係機関との役割分担及び連携の推進	73
(3)	児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証	74
3	社会的養護体制の充実	75
(1)	家庭的養護の推進	75
(2)	施設機能の見直し	76
(3)	家庭支援機能の強化	77
(4)	自立支援策の強化	77
(5)	社会的養護の質の確保	77
(6)	子どもの権利擁護の強化	78
4	非行少年の立ち直り支援	79
第2節	障害児施策の充実	81
1	障害のある子どもと親への支援	81
2	発達障害のある子どもと親への支援	84

第3節 ひとり親家庭等の自立支援の推進	86
1 相談・情報提供の強化	86
2 子育て・生活支援の充実	86
3 就労支援の推進	87
4 養育費確保の推進	89
5 経済的支援の充実	90
6 市町・関係機関団体との連携及び協働	90
第4節 子どもの貧困対策	91
第5章 安全・安心な子育ての環境づくり	92
第1節 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	92
第2節 子ども等の安全の確保	94
1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	94
2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	95
(1) 安全情報の提供の推進	95
(2) 関係機関・団体等と連携したパトロール活動の推進	96
(3) 防犯講習の推進	97
(4) 自殺対策の推進	98
3 被害を受けた子どもへの支援	98
第3節 子育てを支援する生活環境の整備	100
1 良質な住宅の確保	100
2 良質な居住環境の確保	100
3 安全な道路交通環境の整備	101
4 安心して外出できる環境の整備	102
(1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	102
(2) 子育て世帯にやさしい施設等の整備	103
(3) 子育て世帯への情報提供	104
5 安全・安心まちづくりの推進	105
第6章 県民総ぐるみの子育て支援	106
第1節 社会全体で子育てを応援する機運の醸成	106
第2節 ココロねっこ運動の推進	107
第3節 家庭の日の普及	108
第7章 子どもの心と命を守るための取組	109
第1節 関係機関の連携強化	109
第2節 特別な配慮が必要な子どもへの支援	110
第 編 数値目標	113
用語解説	116
資料編	123
参考資料	148

第 編 策定の趣旨

いつの時代も子どもは社会の宝であり未来への希望です（長崎県子育て条例前文）。

全国的に少子化が進行する中、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、この法律に基づく本県の行動計画として平成 17 年 3 月に「長崎県次世代育成支援対策行動計画（ながさきこども未来 21）」を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

また本県では、平成 20 年 10 月、子どもや子育ての支援について基本的な考え方を定め、県・市町等の役割や県の施策の基本となる事項等を明確にした「長崎県子育て条例」を制定し、その推進のため、平成 22 年 6 月には、「ながさきこども未来 21」の後期計画として「長崎県子育て条例行動計画（平成 22 年度～26 年度）」を、その後、「長崎県子育て条例行動計画（平成 27 年度～31 年度）」を策定し、全庁的な体制で取組を進めてきたところです。

これまでに、合計特殊出生率は平成 15 年と 17 年に過去最低の 1.45 となった後緩やかに上昇し、平成 28 年には 1.71 まで回復しましたが、翌年から微減しており、出生数については、減少傾向が続いています。また、核家族化が進み、地域のつながりも希薄化する中、子育てに不安や孤立感を感じる方は多く、児童虐待、いじめや不登校など、依然として子どもと子育て家庭を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

子どもが成長に応じた出会いや体験を通して、自立する力、命の大切さや他人を思いやり尊敬する心を身につけるよう育てること、子育て家庭が幸せを感じるよう、共に手を取りあって具体的に行動することの大切さをうたった長崎県子育て条例を着実に推進することが必要です。

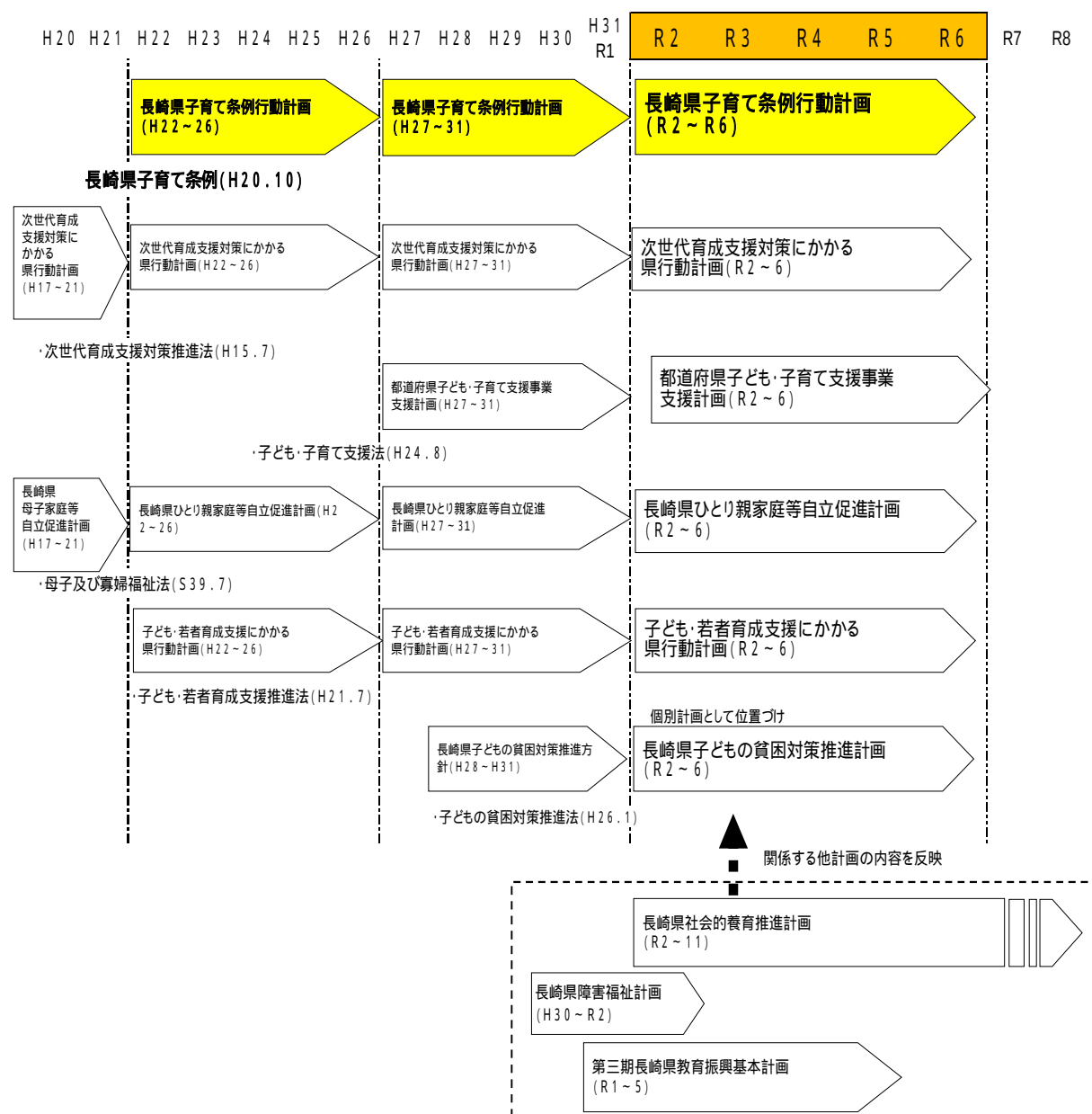
この「長崎県子育て条例行動計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」は、前「長崎県子育て条例行動計画」の計画期間終了に伴い、これまでの取組と、子どもと子育て家庭を取り巻く社会の動向を踏まえ、改めて「長崎県子育て条例」がめざす、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担う子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現のため策定するものです。

第 編 計画の性格

この計画は、前「長崎県子育て条例行動計画」の後継計画として「長崎県子育て条例」に関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、施策の方向性を明示するものです。

また、「子ども・子育て支援法」に基づく本県の子ども・子育て支援事業支援計画、「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援対策にかかる県行動計画及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく子ども・若者育成支援にかかる県行動計画としても位置付けるとともに、この計画の第4章第3節の「ひとり親家庭等の自立支援の推進」は、「長崎県ひとり親家庭等自立促進計画」とします。

また、「長崎県子どもの貧困対策推進方針」については、この計画の個別計画と位置づけた上で、各種施策の推進に取り組むこととしています。



○ S D G s の理念を踏まえた取組について

S D G s (Sustainable Development Goals) は、2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指しています。

本県においても、この S D G s の理念を踏まえながら各取組を推進し、県民の皆様が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化を実現していくとともに、国際社会の一員として、S D G s の達成に貢献していくこととしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



なお、本計画に掲げる施策と特に関連する S D G s の目標は次のとおりです。

	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する		ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		

第 編 計画期間

この計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とします。

また、毎年度、この計画の進捗状況を公表してまいります。

なお、今後の社会情勢等による子ども・子育てをめぐる環境の変化に応じて、本計画の見直しを行います。

第 編 子ども・子育ての現状

1. 少子化の現状と将来の見通し

全国の出生数は、第一次ベビーブームの昭和 24 年に約 270 万人、第二次ベビーブームの昭和 48 年に約 210 万人でしたが、その後減少を続け、平成 28 年には 100 万人を割り込み、平成 30 年には約 92 万人と過去最低の出生数となっています。

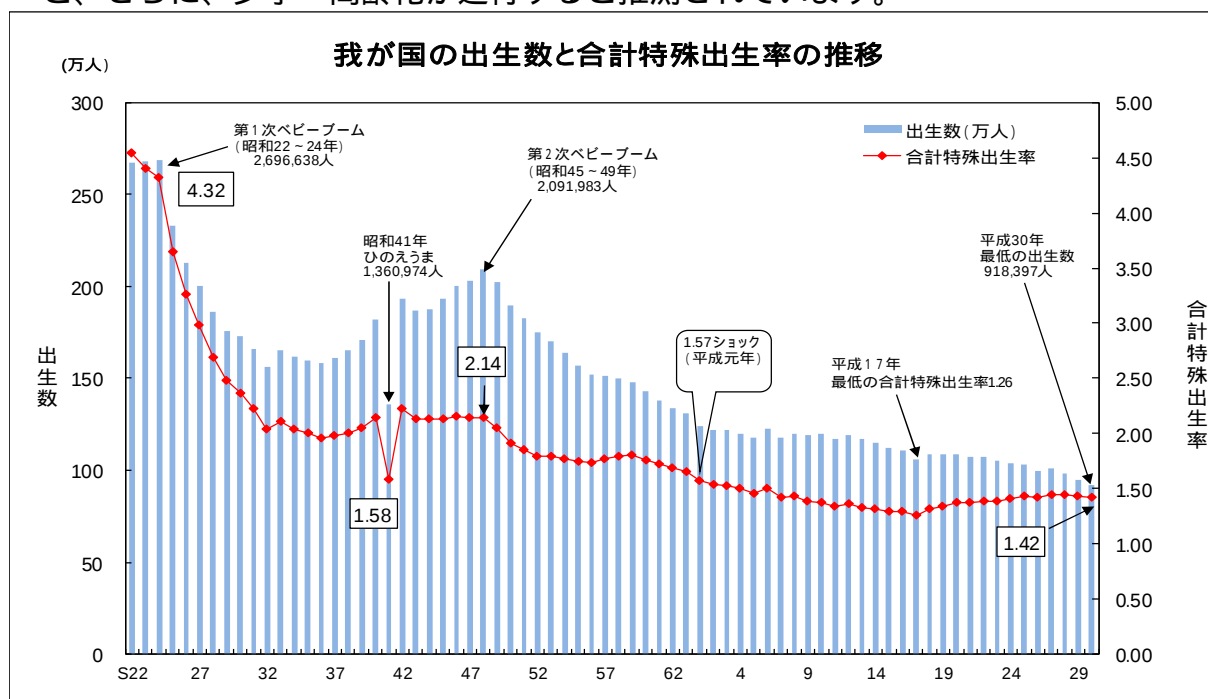
長崎県の出生数は、第一次ベビーブームの昭和 24 年に 61,145 人と最高値を示して以降、減少傾向が続いており、第二次ベビーブームの昭和 47、48 年に若干持ち直したものの、平成 30 年には 10,135 人とピーク時の約 6 分の 1 となっています。

合計特殊出生率は、全国で第一次ベビーブーム時に 4.32、第二次ベビーブーム時に 2.14 となって以降、低下を続け、平成 17 年には過去最低である 1.26 まで落ち込みました。その後、緩やかに回復していましたが、平成 28 年からは 3 年連続で微減し、平成 30 年は 1.42 となっており、人口規模が長期的に維持される「人口置換水準（現在は 2.07）」を下回る状態が約 40 年間続いています。

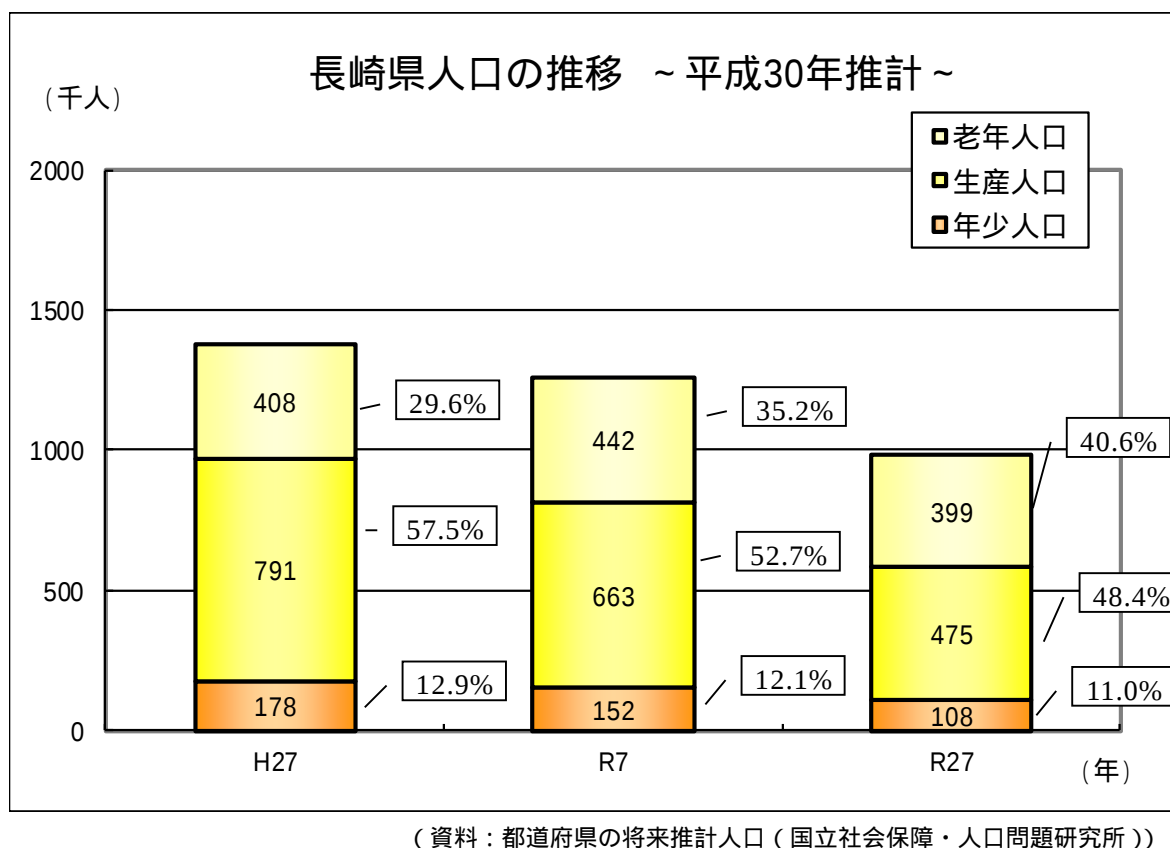
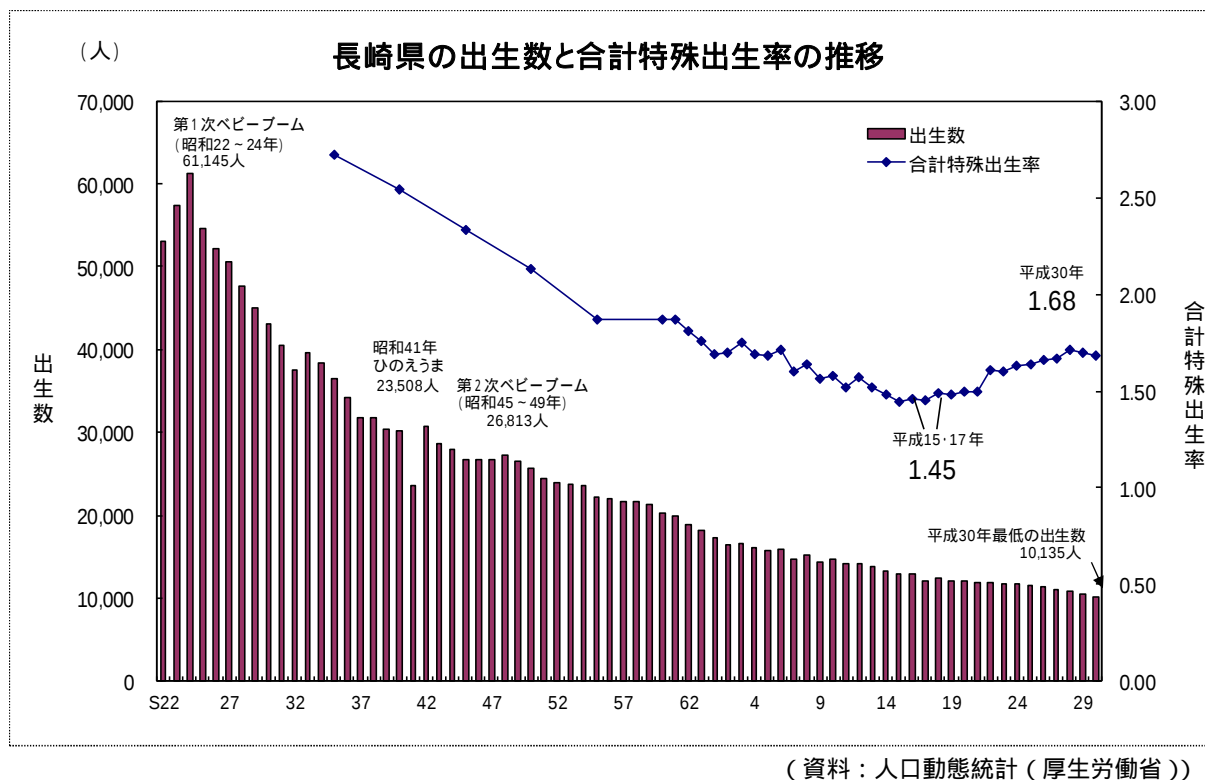
長崎県でも、平成 15 年と 17 年に過去最低の 1.45 となった後、緩やかに上昇し、平成 28 年には 1.71 まで回復しましたが、翌年から微減しており、平成 30 年は 1.68 となっています。全国に比べれば高い状況ですが、人口置換水準の 2.07 を大きく下回っているのが現状です。

平成 30 年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した都道府県将来推計（中位推計）によると、長崎県の人口は、平成 27 年の 138 万人から 2045 年（令和 27 年）には約 98 万人に減少すると予測されていますが、これは、自然減少に加え、県外へ転出する社会的減少も要因となっています。

また、年齢別でみると、平成 27 年の年少人口比率（15 歳未満が総人口に占める割合）は 12.9%、老年人口比率（65 歳以上が総人口に占める割合）は 29.6%となっていますが、2045 年（令和 27 年）には年少人口比率は 11.0%、老年人口比率は 40.6%と、さらに、少子・高齢化が進行すると推測されています。



（資料：人口動態統計（厚生労働省））



2. 少子化の要因と背景

未婚化・晩婚化・晩産化の進行

本県の未婚率は、25～29歳の女性で昭和55年に28.7%（全国23.9%）だったのが、平成27年には57.8%（全国58.8%）、30～34歳では11.1%（全国9.1%）から33.9%（全国33.6%）へ、男性では25～29歳で昭和55年に51.1%（全国55.1%）だったのが、平成27年には65.6%（全国68.3%）へ、30～34歳では18.2%（全国21.5%）から42.3%（全国44.7%）へと大幅に増加しています。

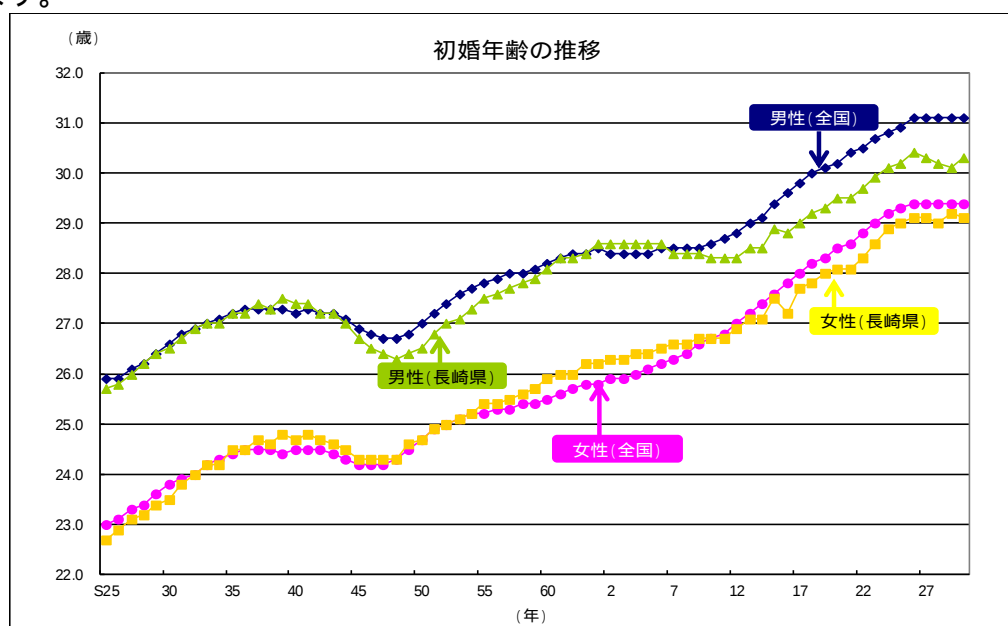
平均初婚年齢は、昭和58年に男性で27.8歳（全国28.0歳）、女性で25.6歳（全国25.4歳）であったのが、平成30年には男性で30.3歳（全国31.1歳）、女性で29.1歳（全国29.4歳）となっており、全国平均と同様に上昇しています。

また、晩婚化に伴い、出産したときの母親の平均年齢も遅くなるという晩産化の傾向もあらわれており、平成10年の第1子出産時が27.6歳（全国27.8歳）であったのが、平成29年には29.7歳（全国30.7歳）となっています。

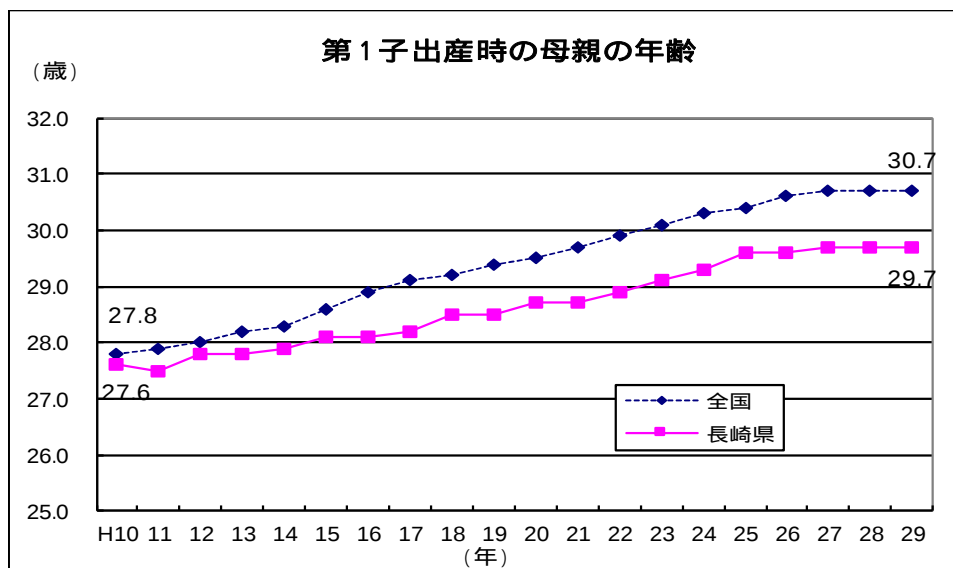
「長崎県少子化問題基礎調査」（平成31年3月～4月）によると、独身者の結婚への意向は、「ある程度の年齢までには結婚するつもり」が26.4%、「理想の相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」が45.6%、「一生結婚するつもりはない」が17.0%でした。

結婚する意思是、男女とも約7割ですが、前回（平成25年）の調査と比較すると、「ある程度の年齢までには結婚するつもり」が15.0ポイント、「理想の相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」が7.9ポイント低くなるとともに「一生結婚するつもりはない」が6.3ポイント高くなるなど、結婚する意思是前回より低下しています。なお、前々回（平成21年）調査時には「一生結婚するつもりはない」が9.2%であったことから、一生結婚しない考えは10年間で7.8ポイント上昇しています。

また、独身である理由については、「適当な相手にめぐりあわない」が49.2%、「必要性を感じない」が29.7%、「自由や気楽さを失いたくない」が26.5%などとなっています。



（資料：人口動態統計（厚生労働省））



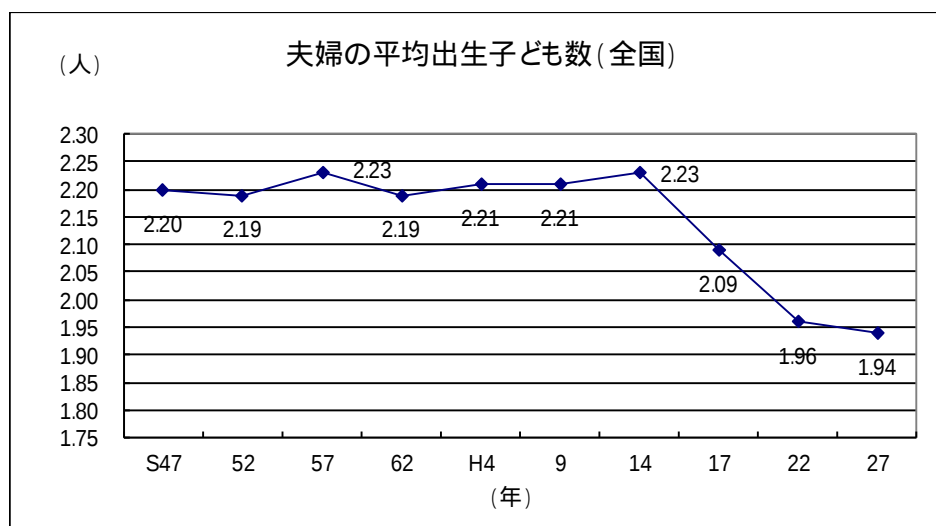
(資料：人口動態統計(厚生労働省))

夫婦の出生力の低下

全国の夫婦の平均出生子ども数については、昭和47年調査の2.20人から平成14年の2.23人まで、30年間にわたって同水準で安定していましたが、平成17年に2.09人となり、平成22年には1.96人と2人を割り込んだ後、平成27年には1.94人まで減少しています。

また、「長崎県少子化問題基礎調査」(平成31年3～4月)によると、子どもを持っている人の「理想の子ども数」は、平均2.74人で、「実際に持つことを考えている子ども数」は、平均2.32人であり、「実際に持つことを考えている子ども数」は、「理想の子ども数」より0.42人下回っています。なお、前回(平成25年)の調査結果と比較すると、「理想の子ども数」は前回2.82人を0.08人下回り、「実際に持つことを考えている子ども数」は前回2.43人を0.11人下回っています。

理想より実際に持つことを考えている子ども数が少ない理由は、「経済的負担が大きい」が61.4%、「年齢的に出産・子育てが無理だから」が47.4%、「仕事と子育ての両立が困難だから」が34.6%などとなっています。



(資料：出生動向基本調査(国立社会保障・人口問題研究所))

人口の流出

長崎県の5歳ごとの人口の増減を見てみると、平成25年から平成30年までの5年間に、15～24歳の層が減少しており、進学や就職の際に、県内の若者が県外に流出していることがうかがえます。

20歳前後で多くの人口が流出してしまうことで、県内で結婚、出産する人口が減少し、出生数の減少を招いていると考えられます。

年齢別推計人口の推移（長崎県）

年齢	H20.10.1			5年後 →	H25.10.1			5年後 →	H30.10.1		
	男	女	計		男	女	計		男	女	計
10～14歳	38,119	36,393	74,512		34,252	32,595	66,847		30,410	29,055	59,465
15～19歳	39,464	38,016	77,480		35,641	34,687	70,328		32,603	31,147	63,750
20～24歳	30,014	32,612	62,626		26,401	27,217	53,618		25,195	24,788	49,983
25～29歳	33,343	36,029	69,372		29,853	31,646	61,499		26,160	26,483	52,643

(資料:長崎県異動人口調査)

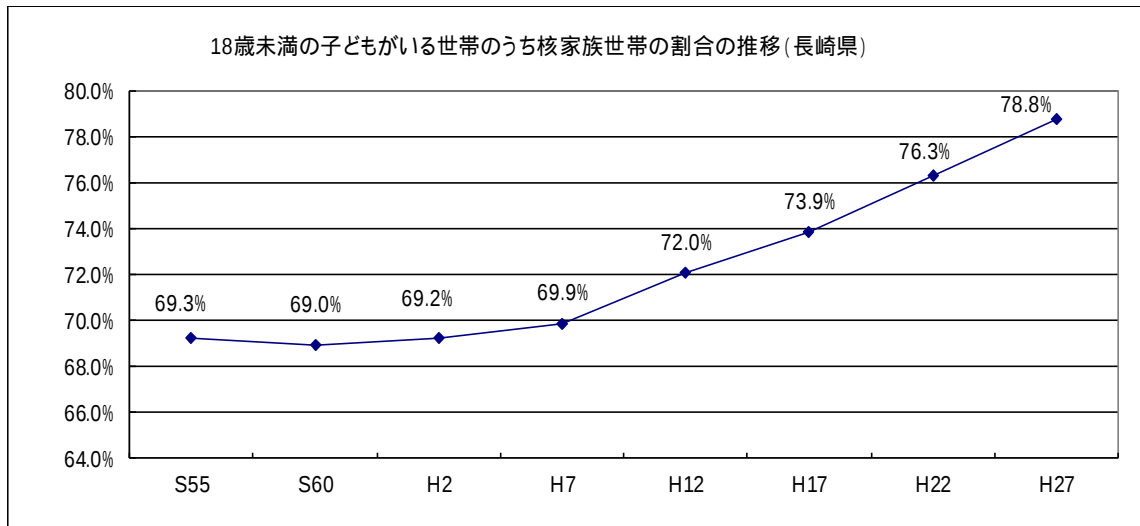
3. 少子化が与える影響

家族の形態の変容

平成27年の「国勢調査」によると、本県の一般世帯人員は1,324,243人、一般世帯数は558,380世帯で、一世帯当たりの人員は2.37人となっています。平成2年と比較すると、一般世帯人員は1,522,268人から13.0%減少し、世帯数は501,901世帯から11.3%増加しており、一世帯当たり世帯人員数は3.03人から0.66人少なくなっています。これは、単身世帯や夫婦のみの世帯が増えたことによるものです。

また、世帯を家族類型別にみると、18歳未満の子どもがいる世帯のうち、核家族世帯の割合は、平成2年の69.2%から平成27年には78.8%と9.6%増加しています。

核家族化が進行し、地域社会における人間関係の希薄化とあいまって、子育て家庭の孤立化と子育てに対する負担感・不安感が増大しているものと考えられます。



(資料：国勢調査(総務省))

子ども同士の交流の機会の減少

子どもの数が減少すると、子ども同士、特に年齢の違う子どもたちや赤ちゃんとの交流の機会の減少、親の過保護や過干渉などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子どもの健やかな成長への影響が懸念されます。

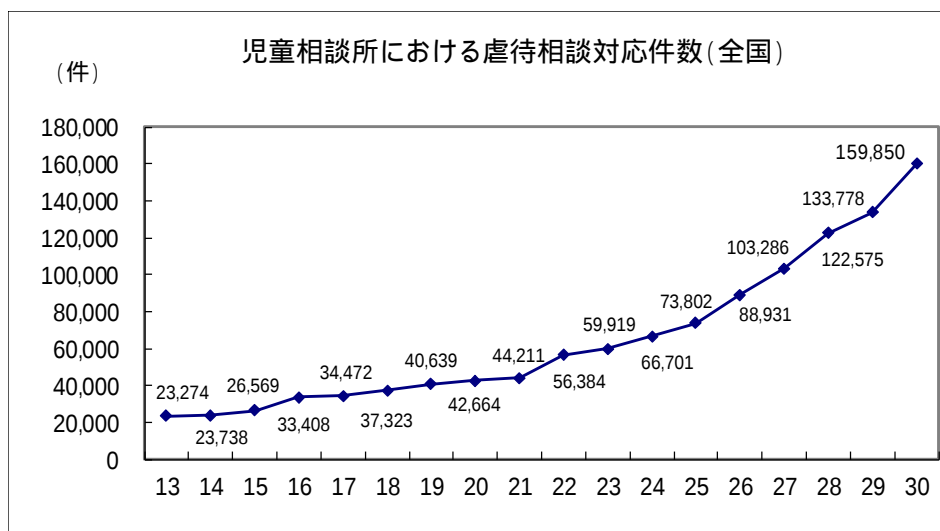
4. 子どもを取り巻く状況

児童虐待の状況

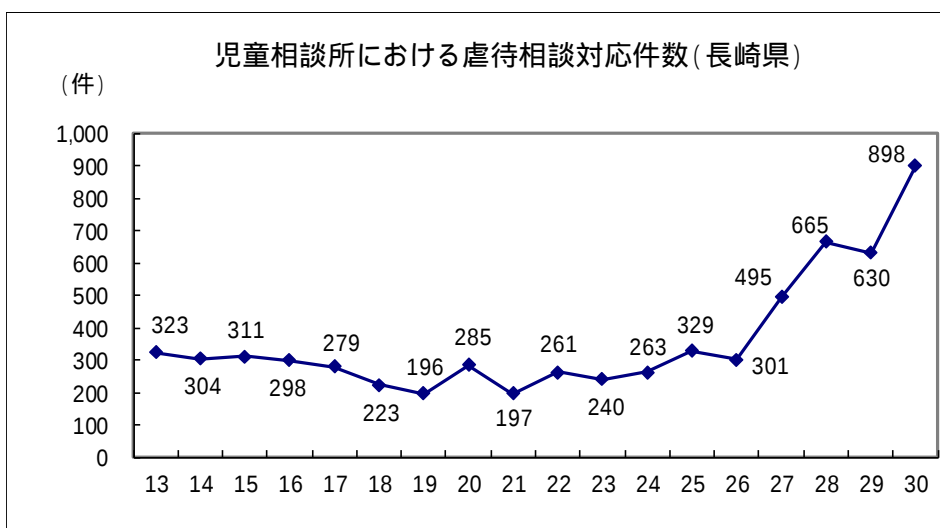
近年、少子化や核家族化の進行等に伴い、家族や地域の養育力の低下とともに、虐待や非行等さまざまな問題がでてきています。とりわけ、児童虐待は、全国的に児童相談所における相談対応件数が増加する中、虐待による死亡事例も発生するなど大きな社会問題となっています。

また、児童虐待は、子どもの健全な成長、発達を阻害し、子どもの心身に長期にわたり深刻な影響を与えることになるため、早期発見が重要であるとともに、社会全体で取り組んでいく必要があります。

本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されたことに伴い、急激に増加しました。その後、平成17年度から市町が児童家庭相談の窓口となり、相談先が増えたことで、年により増減を繰り返していましたが、平成26年度以降は増加傾向で推移し、平成30年度は前年度に比べ42.5%の増加となり、統計を取り始めた平成2年以降最高となりました。



(資料：児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移(令和元年8月厚生労働省))



(資料：長崎県こども家庭課調べ(令和元年8月))

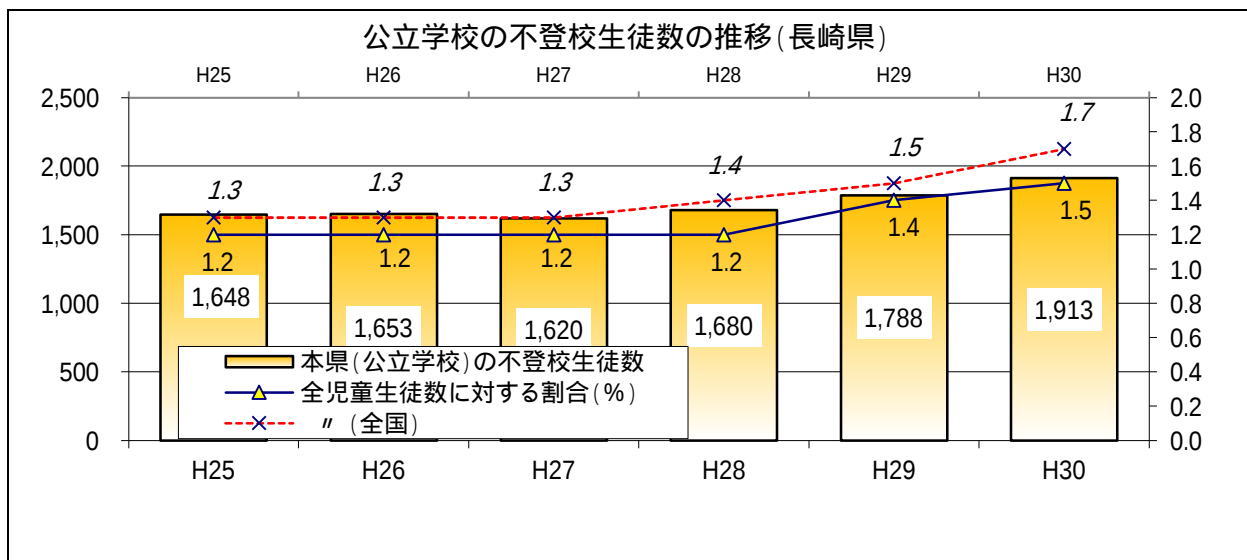
いじめ・不登校の状況

いじめについては、子ども・家庭・学校等それぞれの要因が複雑に絡み合っており、全国でもいじめを苦にして自ら命を絶つ事例が相次ぐなど、大きな社会問題となっています。また、不登校については、本県でも全国と同様に増加傾向にあることから、教育相談体制を整備するなど最重要課題として取り組んでいます。

「平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）では、本県における公立学校のいじめの件数は 3,213 件であり、いじめの問題については、すべての学校の教職員が、「いじめはどの学校にでも起こりうる」という認識の下、日頃から児童生徒の理解に努め、未然防止、早期発見・解決に向けて一層取り組むことが必要です。

また、本県の不登校児童生徒数は 1,913 名であり、前年の平成 29 年から 125 名増加（うち公立小中学校全体では 136 名増加、公立高等学校では 11 名減少）しています。

なお、全児童生徒に対する不登校児童生徒数の割合は、全国平均 1.7 に対して本県は 1.5 でした。



（資料：平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省））

子どもの貧困の状況

平成 30 年度に実施した「長崎県子どもの生活に関する実態調査」では、算出された所得階層を分ける値（子どもの貧困線）は 97.2 万円であり、厚生労働省発表（平成 28 年調査）の 122 万円とは、調査対象、世帯所得の把握の方法等が異なるため、正確に比較は出来ませんが、県民所得と同様に（97.2 万円 / 122 万円 = 79.7%、2,388 千円（県民所得） / 3,059 千円（国民所得） = 78.1%）大きく下回っています。

現在の暮らしの状況について、全体の約 4 割の世帯が「大変苦しい」「やや苦しい」と感じており、特に、経済的に厳しい貧困線を下回る所得階層では、その割合が約 8 割にもものぼり、家計の状況としても「赤字であり、借金をして生活している」と「赤字であり、貯蓄を取り崩している」を合わせると赤字の家計は約 6 割にも達しています。

保護者の収入や家族形態により、子どもの規則的な生活習慣や、学習機会、理解度、向上心や自己肯定感などに差が生じており、特に子どもが希望する学校段階(学歴)の差となって現れています。

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策は極めて重要です。

●家庭環境により子どもが希望する学校段階（学歴）に影響が見られる

- ・子どもが進学を希望する学校段階は、所得階層や家族形態により割合に差が生じており、保護者が期待する子どもの学校段階とはほぼ一致している。

(子どもが希望する進学先：①大学②高校)

I 層①44.8%②28.1%、II 層①25.5%②41.1%、A 層①35.4%②34.5%、B 層①43.0%②28.9%(中2)
--

(保護者が期待する進学先：①大学②高校)

I 層①46.3%②26.4%、II 層①23.1%②47.7%、A 層①34.5%②34.9%、B 層①43.9%②28.3%(中2)
--

層：貧困線を上回る世帯、層：貧困線を下回る世帯、A 層：ひとり親世帯、B 層：非ひとり親世帯

(資料：平成 30 年度長崎県子どもの生活に関する実態調査)

メディア機器の普及による諸問題

青少年のネットや電子メディアをめぐっては、SNS 等を起因とした事犯の被害や加害、ネットの特性などを理解していないことから生ずるコミュニケーション上のトラブルなど、懸念される問題が改善される傾向が見えない状況です。青少年を、ネット・電子メディアに係るトラブルから守り、成長・発達に見合ったネットや電子メディアの活用ができるように育てることは、緊急な対応を要する重要課題となっています。

平成 30 年度青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府)によると、青少年のインターネット利用状況は 93.5%、学校種別に見ると、小学生が 85.6%、中学生が 95.1%、高校生が 99.0%となっており、小・中学生に関しては、前年度より約 10 ポイント高くなっていることから、青少年の生活スタイルに欠かせないものとなっています。

本県の、平成 30 年度の児童生徒の携帯電話(含スマートフォン)の利用状況についての調査では、公立の小学生で 35.1%、中学生で 59.8%、高校生の 94.7%が携帯電話を所持しており、中学生に関してはこの 5 年間で所持率が約 30 ポイント近く増加し、誰もが手軽にインターネットを利用できる環境にあるといえます。

今後は、世界保健機構(WHO)が国際疾病として正式に認証した、ネットゲームなどに過度に依存する「ゲーム障害」の増加や、電子メディア利用の低年齢化の進行が懸念されるなど予断を許さない状況です。

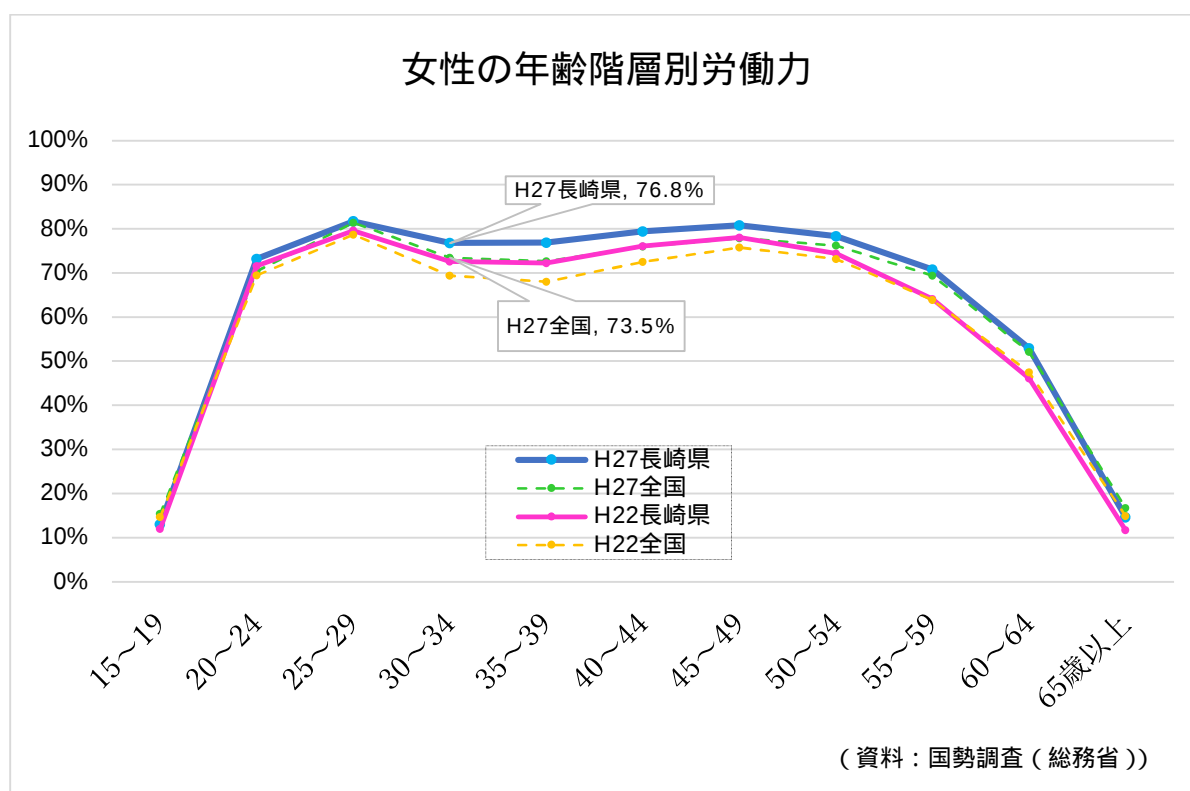
警察庁が発表した「SNS に起因する被害児童の現状」によると、平成 30 年中の SNS に起因する被害児童数は、全国 1,811 人(前年比 - 2 人)本県 16 人(前年比 ± 0 人)であり、SNS を媒介とした被害件数は、全国的にも増加傾向であり、喫緊の課題として捉えていく必要があります。

女性の就業状況

平成 27 年の国勢調査により女性の労働力率（15 歳以上人口に占める就業者数及び完全失業者数の割合）を年齢階級別に見ると、30～34 歳を底とするいわゆる M 字曲線を描いており、出産・育児期に仕事を辞める人が多いことを示していますが、平成 22 年と比較すると、この曲線の谷が浅くなっています。

また、この層の本県の労働力率は 76.8%で、全国平均の 73.5%より高くなっています。

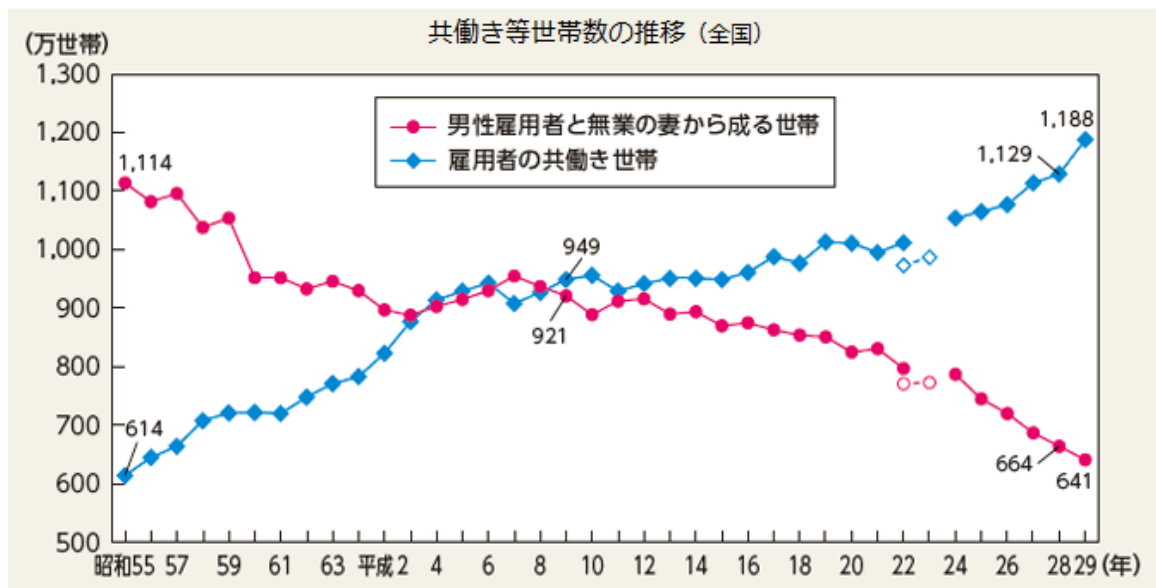
なお、「男女共同参画社会に向けての県民意識調査（平成 26 年度）」によると、就労をしていない女性のうち今後働きたいと考える方が、30 歳代では約 8 割、40 歳代では約 6 割いることがわかります。



ライフスタイルの変化

平成 9 年以降、共働き世帯（夫婦ともに非農林業雇用者の世帯）が、専業主婦世帯（夫が非農林業雇用者で妻が非就業者の世帯）数を上回り、その後も増加傾向が続いています。平成 28 年の内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、「子どもができてずっと職業を続けたほうが良い」と考える人は 54.2%で、女性のみを見てみると 55.3%と、男性の 52.9%よりも高くなっています。また、第 1 子出産後も継続して就業する女性は 5 割を超えています。

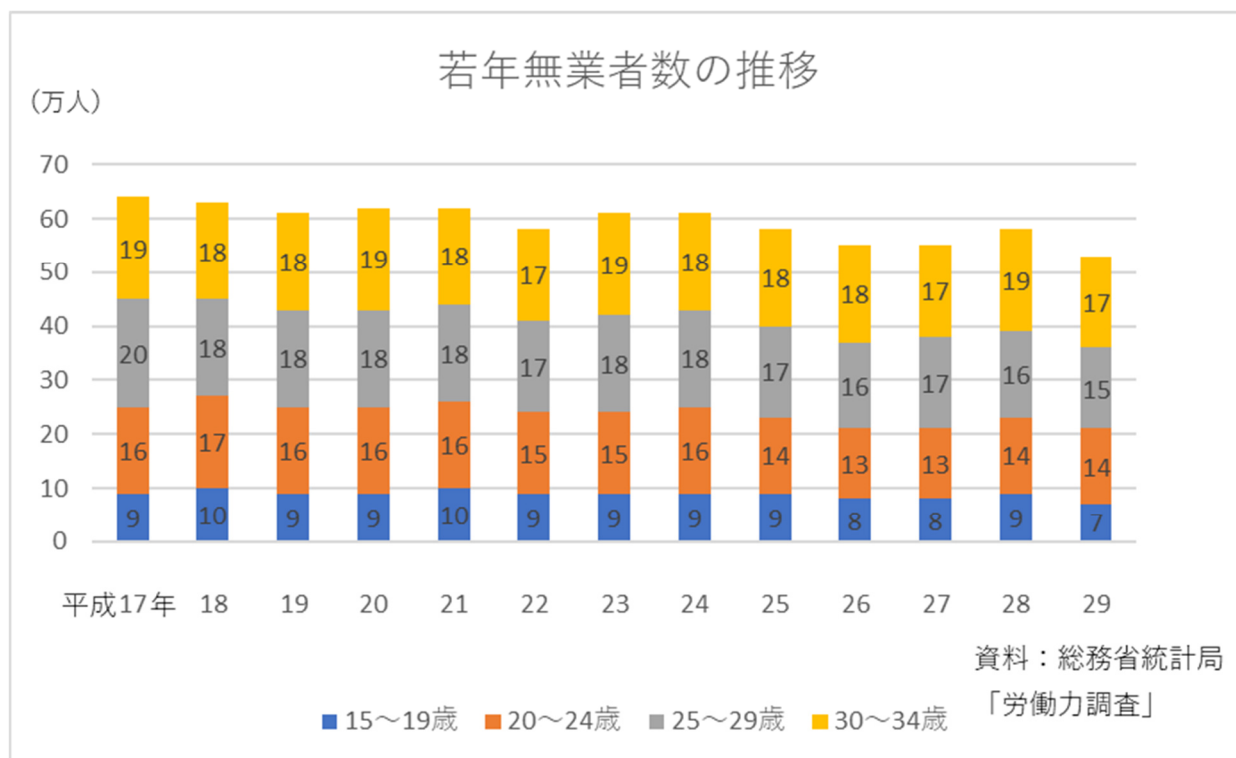
一方で、家庭生活においては、家事や育児等といった家庭的負担が、依然として女性に偏っているため、男性の家事・育児等への参画拡大が求められています。

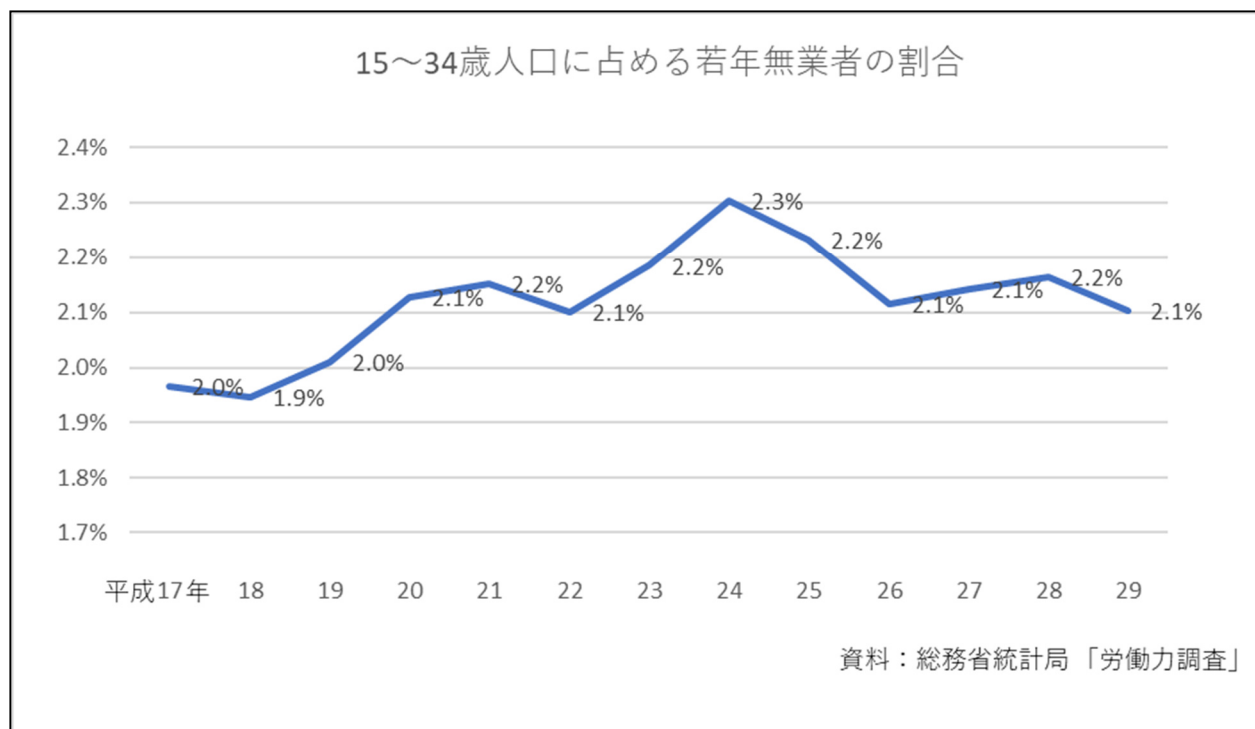


（資料：内閣府「男女共同参画白書（平成30年度版）」）

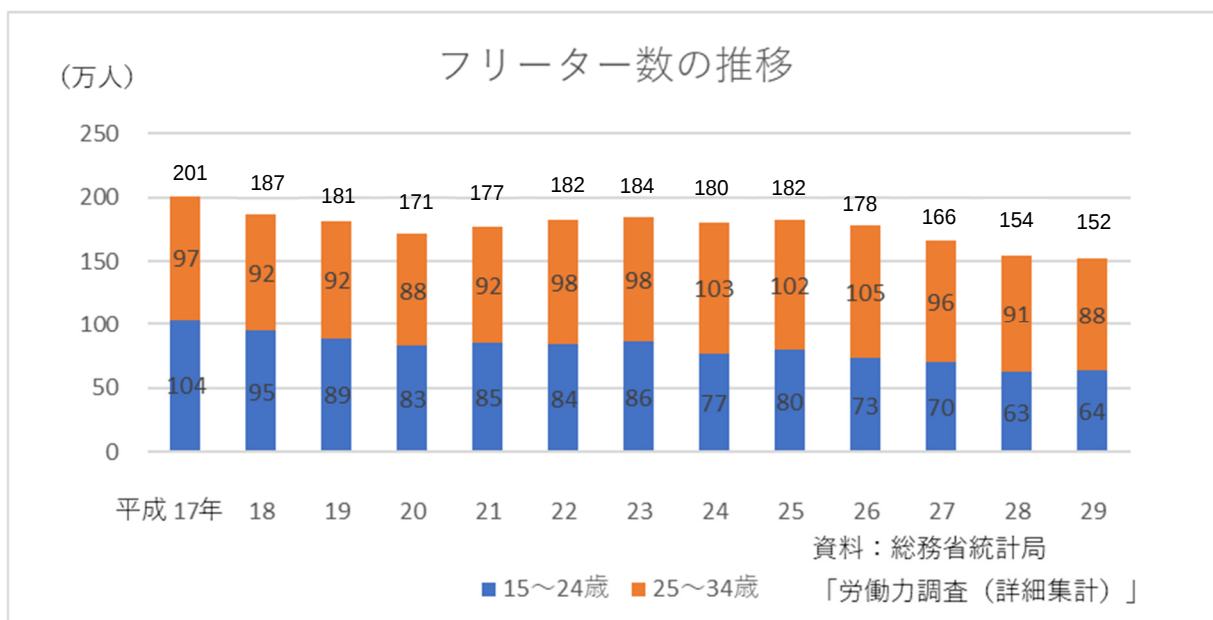
若年者の就業状況

総務省の「労働力調査」によると、全国でニート（15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない非就業者）の状態にある若者は、平成29年には54万人となっています。15歳～34歳人口に占める割合は2.1%程度の割合で大きな変動はなく推移しています。





フリーター（学生と主婦を除く 15～34 歳のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の者）の数は、平成 26 年以降、減少傾向にあり、平成 29 年では 152 万人となっています。年齢階級別に見ると、平成 19 年に 25～34 歳のフリーター数が 15～24 歳を上回り、近年は全体の 6 割近くを 25～34 歳が占めています。



また、全国の新規学校卒業者の在職期間別離職率をみると、就職後 3 年以内に、中学校卒業生では就職者全体の 64.1%が、高等学校卒業生では 39.3%が、大学卒業生では 31.8%がそれぞれ離職しています（いずれも平成 27 年 3 月卒業生）。

5．子育て支援対策のこれまでの主な取組

平成 27 年 3 月に策定した前「長崎県子育て条例行動計画」に基づき、子育て環境の整備を進めてきました。

56 項目の数値目標のうち、平成 30 年度末までに既に目標を達成しているものは、「放課後児童クラブの設置数」、「子ども・若者総合相談センターでの相談件数」、「スクールカウンセラーの配置率」、「ココロねっこ運動取組件数」など 31 項目です。

今後も取組が必要と思われる項目については、本計画においても、引き続き数値目標の達成に向け、取り組んでいきます。

第 編 施策体系

【基本理念】

県民総ぐるみの子育て支援

【めざすもの】

子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境の整備

安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現

【基本的な考え方】

- 一人ひとりの子どもに応じた支援を行い、子どもの生きる力をはぐくむ。
- 子どもが失敗してもやり直せる寛容性のある社会をつくる。
- 子どもの健やかな育ちを支えるため、セーフティーネットを構築し、教育の機会や生活を守る。
- 保護者の子育て力を高め、子育て家庭に切れ目のない支援を行う。
- 地域の子どもをしっかりと育てる地域力を高める。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）により、家庭生活や余暇などを豊かにする。そして、家族のふれあいや安定した生活に希望を持ち、結婚・出産を望む人が、決断できる社会をつくる。

第 編 基本施策及び施策の方向

1 妊娠・出産の支援

妊娠・出産期における支援

不妊治療対策の充実

近年、晩婚化や晩産化を背景として、妊娠・出産・育児にかかる医療体制の重要性は益々高まっており、また、地域のつながりの希薄化や核家族化の進行により、妊産婦が周囲の人に相談しづらく、孤立感や負担感を抱える状況が増えています。

誰もが安心して安全に出産するための周産期の医療体制及び相談・支援体制を整備し、不妊治療対策の充実を図ります。

【主な指標】

目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
妊産婦死亡数	0人 (H29)	0人 (毎年)
不妊治療費助成組数	—	—

2 子どもや子育て家庭への支援

子どもの成長に応じた支援

子どもの健やかな育ちへの支援

家庭・地域・学校等の連携による子どもの育成

すべての子どもや子育て家庭に対して、子どもの成長に応じて、地域や学校等が支えるしくみを確立し、子どもたちが、自分の将来に見通しをもち、自立した社会人となるよう育てる社会をつくれます。

また、医療や保健、食育など、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、家庭や地域の養(教)育力を向上させ、きめ細かな支援を行うための施策や、子育て家庭に対する経済的な支援を実施します。

【主な指標】

目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
保育所等待機児童数	70人 (R1)	0人 (毎年)
保育施設等における死亡事故発生件数	0件 (H30)	0件 (毎年)
「ながさきファミリープログラム」を地域で実施する市町の数	19市町 (H30)	21市町 (R5)

3 仕事と生活が調和 する社会の実現

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と子育ての両立のための基盤整備

結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現

結婚・出産・子育てと仕事が二者択一となり、結婚や出産をためらう人が増えていることを背景に、少子化や子育ての課題に関し、働き方の見直しが注目されています。また、仕事優先になり、保護者が十分子どもと向き合えないことで、子どもの育ちへの影響が懸念されています。

仕事と生活の調和のための意識啓発や、企業における取組の推進、結婚、妊娠・出産、子育てに対する切れ目ない支援を実施します。

【主な指標】

目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の割合	75.3% (H30)	86% (R6)
放課後児童クラブ待機児童数	53人 (H30)	0人 (毎年)
結婚支援事業による成婚数	65組 (H30)	150組 (毎年)

4 きめ細かな対応が 必要な子どもと 親への支援

いじめ・不登校、児童虐待防止対策等の推進

障害児施策の充実

ひとり親家庭等の自立支援の推進

子どもの貧困対策

社会的な問題ともなっている児童虐待やいじめ・不登校、障害のある子ども、ひとり親家庭、貧困の状況にある子どもなどに対し、それぞれの状況に応じて、専門機関や地域における支援体制を充実させ、きめ細かな支援を実施します。

【主な指標】

目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
スクールカウンセラーの配置校数	280校 (H30)	300校 (R5)
公立の幼・小・中・高等学校における個別の教育支援計画作成率	93.6% (R1)	95%以上 (R6)
ひとり親家庭の父母の就職者数(累計) 下段<>内は県事業分の単年度実績及び目標人数	3,213人 (H26~H30) <123人> (H30)	3,300人 (R2~R6) <100人> (毎年)

5 安全・安心な子育ての環境づくり

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子ども等の安全の確保

子育てを支援する生活環境の整備

近年、子どもの周りには、インターネット等を通じ、危険な情報があふれています。また、住宅や道路、公園などの生活環境や、交通事故や犯罪など、子どもが育つ上で注意を払うべき課題もあります。

子どもの健やかな育ちを支えるため、有害環境を浄化し、生活環境整備や交通安全、防犯など、安全・安心な環境づくりを進めます。

【主な指標】

目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
携帯電話所持の児童・生徒のフィルタリング利用率	63% (R1)	75% < 80% > (R5 < R7 >)
通学路の歩道等の整備延長	0.0 km (R2)	10.0 km (R6)

6 県民総ぐるみの子育て支援

社会全体で子育てを応援する機運の醸成

ココロねっこ運動の推進

家庭の日の普及

社会の宝である子どもは、家庭だけでなく、地域全体ではぐくんでいかなければなりません。「誰かが、」ではなく、「自分が、」子どもと子育て家庭を支えるという取組が必要です。

「ココロねっこ運動」の取組や「家庭の日」の取組を推進し、県民総ぐるみの子育て支援の実現を目指していきます。

【主な指標】

目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
ココロねっこ運動登録団体数(累計)	5,953 団体 (H30)	6,460 団体 (R6)
家庭の日ワークショップの参加者数	368 人 (R1)	400 人 (R6)

7 子どもの心と命を守るための取組

関係機関の連携強化

特別な配慮が必要な子どもへの支援

平成26年7月、佐世保市内の県立高等学校1年の女子生徒が同級生の女子生徒に殺害されるという大変痛ましい事件が発生しました。

このような悲劇が繰り返されないよう、再発防止のための取組が重要であることから、関係機関の連携強化、特別な配慮が必要な子どもへの支援等を実施します。

【主な指標】

目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修受講者数	26人 (H30)	26人以上 (毎年)
5歳児健診実施市町数	16市町 (H30)	21市町 (R4)

第 編 計画内容

第 1 章 妊娠・出産の支援

第 1 節 妊娠・出産期における支援

【現状と課題】 1-1

- 本県の周産期医療 は、2つの総合周産期母子医療センター（長崎医療センター、長崎大学病院）を中心として、2つの地域周産期母子医療センター（長崎みなとメディカルセンター、佐世保市総合医療センター）と地域の周産期医療機関とのネットワークによって確保する体制を構築しています。離島地域においては、企業団病院の中核病院が対応し、切迫早産などの重篤な患者については、ドクターヘリや県の防災ヘリ、海上自衛隊ヘリによって本土の総合周産期母子医療センター等へ搬送するシステムが確立されています。一方、全国的な傾向としての産科、小児科医師の不足と高齢化は、本県にとっても例外ではなく、産科、小児科医師の育成・確保対策の充実が重要な課題となっています。また、NICU の満床で母体や新生児の新規受入れができないといった事例が発生していることから、NICU 等周産期医療施設の拡充も今後の課題です。
- 妊娠中は、生活習慣の変化、女性ホルモンの影響や口腔内の衛生状態が悪くなりがちなことから、むし歯や歯周病にかかりやすくなります。特に、歯周病は低体重児出産のリスクが高まることが明らかにされているため、妊娠中の歯・口の健康に努める必要があります。
- 地域のつながりの希薄化や核家族化等により、妊娠しても周囲に不安を打ち明ける人がおらず孤立感や負担感を抱える状況が増えてきています。妊娠・出産・育児に関する母親の不安を軽減し、子育てを楽しみと思えるような支援のあり方が望まれています。
- 子どもの心身の健やかな成育が保障される権利を尊重することを理念とした「成育基本法」の成立に伴い、妊娠期から成人期まで切れ目のない医療・保健・教育・福祉等に係るサービスを提供するため、必要な施策を総合的に推進していく必要があります。

【具体的施策】 1-1

- 安全に出産できる環境を確保するため、周産期母子医療センターの運営充実やNICU等設備整備を図るとともに、NICU 等の満床による受入困難事例を防ぐため、状態が安定した母体や新生児を地域で早期に受け入れることができる体制を構築します。また、救急医療を必要とする妊産婦及び

新生児に対応するため、ドクターヘリ等による搬送を実施します。

(医療政策課)

- NICU を退院後、引き続き医療的ケアが必要な小児 等が、在宅で安心して療養できる体制の整備を目指し、医療と保健、障害福祉、教育等が連携した施策を進めます。多職種が参加する症例検討会や、地域における退院時カンファレンスへの技術的支援を行うほか、医師、訪問看護師、相談支援専門員など、在宅医療に関わる人材の確保、育成を図ります。

(医療政策課、障害福祉課)

- 小児科・産科医を志望する研修医に対する研修資金の貸与や、産科医及び助産師に支給される分娩手当に対する助成など、周産期医療 体制の整備に取り組みます。

(医療人材対策室)

- 安全で安心な妊娠の継続と出産に向けて、妊娠に係る健康相談などの必要な支援を行います。

(こども家庭課)

- 市町と歯科医院、産婦人科医院との連携により、妊産婦の歯科検診・健康教育を推進します。

(こども家庭課)

- 歯科保健関係者で構成する協議会（歯科保健医療部会並びに同部会歯科保健専門委員会）において、妊産婦歯科保健の推進体制や歯科保健教育の取組に関する情報共有を図り、関係機関による連携した取組の促進に努めます。

(国保・健康増進課、こども家庭課)

- 市町が行う母子保健法に基づく乳児健診や新生児・妊産婦の訪問、児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業や養育支援訪問事業などと連携して、母子の健康保持や育児について、必要な支援に努めます。

(こども家庭課)

- 新生児を対象として、先天性代謝異常等検査や聴覚検査を実施することにより、疾病や障害を早期に発見し、疾病の予防や治療、障害の軽減などに努めます。

(こども家庭課)

- 出産後、養育のため入院することが必要な未熟児については、未熟児養育医療費の支援を行います。

(こども家庭課)

- 妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するために、市町における子育て世代包括支援センターの設置や、きめ細かな相談支援を行う体制の整備を促進します。

【1-1、2-1-1 掲載】(こども家庭課)

- 妊産婦の悩みについて相談支援を行う「産前・産後サポート事業」や退院直後の母子に対して心身のケアを行う「産後ケア事業」などの取り組みが図られるよう促進を図り、妊産婦への支援の充実に努めます。

(こども家庭課)

【数値目標】1-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
妊産婦死亡数	H29	0 人	毎年	0 人

第 2 節 不妊治療対策の充実

【現状と課題】1-2

- 近年、働く女性の増加、結婚に対する価値観の変化等による晩婚化・晩産化に伴い、不妊に悩む夫婦の割合が増加しています。
- 不妊治療については、令和 4 年 4 月から生殖補助医療が保険適用となり、医療費負担の軽減が図られましたが、保険適用外となる一部の診療については、高額な医療費がかかるため、経済的な負担が大きく、また、治療に伴う身体的負担や精神的負担も抱えていると思われます。

【具体的施策】1-2

- 県立保健所の「不妊専門相談センター」において、不妊に関する悩みや不妊治療に関する相談等、必要なサポートを行います。

(こども家庭課)

- 不妊治療の保険適用後において、一部保険適用とならない先進医療等への助成を行います。

(こども家庭課)

【数値目標】1-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
不妊治療費助成組数	—	—	—	—

第 2 章 子どもや子育て家庭への支援

第 1 節 子どもの成長に応じた支援

1 すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実

【現状と課題】2-1-1

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近な人からの子育てに関する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっており、子育ての知識や経験に乏しく、孤立感や負担感を感じる保護者が多くなっています。
- 地域における子育て支援の充実が求められる中、子育て親子の交流や情報提供を行う地域における子育て支援拠点や、子育て支援機能を有する認定こども園 制度が増えており、今後はその支援の質の全体的な向上を図る必要があります。

【具体的施策】2-1-1

- 子育て家庭の交流、育児に関する相談、子育てサークル の支援などを行う「地域子育て支援拠点 」については、職員の資質向上のための研修会を実施します。また、子育て家庭に対して支援制度の情報提供を行う「利用者支援事業」や、地域の多様な世代・団体との協働による親子の育ちを支援したり、訪問支援等を行ったりする「地域支援事業」の取り組みを促進し、その機能の強化に努めます。

【2-1-1、2-3-2(1)掲載】(こども未来課)

- ファミリー・サポート・センター の設置を促進します。また、子育てがひと段落した世代を中心とした援助会員の拡大に取り組みます。

(こども未来課)

- 幼稚園、保育所、認定こども園において、全ての子ども・子育て家庭に、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などを行う子育て支援事業を推進します。

(こども未来課)

- 妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するために、市町における子育て世代包括支援センター の設置や、きめ細かな相談支援を行う体制の整備を促進します。

【1-1、2-1-1 掲載】(こども家庭課)

- インターネット等を活用し、子育てに関する相談支援を強化します。

(こども未来課)

【数値目標】2-1-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
こども家庭センター設置市町数	R4	0 市町	R6	7 市町

2 幼児期の教育・保育の充実

【現状と課題】2-1-2

- 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、平成 24 年に子ども・子育て関連三法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。
- 少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化等の社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育ニーズは多様化しています。このため、保護者のニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。
- 国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など外国につながる幼児の増加が見込まれ、その幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるような支援体制が必要です。
- 子ども・子育て関連三法においては、子ども・子育て支援給付等を総合的かつ計画的に行うため、都道府県に対して当該給付等が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じることを求めています。
- 令和元年 10 月にスタートした幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに等しく幼児教育・保育を受ける機会を実質的に保障する意義がありました。これにより、全ての子どもたちが幼児期に生きる力の基礎を身に付けるよう、質の高い教育・保育を提供する必要がますます高まっています。
- 質の高い教育・保育の提供には従事する者の確保、資質の向上が必要です。
- 幼児教育から小学校への円滑な接続のために、保育所、幼稚園等と小学校や家庭、地域との連携等による子育て支援や、社会全体で取り組む連携・協力体制の整備が求められています。
- 全国で保育所等における園児のバス内への置き去りの事故等が発生している状況に鑑み、保育所等の安全管理がより一層徹底されることが必要です。

【具体的施策】2-1-2

- 地域の実情に応じた質の高い教育・保育が総合的かつ効率的に提供されるよう、市町と連携して提供体制を確保し、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざします。

(こども未来課)

- 子ども・子育て支援法に基づき国が定める基本指針に従い、市町子ども・子育て支援事業計画における数値を集計したものを基本として、次の表のとおり、教育・保育の提供体制を整備します。
- ・ 教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保に係る県が定める区域は、市町の区域とします。
- ・ 教育・保育及び地域型保育等の提供ができるよう、必要な教育・保育及び地域型保育を行う者を確保していきます。

(こども未来課)

【各年度における教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保】

(県計：人)

年齢区分・認定区分・施設区分		R1 実績	R2	R3	R4	R5	R6
3～5 歳 児 (1号認定 2号認定)	量の見込み	32,993	33,238	32,371	31,619	30,481	29,619
	1号認定		11,216	10,752	10,353	9,297	8,886
	2号認定		22,022	21,619	21,266	21,184	20,733
	確保方策		36,861	36,624	36,599	36,417	36,190
	特定教育・保育施設		31,878	31,642	31,617	32,179	31,952
	1号認定		10,181	10,013	9,944	10,018	9,957
	2号認定		21,697	21,629	21,673	22,161	21,995
	その他の施設		744	743	743	493	493
	確認を受けない幼稚園		4,239	4,239	4,239	3,745	3,745
	量の見込み	18,496	17,608	17,576	17,522	16,893	16,924
0～2 歳 児 (3号認定)	確保方策		17,829	18,222	18,568	18,272	18,585
	特定教育・保育施設		17,028	17,422	17,767	17,393	17,707
	地域型保育		356	355	356	361	360
	その他の施設		445	445	445	518	518
教育・保育に従事する者の必要 見込人数		6,628	6,437	6,369	6,305	6,079	6,026
教育・保育に従事する者の確保方策			6,437	6,369	6,305	6,079	6,026
教育・保育の確保方策に関して県 が定める数(2号認定)			設定しない				

量の見込みにおける「1号認定」には、2号認定が見込まれる者のうち、教育ニーズが高く、1号認定を希望すると見込まれる者を含む。

「その他の施設」に含まれるもの

- ・離島・へき地等で実施する地域型保育事業(小規模保育事業・事業所内保育事業等)において特例給付の対象となる満3歳以上児に係る定員相当数
- ・子ども・子育て支援法に基づき実施する特例保育
- ・上記以外のへき地保育施設
- ・認可化移行総合支援事業補助対象施設

「教育・保育の確保方策に関して県が定める数」とは、既存施設の認定こども園への移行を促進するため、各施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて、これらの施設が認定こども園に移行するために必要となる利用定員数を定めるもの。

- 地域型保育事業において乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、市町と連携して、地域型保育事業者が連携協力を行う連携施設を確保できるよう支援します。

(こども未来課)

- 教育・保育及び地域型保育の利用を希望する者が、就労の状況など生活の実態に応じて施設等を選択できるよう、必要に応じて関係市町と協議及び調整等を行います。

(こども未来課)

- 幼稚園、保育所、認定こども園 において、それぞれが積み上げてきた経験の共有と相互理解のための連携を促進します。

(こども未来課)

- 認定こども園法の改正により、単一の施設として学校及び児童福祉施設の法的位置付けがなされた幼保連携型認定こども園 への移行を、市町と連携して支援します。

(こども未来課)

- 離島・過疎地域においては、地域の特性に応じた小規模保育施設や認定こども園の設置など、教育・保育の確保に努めます。

(こども未来課)

- 一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業など、保護者や地域のニーズ、実情に応じた保育サービスの充実を図ります。

【 2-1-2、3-2 掲載 】(こども未来課)

- 保育所等が通訳を活用する場合の補助や保育士の追加配置にかかる補助の活用を促すなど、外国につながる幼児を受け入れる教育・保育施設を支援します。

(こども未来課)

- 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行うとともに、保育士養成施設と連携し、学生に対する、保育所等への現地見学や就職面談会など保育所等への就職促進を図ります。

(こども未来課)

- 県及び市町が連携して、幼児教育の振興及び子どもの健康・安全の確保、職員の研修体制の充実、処遇改善、地域の関係機関との積極的な連携・協力の推進などを進め、生きる力の基礎を培う幼児期の教育・保育の充実と保育環境の改善・充実を図ります。

(こども未来課)

- 発達障害を含む障害のある幼児に対するきめ細かな対応を推進するため、園内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画及び指導計画の作成など、適切な支援体制の整備を推進します。
(こども未来課)
- 幼保小連携の研究成果の普及に努めるとともに、幼保小連携のための協議会設置など、市町レベルの推進体制の整備を図るよう働きかけます。また、発達において特別な配慮を要する幼児について、幼児教育相談の実施等により小学校以降の学習・生活への円滑な接続のための支援体制の整備に努めます。
(こども未来課、義務教育課)
- 県等が広域に、教育・保育に関する調査研究、教育・保育に携わる者の研修、市町及び教育・保育施設等に対する情報の提供及び助言その他必要な施策を総合的に実施するための拠点(「幼児教育センター」という。)を活用し、域内全体の幼児教育・保育施設の質の向上を図ります。
(こども未来課)
- 保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者(「幼児教育アドバイザー」という。)の育成・配置を推進します。
(こども未来課)

【数値目標】2-1-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
保育所等待機児童数	R1	70 人	毎年	0 人
一時預かり実施施設数	H30	482 箇所	R6	490 か所
病児・病後児保育実施施設数	H30	40 箇所	R6	45 か所
認定こども園 の設置数	H30	154 か所	R6	177 か所

3 安全安心な放課後の居場所づくり

【現状と課題】2-1-3

- 近年、共働きが増え、子育てと仕事の両立支援の必要性が増大していることを背景に、放課後児童クラブ 設置のニーズがますます高まっています。
- 放課後児童クラブについては、市町子ども・子育て支援事業計画 に基づき、効率的かつ計画的に整備を行う必要があり、本県では、学校施設内で行われている放課後児童クラブの割合が全国平均を大きく下回るとともに、保護者の要望も大きいことから、地域の実情を踏まえながら、公有財産の活用等により、放課後児童クラブの設置を推進する必要があります。
- 児童館 は、幅広い児童の健全育成を目的とした児童福祉施設であり、「遊び」を中心として、地域に密着した活動が求められています。
- 安全・安心な活動拠点（居場所）となる地域子ども教室 の更なる充実を図るため、コーディネーターや指導員等に係る研修機会の提供とその充実に努める必要があります。
- 全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる総合的な放課後対策に取り組む必要があります。

【具体的施策】2-1-3

- 授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成活動を行うとともに、就労している保護者のニーズに対応するため、放課後児童クラブの質や量の充実に努めます。
【2-1-3、3-2 掲載】（こども未来課）
- 放課後児童クラブの実施のため、小学校の余裕教室等の改修や学校敷地内専用施設の設置等に必要な経費の補助を実施します。
（こども未来課）
- 長崎県児童館等連絡協議会を通して、児童館職員の資質向上のための研修や全国の先進的な取組の情報提供などを行います。
（こども未来課）
- 放課後児童クラブの指導員に対する研修については、放課後児童支援員になるための研修を、県内の全てのクラブにおいて必要な有資格者を確保できるよう実施するとともに、現任職員に対して資質向上を図る研修を実施し、優れた人材の養成や確保及び専門性の向上等に努めます。
（こども未来課）
- 地域の様々な人々の協力を得て、放課後や土曜日等における子どもの安

全・安心な活動拠点（居場所）を提供するため、地域子ども教室のコーディネーターや指導員等に係る研修機会の提供とその充実に努めます。また、合同研修会の開催などにより、放課後児童クラブ と地域子ども教室 の連携を推進していきます。

【2-1-3、2-1-4(2)掲載】(こども未来課、生涯学習課)

- 市町において「新・放課後子ども総合プラン」の円滑な取組促進が図られるよう、県内の放課後対策の総合的なあり方についての検討の場として、「放課後子ども総合プラン推進委員会」を設置します。

【2-1-3、2-1-4(2)掲載】(こども未来課、生涯学習課)

【数値目標】2-1-3

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
放課後児童クラブの設置数	H30	447 か所	R6	460 か所
子どもたちにとって豊かで有意義な環境づくりに機能していると指導者・関係者が自己評価する「地域子ども教室」の割合	H30	98.5%	R5	100%

4 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

(1) 一人一人を確実に伸ばす確かな学力の育成

【現状と課題】2-1-4(1)

- これから子どもたちが活躍する未来は、グローバル化やA I に代表される技術の急速な進展などにより、予測困難な社会の到来が予想されています。学校教育においては、次代を生き抜く子どもたちが、社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、未来を切り拓いていくために必要な資質・能力を身に付けさせることが重要です。
- 全国学力・学習状況調査の結果から、本県の児童生徒については、各教科の基礎的な知識や技能の確実な定着を図り、習得した知識や技能を活用し思考力や判断力、表現力を高めることが課題となっており、小・中学校においては、この調査を踏まえた学力向上プランを作成して授業改善に取り組んでいます。
- 高校生においては、多様化する進路希望に応えられるよう、高等学校段階で身に付けるべき資質・能力を確実に育成するために、探究的な学びを充実させていく必要があります。

- 国際社会や異文化を理解し、自分の考えや意見を自ら発信し、行動する態度や能力を身に付けるために、外国語によるコミュニケーション能力の育成を推進していくことが求められています。小学校の3、4年生においては外国語活動を、5、6年生においては外国語科を実施しており、中学校ではコミュニケーション能力の更なる向上を図っています。高等学校では、学習指導要領に基づき、英語で行うことを基本とした授業づくりを進めています。
- I o T や A I 等の発達をはじめとする情報技術革新が一層進展し、生活を大きく変えていく社会の到来が予測される中、教育の情報化(ICT)をさらに推進し、電子黒板 やタブレット P C などの I C T 機器を活用した効果的な授業実践により、児童生徒の学力向上及び情報活用能力の向上を図りながら、情報化社会にしっかりと対応していける能力を身に付けさせる必要があります。また、インターネットや S N S 等を媒体にした子どもを巻き込む事件が増加していることから、情報モラル教育を一層推進していく必要があります。

【具体的施策】2-1-4(1)

- 県学力調査（小学校：国語・算数・理科、中学校：国語・数学・英語）を実施し、全国学力・学習状況調査（小学校：国語・算数・理科、中学校：国語・数学・英語・理科）の結果とともに本県の子どもたちの課題や改善策を明らかにし、県及び市町教育委員会の協働体制のもと、各小・中学校における授業の充実・改善を図ります。

（義務教育課）

- 少人数学級編制や少人数指導等、きめ細かな指導を充実し、子どもたちの理解の状況や習熟の程度に合わせたティーム・ティーチングや習熟度別学習等により、子どもたちの学力向上に努めます。

（義務教育課）

- 小・中学校においては、市町教育委員会や関係機関と連携しながら、異文化交流を含む先進的な取組等を推進するとともに、教員を対象とした研修を充実させることにより、児童生徒の英語による発信力の強化を目指します。高等学校では、小・中学校で身に付けた基礎を踏まえ、授業の改善を図るとともに、生徒たちの英語によるコミュニケーション能力を育成するための更なる取組を行います。

（義務教育課、高校教育課）

- 高等学校においては、各学校で育成すべき資質・能力を明確にし、学びの基礎診断等を活用しながら、生きて働く「知識・技能」の確実な習得を図るカリキュラム・マネジメントを実現します。また、1人1台端末や電子黒板、実物投影機などの I C T 機器を活用しながら授業改善を進め、すべての教科・科目において探究的な学習を推進します。さらに、「社会に関わった教育課程」の理念の実現を目指すために、地域や社会とのつながりを

意識した学習を進め、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。
(高校教育課)

- 小規模高校等への遠隔授業の配信など、ICT を活用して学校が所在する地域に関わらず多様な学びの選択肢を提供するとともに、個々の生徒の興味・関心や習熟度に応じた学びや、他校や学校以外の場所ともつながる協働的な学びを実現します。

(教育 DX 推進室)

- 子どもたちがインターネットや SNS を適切に活用し、必要な情報を収集したり、発信したりする能力を育成するとともに、子どもたちの情報モラルも育成していきます。

(児童生徒支援課)

(2) 豊かな心の育成

【現状と課題】2-1-4(2)

- 「長崎県児童生徒の社会性規範意識に関する調査」によると、本県の子どもの社会性・規範意識については、高い状態を維持しています。一方で、全国的にも問題となっているいじめや、いじめによる自殺については、本県においても対応しなければならない喫緊の課題となっています。
- 様々な体験活動を通じて、社会性や規範意識を身に付け、豊かな心を育んでいくために、異年齢の子どもや地域の方々と交流し、自然や伝統・芸術文化などに触れるとともに、体験活動を通じふるさと長崎県を再認識することは重要なことです。また、県立青少年教育施設を活用した安全で充実した体験活動等を提供するとともに、活動を支援する指導者の確保と資質向上を図ることが必要です。
- 学校における子ども読書活動を推進するために、学校司書の配置に係るモデル事業の実施により、学校図書館担当職員の資質向上や学校図書館の機能の充実・強化に努めてきた結果、子どもの読書量の増加や学校司書等の配置の増加等、一定の成果が現れています。主体的な学びや言語活動の充実を図るために、学校図書館を授業の中で積極的かつ組織的に活用することや、家庭・地域・学校が連携し、不読者率（1 か月に本を 1 冊も読まなかった児童生徒の割合）の維持や家庭読書の推進に取り組むことが必要です。

【具体的施策】2-1-4(2)

- 「生命尊重」や「思いやりの心」「規範意識」の育成については、道徳教育の実践事例を紹介するなど、命のつながりや家族の絆に対する意識を高め、全ての人間や命あるものを尊重し、大切にしようとする心を育みます。ま

た、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」や「長崎っ子さわやか運動」の充実を図り、学校・家庭・地域がともに道德教育に取り組む教育環境づくりを推進するとともに、あいさつや礼儀等の社会性や規範意識など公共の精神を育成します。さらに、いじめや差別・偏見を受けた人々の苦しみや悲しみをしっかり感得する人権教育の推進、被爆県として原爆や戦争の悲惨さと平和の尊さを十分に理解するような平和教育の推進にも取り組みます。

(義務教育課、高校教育課、児童生徒支援課)

- 地域の様々な人々の協力を得て、放課後や土曜日等における子どもの安全・安心な活動拠点(居場所)を提供するため、地域子ども教室のコーディネーターや指導員等に係る研修機会の提供とその充実に努めます。また、合同研修会の開催などにより、放課後児童クラブと地域子ども教室の連携を推進していきます。

【2-1-3、2-1-4(2)掲載】(こども未来課、生涯学習課)

- 市町において「新・放課後子ども総合プラン」の円滑な取組促進が図られるよう、県内の放課後対策の総合的なあり方についての検討の場として、「放課後子ども総合プラン推進委員会」を設置します。

【2-1-3、2-1-4(2)掲載】(こども未来課、生涯学習課)

- 自然体験活動をはじめ、様々な体験活動の機会と場を提供する中心的な役割を担っている県立青少年教育施設の活用促進に努めます。また、青少年教育施設での体験活動指導者養成に係る研修を奨励するとともに、県立青少年教育施設や公共機関及び民間団体や地域の体験活動の指導者間との交流を進め、相互のネットワークによる情報発信・情報交換を支援するほか、ホームページでの体験活動の紹介に加えて、体験活動の指導者による現場の声なども発信していきます。

(生涯学習課)

- 我が国や郷土の歴史、伝統文化について理解を深める取組を充実するとともに、「しま」のよさを再認識する体験活動の推進とふるさと長崎県を再認識することができるふるさと教育を推進します。また、地方創生型探究学習や、地方企業等との協働・連携によるイベントの企画運営などを通じて、母校愛・郷土愛を育み、本県の活性化に貢献しようとする人材の育成を行います。

(義務教育課、高校教育課、生涯学習課)

- 学校や地域において、音楽・演劇・伝統芸能など優れた舞台芸術を鑑賞する機会や、日頃の文化活動の成果を発表する機会を提供し、子どもたちの文化活動の推進に努めます。

(学芸文化課)

- 学校における「一斉読書活動」等の推進や「学校図書館教育全体計画」等の作成促進、司書教諭や学校司書等の人材育成のための研修会等の開催、

市町に対する学校司書等の配置の働きかけなどを行い、学校図書館の一層の機能向上を図ります。

(生涯学習課)

- 読書関係者の研修会を通じて、読み聞かせや家庭読書等の啓発に努め、家庭・地域・学校等、社会全体での子どもの読書活動の推進を図ります。

(生涯学習課)

【数値目標】2-1-4(2)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
児童生徒の不読者率(1 か月に本を 1 冊も読まなかった者の割合)	H30	小 0.1% 中 0.1% 高 11.9%	毎年	小 1%以下を維持 中 1%以下を維持 高 12%以下を維持

(3) 健やかな体の育成

【現状と課題】2-1-4(3)

- 子どもの体力の低下や、運動をする子としない子の二極化傾向などの問題が指摘されており、学校体育の果たす役割や指導の在り方等を検討・改善していくことはますます重要となっています。
- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、今後も、学校体育はもとより、学校・地域・家庭が一体となって、さらに子どもの体力や健康について考えていくことが重要です。
- 子どもたちに運動の楽しさや必要性を理解させ、自ら、生涯にわたって運動を継続し、体力の向上や健康の保持増進を図っていく資質や能力の育成に努めていく必要があります。
- 多様化した児童生徒の健康課題を解決するためには、学校・家庭・地域の協力が不可欠であるため、学校保健委員会 の設置が進められてきました。学校保健委員会の年間の開催状況については、平成 30 年度は小学校で年間 2.8 回、中学校で年間 2.3 回、高等学校で年間 1.9 回、特別支援学校で年間 1.9 回となっています。児童生徒の心身の健康課題に組織的・効果的に取り組むため、学校保健委員会を活性化することが必要です。

【具体的施策】2-1-4(3)

- 子どもたちが運動を好きになり、生涯にわたって意欲的に運動に取り組む

ことができるような体育指導のあり方の研究や教員の指導力の向上に努めます。

(体育保健課)

- 子どもの体力の状況分析や体力向上に向けての方策等の検討を行い、各市町や学校における体力テスト結果の分析と活用を促進し、子どもたちの体力向上に関する意識を高め、体力向上に向けた各校の取組の活性化を目指し、体力向上プランを充実させ、体力の向上を図ります。

(体育保健課)

- 子どもたちの体力テストの結果を家庭に知らせ、生活習慣の見直しも含め各家庭で体力づくりに取り組めるように情報提供を行います。

(体育保健課)

- 児童生徒の現代的な健康課題であるアレルギー疾患や歯・口腔に関すること、性に関すること、望ましい生活習慣の習得などに組織的・効果的に取り組むため、学校保健委員会 を活性化することが必要であり、年間で複数回の学校保健委員会を開催するよう啓発に努めます。

(体育保健課)

【数値目標】2-1-4(3)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
全国体力・運動能力、運動習慣等調査 における体力テスト結果が全国平均と同レベル(-)もしくは上回る(○)種目	H30	17 種目	R5	34 (全) 種目
「体育の授業で運動のやり方やコツがわかった」児童生徒の割合	H30	90.6%	R5	90%以上を維持
「体育の授業が楽しい」という児童生徒の割合	H30	90.9%	R5	95%以上

(4) 信頼される学校づくり

【現状と課題】2-1-4(4)

- グローバル化や情報化の急速な進展により、社会が著しく変化する中で、生徒・保護者の多様な教育的ニーズに適切に対応するため、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間を計画期間とする「第二期長崎県立高等学校改革基本方針」を策定し、専門学科の改編などの高等学校教育の改革に取り組んでいます。一方、少子化の進行、技術革新や高度情報化、グロー

バル化の進展などにより、社会環境が急速に変化する中であっても、主体的に変化に向き合い、多様な人々と協働して新たな価値が創造できる力を育成するための高等学校の制度改革や教育内容の改善を図る必要があります。本県の中学校卒業生数の減少は今後も長期的に続くことが予想されており、高等学校の小規模化が進む中で、学校の機能と教育水準の維持向上が図られるような工夫や、各学校の魅力づくりを一層推進する必要があります。

- 学校施設は、学習・生活の場として児童生徒の人命を守るとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、学校の耐震化などその安全性の確保は極めて重要となっています。
- 多様化する社会状況の変化や学校現場の諸課題へ対応するため、教職員が社会から尊敬・信頼を受け、困難な課題に対応できる実践的指導力を備えているなど、資質能力の向上が求められています。そのため、学校教育の直接の担い手である教職員一人ひとりの実績や能力等を適正に評価し、研修や人事配置等に適切に反映させることによって、教職員の更なる意識改革と資質能力の向上につなげていくことが必要です。
- 学校運営に対する保護者や地域住民等の参画意識の高まりに伴い、学校がその教育活動の成果を検証し、自ら必要な改善を図るとともに、保護者等に対する説明責任をしっかりと果たすことがますます重要になっています。
- 学校や通学路における事件・事故が大きな問題となっている近年の状況を踏まえ、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、家庭や地域と連携した学校の安全管理に関する取組を一層充実する必要があります。
- 教員の長時間労働など、教職に対するマイナスなイメージが先行する中、教職員の労働環境改善、教職の魅力発信、人材の確保等を一体的に進めていく必要があります。

【具体的施策】2-1-4(4)

- 令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする、「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」を策定し、生徒が「変化の激しい社会において自立的に生き、社会の形成に参画する力」や「ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、本県の未来を担う力」を身に付けることを目指した教育制度の改革や適正配置等に取り組み、活力と魅力に溢れた県立高等学校づくりを推進します。

(高校教育課)

- 教員が子どもたちの成長のために全力で職務に取り組むことができるよう、民間や地域の方々の理解と協力を得ながら、分業化を進めるなど教員の職場環境を改善するための取組を推進します。併せて、教職の魅力発信やマッチングシステム構築などにより、教員のなり手不足を解消し、学校教育

の充実を図ります。

(義務教育課)

- 高等学校が持続的な地域創生の核としての意識を持って、市町と連携した県立高校の魅力化を推進します。

(高校教育課)

- 児童、生徒に安全な教育環境を提供するため、私立幼稚園、保育所、私立小・中・高等学校については、令和 7 年度末までに学校施設の耐震化の完了を目指します。また、市町立学校については、今後一層進行する校舎や体育館など学校施設の老朽化に適切に対応していくため、設置者である市町に対し、国の補助制度や有利な財政措置について周知するなど、県・市町が連携・協力を図りながら取り組みます。

(学事振興課、こども未来課、教育環境整備課)

- 「長崎県教員等としての資質向上に関する指標」とそれを踏まえた教職員研修計画に基づき、教職員のキャリアステージに応じた研修を引き続き実施し、教職員としての倫理観と使命感・責任感の育成と、専門職としての高度な知識・技能を身に付けた指導力のある教職員の育成に努めます。また、管理職研修の充実により、管理職の更なる資質能力の向上に努めます。併せて、人事評価制度により教職員の実績や能力等を適正に評価し、特色ある学校づくりのための適材適所の人事配置に活用します。

(高校教育課)

- 学校評価の妥当性や信頼性等の向上に努め、評価結果を学校運営の充実・改善に活用する取組を一層推進するとともに、学校の教育目標や重点課題、教育活動の実践成果等を情報発信し、家庭や地域との連携を深めます。

(義務教育課、高校教育課)

- 各学校の実態に応じて策定した安全管理マニュアル、学校安全計画に基づき、継続的な学校の安全管理体制の充実を図るとともに、教職員対象の学校安全教室推進研修会を開催し、教職員の資質向上に努めます。

(児童生徒支援課)

- 定期的に通学路の安全点検を実施し、PTA や地域ボランティア、警察等の関係機関と連携した見守り体制を強化するとともに、通学路安全マップの作成等、児童生徒に危険箇所を具体的に把握させることにより、交通事故や不審者から守ります。

【 2-1-4(4)、5-2-1 掲載 】(児童生徒支援課)

- 教育施策や学校の取組などを、SNS や各種メディアを通して積極的に発信していきます。

(教育政策課)

【数値目標】2-1-4(4)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
私立幼稚園・私立保育所・幼保連携型認定こども園の耐震化率	R1	89%	R6	100%
私立小・中・高等学校の耐震化率	R1	85.8%	R6	97%

(5) 私立学校教育の振興

【現状と課題】2-1-4(5)

- 少子化に伴う児童生徒数の減少により、私立学校や私立幼稚園を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。それぞれの私立学校（園）が、その建学の精神に基づき、社会の変化や県民のニーズに合わせて他校（園）にない特色・魅力を築いていくための支援を続けていく必要があります。

【具体的施策】2-1-4(5)

- 私立学校（園）における教育の振興を図るため、学校の経常的経費を助成します。また、国として教育費の無償化が低所得世帯を中心に実現されますが、県としては保護者負担の軽減を図るため、授業料の減免、通学費補助などの助成制度を実施します。

（学事振興課、こども未来課）

- 私立学校へのスクールカウンセラー 及びスクールソーシャルワーカー 配置のための経費に対し助成し、児童生徒へのきめ細かな対応ができる環境整備を支援します。

【2-1-4(5)、2-1-5(6)、4-1-1 掲載】（学事振興課）

- 私立学校の活性化事業に対し助成し、魅力ある学校づくりを支援します。

（学事振興課）

5 未来の親・未来を担う人材の育成

(1) 子育ての楽しさと意義に関する教育・広報・啓発

【現状と課題】2-1-5(1)

- 中学校学習指導要領においては、少子高齢化や家庭の機能が十分に果たされていないといった状況に対応するため、家族と家庭に関する教育と子育て理解のための体験が重視されており、「幼児と触れ合うなどの体験を通し

て、幼児への関心を深め、かかわり方を工夫できること」が必修の指導項目として示されています。

- 高等学校学習指導要領においては、教科「家庭科」で重視された内容の一つに少子高齢化への対応があります。乳幼児の心身の発達と生活、親の役割と保育、子どもの育つ環境について理解させ、子どもを生み育てることの意義を考えさせるとともに、子どもの発達のために親や家族及び地域や社会の果たす役割について認識させるようになっています。
- 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることはいうまでもありませんが、若い世代が結婚、妊娠、出産、子育てなどの暮らしと仕事の将来像を適切に設計できるよう、必要な知識習得や体験の機会を提供する必要があります。

【具体的施策】2-1-5(1)

- 中学校では、子どもが育つ環境としての家族の役割について理解を深めさせるとともに、幼児と触れ合うなどの体験を通して、幼児への関心を深め、かかわり方を工夫できる資質・能力が育つ学習活動を推進します。
(義務教育課)
- 高等学校では、学習指導要領に基づき、授業を中心に学校家庭クラブ活動等との連携も図り、地域の実態に応じて、幼稚園や保育所等を訪問して実際に乳幼児との触れ合いや交流をしたり、乳幼児をもつ親子との交流を通して、実践的・体験的な学習活動に取り組みます。
(高校教育課)
- 若い世代から妊娠・出産について正しい知識や仕事と生活の調和 について普及・啓発するとともに、明るい子育てをしている家族について広く紹介するなど、子育ての楽しさや意義を感じてもらえるような取組を進めます。
(こども未来課)

(2) 男女共同参画社会づくりに向けた意識改革の推進

【現状と課題】2-1-5(2)

- 男女共同参画社会基本法施行後、地域における男女共同参画推進の取組は着実に進められていますが、
 - ・ 未だ固定的な性別役割分担意識が根強い
 - ・ 地域の課題解決に男女共同参画の視点が十分に活かされていない
 - ・ 地域活動の参加について性別、世代に偏りがある
 - ・ 女性が実際に活躍できる場が乏しいなど、男女共同参画が必ずしも順調に進んでいない状況も見られます。

【具体的施策】2-1-5(2)

- 本県における男女共同参画を推進するための基本的な指針となる長崎県男女共同参画基本計画に基づき、意識啓発や男女がともに働きやすい環境づくりなどに取り組み、男女共同参画社会の実現を目指します。
(男女参画・女性活躍推進室)

(3) 子ども・若者の社会参加・社会貢献活動の推進**【現状と課題】2-1-5(3)**

- 子ども・若者が社会の一員として大切にされるとともに、自立をはぐくむためには、子ども・若者の意見や意思を尊重するような取組を進める必要があります。
- ボランティア活動は、子どもたちが社会との関わりを考え、共に助け合って生きる喜びを体得するなど、社会奉仕の精神を養うことのできる貴重な機会です。各小・中学校には、そのための活動の場・時間の確保が求められます。

【具体的施策】2-1-5(3)

- 子ども・若者の育成支援にかかる施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、子ども・若者の意見が反映されるよう、子ども・若者の意見表明機会の確保に努めます。
(こども未来課)
- 小・中学校では、総合的な学習の時間や学校行事等において地域の特色を生かしたボランティア活動の取組を推進します。
(義務教育課)
- 長崎県社会福祉協議会等と連携し、子ども・若者に、NPOや福祉施設でのボランティア活動体験の機会を提供することにより、広く県民のボランティア活動への参加を促します。
(県民生活環境課)

(4) キャリア教育・職業教育の推進**【現状と課題】2-1-5(4)**

- 子どもたちが将来直面する様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくためには、学校から社会への接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育む必要があります。

- 本県では、自ら将来に夢や憧れを抱き、学ぶ目的や喜びを自覚しながら志の実現に向け、努力する態度や望ましい勤労観・職業観や、職業に関する知識・技能を身に付けさせ、主体的に進路を選択する能力・態度を育成するために、発達段階に応じたキャリア教育を推進しています。

【具体的施策】2-1-5(4)

- ふるさとに愛着と誇りをもち、将来「ふるさとの未来を担う人材」を育成するため、「地域の魅力を心と記憶に刻む」、「地域の産業や人材と出会う」を大きな柱としながら小中高一体となったふるさと教育を推進し、系統的なふるさと教育のカリキュラム、体制づくりの開発・普及に取り組みます。
(義務教育課)
- 小・中学校では、学校における学びと実社会との関わりを大切にし、児童生徒に望ましい職業観や勤労観を育成するため、職場見学や職場体験の内容の工夫・充実を図ります。
(義務教育課)
- 産業経済の著しい変化に即応するため、関係部局や専門学校等との連携や企業・研究機関等からの講師招へいにより、予測困難な社会の変化に対応できる人材の育成と教職員の指導力向上を図ります。また、生徒が目的意識を持って意欲的に学習に取り組むよう、資格や技能検定等の取得や地域との連携を更に深め、地域産業の活性化につながる地域の特性を生かした産業教育の充実を図るとともに、各種コンテスト等において全国レベルの高い成果を目指します。
(高校教育課)
- 生徒・保護者向けの企業説明会や企業見学会を実施し、県内企業に対する理解を図るとともに、就職時のミスマッチや離職防止に向けた取組を通して県内定着を支援します。また、関係機関と連携して、インターンシップ受入企業を拡充し、全日制課程の高等学校に対しインターンシップの一層の導入を推進し、自己の将来像を明確にさせ、進路選択にあたっての職業観や日常の学習に対する興味・関心を喚起します。
(高校教育課)

(5) 若者の就業支援

【現状と課題】2-1-5(5)

- 令和元年度の県内の経済情勢は緩やかな回復傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年2月以降、厳しい雇用情勢が続いています。
- 新規高卒者については、求人倍率 1.59 倍（全国平均 2.78 倍）で過去最高となるなど人手不足感の強い状態が続いています。

- 長崎・佐世保の県立高等技術専門校では、新規高卒者を中心に県内企業が求める「ものづくり人材」の育成を行っておりますが、産業技術の進展や地場企業のニーズ変化に対応する必要があります。

【具体的施策】2-1-5(5)

- 長崎労働局、ハローワーク、市町、経済団体、県内企業及び高校や大学等と連携を取りながら、合同企業面談会、職場体験・見学会等の就業支援策を実施するとともに、フレッシュワークなどの就業支援施設において、個別カウンセリングや、各種セミナー、職場体験等の就業支援策を実施することにより若者の県内就職の促進を図ります。

【2-1-5(5)、3-3 掲載】(未来人材課、雇用労働政策課)

- 県立高等技術専門校では、地域の実情に応じた職業能力開発を推進するため、企業訪問によるニーズ把握を行うことなどにより、訓練内容の充実を進め、本県産業界を支える職業人として必要な技術・技能や知識についてしっかりとした基礎ができた若手人材の育成を推進します。

(雇用労働政策課)

【数値目標】2-1-5(5)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
県内高校生の県内就職率	H30	61.1%	R6	67.5%

(6) 困難を抱える子ども・若者の支援

【現状と課題】2-1-5(6)

- 不登校、ひきこもり、ニートなど、子ども・若者の抱える諸課題は社会問題化し、深刻化しています。多様化、複雑化する子ども・若者の問題に対応するためには、教育・医療・保健・福祉・就労などの関係機関・団体等が連携して支援に取り組む必要があります。
- 「ひきこもり」は、特定の病名や症状ではなく、様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている「状態」です。平成 28 年内閣府調査によるとひきこもり状態にある 15～39 歳の若者は全国に 54.1 万人、その結果から本県においても、約 5,000 人いると推計されています。このことから、ひきこもり本人や家族への相談支援体制の整備や、支援機関の連携強化などの支援の充実強化が必要です。
- 高等学校において、「学校生活・学業不適応」「進路変更」等の理由による中途退学者数は、重要な教育課題の一つとなっています。

- 公立高等学校の中途退学の理由は進路変更が最も多いため、中学生に対する高等学校の情報提供や高等学校入学後のカウンセリング、進路指導の充実等を推進しています。
- 公立学校においては、不登校児童生徒や暴力件数は増加傾向にあり、一人一人の社会的自立や規範意識の育成に向けての取組を充実させる必要があります。
- 私立高等学校においても、学校生活への不適應や学業不振、進路変更を理由とする中途退学が全体の約 8 割を占めており、きめ細かな対応が求められています。
- 障害のある子どもが、生涯にわたって自立し、社会参加していくためには、職業的な自立を果たしていくことが重要です。障害者を取り巻く雇用環境は、令和元年度の障害者の就職件数と就職率が過去最高となるなど、年々改善されていますが、令和元年 6 月時点で雇用義務のある県内企業の約 4 割が法定雇用率未達成であるなど、未だ厳しい側面もあります。また、自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、事業所等で障害者に支払われる工賃水準を引き上げることが重要となっています。

【具体的施策】2-1-5(6)

- 不登校、ひきこもり、ニート等、社会生活を円滑に営む上で様々な問題や悩みに対応する「長崎県子ども・若者総合相談センター（ゆめおす）」において総合的に相談を受け付けるとともに、関係機関等と連携を図り支援を行います。

（こども未来課）

- NPO 等の民間団体が行う困難を抱える子ども・若者を地域で支援する機運を高めるとともに、子ども・若者の社会的自立を促します。

（こども未来課）

- いじめや不登校 などをはじめとする児童生徒の問題行動等への対応については、学校、保護者、PTA、行政機関、医療機関、専門家などと連携して、地域全体での支援を推進します。

【2-1-5(6)、4-1-1 掲載】（児童生徒支援課）

- 「地域若者サポートステーション」を核として、ニート等の若者を総合的、継続的に支援できる若者支援機関のネットワークを構築するとともに、「地域若者サポートステーション」事業を通じて、ニート等の若者の職業的自立支援を推進します。

（雇用労働政策課）

- ひきこもり 本人やその家族を対象にした家族教室の実施や、民間や行政の支援機関による連携会議の開催などにより、相談支援体制の充実強化を図

ることで、家族の心の安定と本人の自立を促進します。

(障害福祉課)

- 中学校における職場体験や進路指導などのキャリア教育を一層充実させるほか、高等学校においては、教育相談の充実やわかる授業の確立に努めます。また、やむを得ず中途退学に至る生徒に対しては、県教委が作成している「明日に向かって」等を利用して、退学後の就職や将来の生活設計について、きめ細かな相談を行います。このほか、地域若者サポートステーションやフレッシュワークなどの役割を十分に学校に知らせるとともに、「学び直し」の機会の情報提供を行い、中途退学者を支援します。

(義務教育課、高校教育課)

- 問題行動の未然防止、早期発見・早期解消するための取組を推進するとともに、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣により教育相談体制の整備を図ります。

(児童生徒支援課)

- 私立学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー配置のための経費に対し助成し、児童生徒へのきめ細かな対応ができる環境整備を支援します。

【2-1-4(5)、2-1-5(6)、4-1-1 掲載】(学事振興課)

- 特別支援学校においては、在籍する児童生徒の発達段階等に応じたキャリア教育を積極的に推進するとともに、スポーツのイベントや体験活動を通して関係機関と連携し、企業側の障害者雇用への理解促進を図るなど、就労支援の充実に努めます。

【2-1-5(6)、4-2-1 掲載】(特別支援教育課)

- 一般就労が可能な障害者に対しては、ハローワークなどと連携して、雇用の場の拡大に努めるとともに、企業側の障害者雇用への理解促進を図ります。また、一般就労が困難な障害者に対しては、福祉的就労の場等において、授産商品の受注の拡大や販路開拓、商品開発など、工賃を増加するための支援を行います。

(障害福祉課、雇用労働政策課)

【数値目標】2-1-5(6)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
子ども・若者総合相談センターにおける支援機関とのマッチング割合	H30	71.1%	毎年	70%以上を維持
障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	R1	17,664 円	R6	21,000 円

6 子育てにかかる経済的支援

【現状と課題】2-1-6

- 子育て家庭の教育費など、経済的負担感が大きくなっており、教育格差の固定化解消等の必要性が指摘されています。このため、全ての子どもたちが安心して医療・教育などが受けられるよう、支援が必要です。

【具体的施策】2-1-6

- 次世代の社会を担う子ども一人ひとりの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校を卒業するまでの子どもに児童手当を支給します。
(こども家庭課)
- 就学前のすべての乳幼児を対象とした乳幼児医療費助成及び高校生世代を対象とした子どもの医療費助成については、事業主体である市町と十分協議しながら、必要な支援を行います。
【2-1-6、2-2-2 掲載】(こども家庭課)
- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当、医療費助成等の経済的支援については引き続き実施します。
【2-1-6、4-3-5 掲載】(こども家庭課)
- ひとり親家庭などの放課後児童クラブの利用について、利用料の助成を行います。
【2-1-6、4-3-5 掲載】(こども未来課)
- 精神または身体に障害がある満 20 歳未満の児童を家庭において監護している父または母等に特別児童扶養手当を支給します。
【2-1-6、4-2-1 掲載】(こども家庭課)
- 義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の一部が市町から支給されます。
(義務教育課)
- 特別支援学校への就学に要する保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の経済的能力に応じて、就学に必要な経費の全部または一部を支給します。
(教育環境整備課)
- すべての高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、家庭の状況に応じて、高等学校等における教育に係る経済的負担を軽減する就学支援金や奨学のための給付金を支給します。また、生活が著しく困窮している生徒の授業料の軽減を行う私立高等学校等に対し助成を行い、家庭の

教育費負担を軽減します。

(学事振興課、教育環境整備課)

- 向学心に富み、優れた資質を持ちながら経済的理由により大学及び高等学校等への修学が困難な者に対し学資の貸与をしている(公財)長崎県育英会へ助成を行います。このほか、遠距離通学費補助事業、定時制・通信制課程修学奨励事業、離島高校生修学支援事業を実施することで修学支援の充実に努めます。

(教育環境整備課)

第 2 節 子どもの健やかな育ちへの支援

1 乳幼児の事故の防止

【現状と課題】2-2-1

- 我が国の乳幼児の不慮の事故による死亡率は高く 1～4 歳児の死因の第 1 位（平成 28 年度）となっているため、乳幼児の事故防止については、あらゆる機会をとおして、啓発・周知等に努めていく必要があります。

【具体的施策】2-2-1

- 誤飲、転落、転倒、やけど等の乳幼児の事故の大部分は予防が可能であることから、小児の発達段階に応じた具体的な事故防止方法について、家庭や施設の関係者への情報や学習機会の提供等を行います。

（こども家庭課）

- 幼稚園、保育所等に対し、研修会の開催等により、乳幼児の事故防止、安全管理に関する普及、啓発を図ります。

（こども未来課）

【数値目標】2-2-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
保育施設における死亡事故発生件数	H30	0 件	毎年	0 件

2 小児保健医療等の充実

【現状と課題】2-2-2

- 本県の小児救急医療は、休日・夜間急患センター及び在宅当番医制で初期救急に対応し、入院を要する二次（三次）救急は、24 時間体制で対応が可能な長崎大学病院、長崎みなとメディカルセンター、長崎医療センター及び佐世保市総合医療センターが、広域にわたって患者を受け入れるとともに、病院群輪番制や小児科医のオンコールによって対応しています。しかし、小児科医師及び小児科医療機関の数は、地域によって偏りがあり、不足している地域においては、小児救急医療体制の確保が困難な状況です。また、休日・夜間に二次救急医療機関を受診する小児患者の多くは、入院を要しない軽症患者であり、症状に応じた適切な受診を促すことが必要です。
- 本県の子どものむし歯の状況は各種歯科保健活動により年々改善していますが、いまだ全国的には低位であります。全身の健康づくりの基本となる

口の健康づくりの推進のため、歯科健診による早期発見・早期治療とともに、食生活の改善や基本的生活習慣の定着、フッ化物応用（フッ化物塗布やフッ化物洗口など）による予防が大切です。

- 乳幼児医療費の助成制度については、平成 17 年 10 月から、助成対象年齢を就学前のすべての子どもたちに拡大し、子育て世帯への支援の充実に図っています。
- 小児慢性疾患のうち、悪性新生物など特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額になります。県においては、国が定める 16 種の疾患群について、医療費の公費負担を実施しています。また、公費負担の対象となる児童に対して、車イスなどの日常生活用具の給付も行っています。

【具体的施策】2-2-2

- 地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備・充実にについて、関係機関と検討を進めるとともに、小児救急医師の養成・確保や施設整備等の必要な支援を行っていきます。

（医療政策課）

- 安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、症状に応じた適切な医療機関受診を促すため、「長崎県小児救急電話相談センター」の利用促進や体制充実に努めます。

（医療政策課）

- 望ましい食習慣と歯みがき習慣の確立のための指導とともに、地域全体の子どもたちへの効果的なむし歯予防対策として、フッ化物洗口の推進に取り組めます。

（学事振興課、国保・健康増進課、こども未来課、こども家庭課、体育保健課）

- 就学前のすべての乳幼児を対象とした乳幼児医療費助成及び高校生世代を対象とした子どもの医療費助成については、事業主体である市町と十分協議しながら、必要な支援を行います。

【2-1-6、2-2-2 掲載】（こども家庭課）

- 治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となる小児慢性疾患の子どもについては、医療費の助成や利用者の環境等に応じた支援を行うとともに、市町と連携して日常生活用具の給付を行います。

（こども家庭課）

3 思春期保健対策の充実

【現状と課題】2-2-3

- 性意識や性行動が開放的になり、性情報の氾濫、営利を目的にした性的行為の露骨な表現などが、日常的に児童生徒の生活の中に入り込んできているため、児童生徒に対して、性に関する正確な知識を習得させるとともに、適切な行動ができるよう指導する必要があります。また、結婚や出産は、個人の自由な選択という前提のもと、妊娠・出産には、適した時期があること等の医学的・科学的に正しい知識を理解させたうえで、自分の将来を考えさせる教育の普及が大切です。このため、学校保健委員会等を通じた適正な情報の収集や提供、学校現場において地域の医師・助産師による専門的な支援ができるよう関係機関や関係者の連携、教職員等への研修機会を設けるなどの取組を行っていく必要があります。
- 児童生徒による薬物乱用防止については、街頭における広報啓発活動や指導者育成の研修会など種々の取組を行っています。学校においては、薬物乱用防止教室を開催することで薬物は絶対に使うべきではないと考える児童生徒の割合が高くなるなど規範意識の向上が図られ、一定の成果が見られます。その一方で、大麻容認や危険ドラッグ等、新たな乱用薬物の蔓延が見られ、また、情報通信技術の進歩に伴いインターネット等で不正薬物を容易に入手できる環境にあり、憂慮すべき状況にあります。今後も関係機関が連携して、薬物乱用の根絶に向けた児童生徒への取組の一層の充実が必要です。
- 思春期の子どもたちが、心身についての正確な情報を入手し、自ら健康管理ができるように、健康教育の充実を図る必要があります。
- 喫煙が及ぼす健康被害が社会的に認知された結果、成人男性の喫煙率は低下しましたが、成人女性は喫煙率が減少したものの横ばいとなっています。特に 20 歳から 40 歳の女性の喫煙は次世代の健康の観点からも問題であり、妊娠時の母子共への健康被害もあるため、成人期の喫煙につながらないよう、思春期から心身に及ぼす健康被害への正しい知識を普及啓発していく必要があります。

【具体的施策】2-2-3

- 発達段階に応じて、性に関する健全な意識の涵養や、「妊娠・出産に関する正しい知識を理解させ、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育」の普及を図るため、性に関する教育の充実を図ります。また、学校において適切な性に関する教育が実施されるよう、効果的な指導方法等についての研修会を開催します。

(体育保健課)

- 薬物乱用防止教育を推進するため、教職員や外部講師となる薬剤師等に対して研修会を開催し、薬物乱用防止の普及啓発を図ります。

(体育保健課)

- 学校で実施されている薬物乱用防止教育の充実を支援するとともに、講師となる薬物乱用防止指導員(約400人)を対象とした研修会を開催し、講話や意見交換を行っています。また、各種啓発資材の充実を図り活用することにより、地域における児童生徒への薬物根絶意識の醸成と乱用の未然防止に努めます。

(薬務行政室)

- 県立保健所と学校、地域の医療関係者(医師、歯科医師、歯科衛生士、助産師、薬剤師など)が連携し、思春期の子どもたちが直面する性や薬物、喫煙などをテーマに、学校で健康教育を実施し、子どもたちが正しい知識を身につけ、自らの健康を管理できるよう普及啓発に努めます。

(こども家庭課)

- 県立保健所では、思春期の子どもや保護者からの心や身体の問題について、相談支援を行います。

(こども家庭課)

- 喫煙が心身に及ぼす健康被害について、地域や学校・家庭等での普及啓発を推進します。

(国保・健康増進課)

- 大きな問題になりつつあるネット依存の危険性や防止策などについて、メディア安全講習会を通じて、家庭や学校などでの普及啓発に努めます。

(こども未来課)

【数値目標】2-2-3

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育を充実させる研修会の理解度	R1	97%	毎年	97%以上
教職員等に対する薬物乱用防止教育に関する研修会参加人数	H30	260人	毎年	260人以上を維持

4 食育の推進

【現状と課題】2-2-4

- 食育とは、生きるうえでの基本となる「食」についての知識や「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を送ることができる人を育てることです。特に子どもにとって食育は、健全な心や身体、豊かな人間性をはぐくむ基礎となるものです。しかし、近年、ライフスタイル等の変化により、家族で食卓を囲む機会が減少し、家庭での食育機能は低下しています。さらに食の海外への依存による食料自給率の低下、肥満や生活習慣病の増加、食の安全に対する不信感の増大、多くの食品ロスの発生など、食をめぐる様々な問題があります。
- 子どもの健やかな心身の育成や、やがて次世代を育む親を育成する意味においても食育は不可欠であり、また、毎日なにげなく食べている物が生産者等多くの人に支えられていることを実感するといった思いや意識が、食に関わる課題の解決にもつながっていきます。食育に対する理解と取組を推し進めるために、関係部署との連携、情報の共有、行政と食育関係団体との連携が重要です。
- 保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園 においては、平成30年4月より適用されている改訂「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に「食育の推進」が位置づけられ、各園の創意工夫のもとに食育計画を策定し食育推進が図られています。今後も、食物アレルギー対応など個別支援も含め、ますます保育所、幼稚園での食事の提供を含む食育の計画に基づいた食育推進が求められています。
- 学校における食育推進については、偏った栄養摂取などによる肥満傾向の増加など食に起因する健康課題への適切な対応や、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めることが求められています。子どもたちの食生活の乱れや肥満・痩身傾向などを改善できるよう、学校と家庭の連携による食育を一層推進していく必要があります。
- 学校給食法の改正（平成20年6月11日成立）以降、学校給食における地場産物の活用が推進されており、本県では、毎年6月、11月に「地場産物使用推進週間」を設定し、郷土料理をメニューに取り入れたり、親子料理教室を開催するなど、各学校の特色を生かした取組を実施しています。
- 一人あたりの魚介類摂取量の減少に歯止めをかけるには、子供たちに魚の良さ、おいしさを伝える活動が重要になっています。

【具体的施策】2-2-4

- 長崎県食育推進計画に基づき、庁内各関係課を始め、市町や関係団体との相互連携を図り、食育を県民運動として展開します。
(食品安全・消費生活課)
- 食育に関する情報提供や食育推進活動団体等の活動紹介及び表彰を行うなど、食育推進の環境整備を図ります。
(食品安全・消費生活課)
- 市町及び長崎県栄養士会をはじめとする関係団体と連携し、ボランティア(食生活改善推進員)と協働しながら、親世代に食に関する正しい知識や情報を提供します。
(国保・健康増進課)
- 保育所、幼稚園、認定こども園の食育計画に基づく食育推進や給食に関する指導・助言等を行います。
(こども未来課)
- 各学校が作成する学校教育目標や重点努力事項などと食育を関連づけて、食育に組織的に取り組むよう、児童生徒や地域の実態に応じた食育指導を計画的に推進します。また、栄養教諭等の専門的知識・技能の向上のために、各種研修や研究協議を実施します。
(義務教育課)
- 学校給食における「地場産物使用推進週間」の実施、「郷土料理と地場産物を使った学校給食」(地場産物を活用した料理集)の活用などによる啓発に加え、地場産物を活用し生きた教材となる学校給食の推進を図ります。
(体育保健課)
- 魚食普及推進のための学校や公民館などでの調理実習会等について引き続き支援を行います。
(水産加工流通課)

【数値目標】2-2-4

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
校内に食育推進を位置づけている学校の割合	H29	78.1%	R5	100%

5 ヤングケアラーに対する支援の強化

【現状と課題】2-2-5

- 少子高齢化、核家族化の進展等の社会環境の変化によって、ケアラーに関する社会問題が顕在化しています。特に、ヤングケアラーは、家族の介護等により、年齢や成長の度合いに見合わない負担が生じ、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があります。また、本人や家族に自覚がないなどの理由から支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。
- ヤングケアラーの支援体制を強化するためには、県民等が問題を理解し、ヤングケアラーが孤立しないよう地域全体で支える機運を醸成していくことや、児童、教育など関係する庁内部局で連携するとともに、市町、関係機関・団体等の協力のもと、支援施策を推進する体制を構築することが重要です。
- 本県では、ヤングケアラーを含むケアラー支援に関し、令和4年10月に「長崎県ケアラー支援条例」が制定されました（令和5年4月施行）。同条例では、県の責務として、「ケアラーに関する介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等の制度間の調整を図りつつ、離島、へき地及び中山間地域の地域性及び特殊性を踏まえ、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する」ことが規定されています。

【具体的施策】2-2-5

- 支援を必要としているヤングケアラーの早期発見や適切な支援につなげる施策を検討するため、ヤングケアラー本人が抱えている悩みのほか、関係機関における取組状況などの実態調査を行います。
(こども家庭課)
- 長崎県ケアラー支援条例に基づき、有識者や当事者の意見を聞きながら、施策を総合的かつ計画的に実施するための「長崎県ケアラー支援推進計画」を策定し、今後の県のヤングケアラー支援に関する基本方針と具体的施策を定めます。
(長寿社会課、こども家庭課)
- 県民にヤングケアラーに対する理解を深めていただくとともに、地域で支えていく仕組みを構築し、「長崎県ケアラー支援推進計画」に沿って、広報啓発、支援を担う人材の育成、連携協力体制の整備、民間支援団体による支援等に取り組みます。
(長寿社会課、こども家庭課)

第 3 節 家庭・地域・学校等の連携による子どもの育成

1 家庭教育 への支援の充実

【現状と課題】2-3-1

- 子どもの生活習慣は、学習意欲や体力、豊かな情操や倫理観など心の発達に大きな影響を与えます。保護者が家庭教育の重要性を理解し、子どもの教育に対する責任を果たすことができるよう、関係機関等が連携して、幼児期からの望ましい生活習慣の定着を図っていく必要があります。
- 本県で策定した親育ちプログラム「ながさきファミリープログラム」について、ファシリテーターの養成が全市町で終了したところであり、今後、地域で多くの保護者がプログラムに参加できる機会をつくることが求められています。
- 共働き世帯の増加や価値観の多様化が進み、地域における人と人とのつながりが希薄化している中、子育てに不安や悩みを抱える保護者が増えてきています。保護者の「学び」と「つながり」の場を提供するために、家庭教育支援の充実やPTA活動の活性化が求められています。

【具体的施策】2-3-1

- ココロねっこ運動を推進し、県民総ぐるみで、子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現を目指します。

【2-3-1、2-3-2(1)、3-1-2、6-2掲載】(こども未来課)

- 保育所・幼稚園や学校などと連携し、就学前から児童生徒期を通じて「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進します。また、子育て支援者を対象とした研修会の開催や保護者への幼児健診時の指導により、基本的な生活習慣の確立の重要性を啓発します。

(こども未来課)

- 子育ての不安や悩みを、参加者同士が話し合いながら楽しく学ぶ講座「ながさきファミリープログラム」を県内に普及させます。また、県が認定した家庭教育アドバイザーによる家庭教育講座も推奨し、保護者の学びの場を支援します。

(生涯学習課)

- 学校単位のPTA役員を対象とした研修会をはじめ、県内各地で開催されるPTA研修会において、子育てや望ましい生活習慣の定着等の研究協議や講話等を行い、PTA活動を通じた家庭教育の支援を図ります。PTA活動充実のための「PTAなび」等の資料や、子育てに不安や悩みを抱える保護者を支援するためのリーフレットを作成・配布し活用するこ

とで、家庭が抱える課題への支援を図っていきます。

(生涯学習課)

【数値目標】2-3-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
「ながさきファミリープログラム」を地域で実施する市町の数	H30	19 市町	R5	21 市町
ながさきファミリープログラムの参加者の満足度	H30	90.0%	毎年	90%以上を維持

2 地域の教育力・養育力の向上

(1) 子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】2-3-2(1)

- 少子化、核家族化、地域社会における人間関係の希薄化により、家庭や地域の教育力の低下が憂慮される中、子どもの健全育成のためには、学校・家庭・地域の三者が相互に連携・協働し、子どもたちを見守る取組を進めていくことが重要です。
- 子育て中の親が、孤立することなく、身近なところで子育ての喜びや悩みを語り合える仲間づくりを行うため、交流の場を提供していく必要があります。
- 道徳教育の推進や「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等の取組の結果、本県の児童生徒の規範意識は向上しています。今後も継続して、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割をしっかりと果たしながら、相互の連携を深め、「地域の子どもは地域の大人が育てる」といった観点から具体的な取組を推進していく必要があります。
- 地域社会における人づくり、絆づくり、地域づくりを進めていく上で、社会教育が果たす役割は、非常に大きく、社会教育主事をはじめとする社会教育の専門職員の育成・配置や社会教育の中核施設であり、地域の学習拠点としての機能を有する公民館の活性化を図る必要があります。
- 子育てを支援する企業・店舗を子育て協賛企業として募集・登録し、その活動を広報、支援することにより、社会全体で子育て家庭の支援を行う機運の醸成を図っています。

【具体的施策】2-3-2(1)

- ココロねっこ運動を推進し、県民総ぐるみで、子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現を目指します。

【2-3-1、2-3-2(1)、3-1-2、6-2掲載】(こども未来課)

- 子育て家庭の交流、育児に関する相談、子育てサークルの支援などを行う「地域子育て支援拠点」については、職員の資質向上のための研修会を実施します。また、子育て家庭に対して支援制度の情報提供を行う「利用者支援事業」や、地域の多様な世代・団体との協働による親子の育ちを支援したり、訪問支援等を行ったりする「地域支援事業」の取り組みを促進し、その機能の強化に努めます。

【2-1-1、2-3-2(1)掲載】(こども未来課)

- 幼稚園、保育所、認定こども園の専門性を活用し、民生委員児童委員や地域の関係機関と連携・協力して、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに係る相談・助言などの子育て支援の取組を推進します。

(こども未来課)

- 自治会、子ども会、地域婦人会、老人クラブ、NPOなどの団体による子どもを見守る活動や子育て支援の取組を促進します。

(長寿社会課、こども未来課、生涯学習課)

- インターネット等を利用して、育児、発育等に関する情報や地域の子育て支援のサービス、子育てサークル、子育てを応援する企業・店舗の情報等をわかりやすく発信します。

(こども未来課)

- 県民ボランティア活動支援センターにおいて、NPO・ボランティア活動に関する情報の収集・提供、相談への助言・支援を行うとともに、ネットワークづくりのきっかけとなるNPOなどの相互交流・連携の支援を行います。

(県民生活環境課)

- 地域学校協働活動の充実・強化を図っていくために、市町教育委員会担当者や地域学校協働活動関係者等に対して研修会を実施するとともに、核となる学校・地域コーディネーター等を養成し、学校・家庭・地域の三者が円滑に連携できるような体制づくりを促進します。また、市町教育委員会及び学校への訪問を行い、地域学校協働活動の活性化について、助言をしたり、県内の好事例をホームページに掲載し情報発信したりする等、地域学校協働活動の推進に努めていきます。

(生涯学習課)

- すべての公立小・中・高・特別支援学校において保護者や地域住民が学校を訪れ、授業参観や子どもたちとの交流、教師との語り合い等に取り組む

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」を継続実施し、命を大切にする心や思いやりの心とあこがれや将来への志を持ち、規範意識の高い「心豊かな長崎っ子」の育成をさらに推進します。また、「長崎っ子さわやか運動」の充実を図り、学校・家庭・地域がともに道德教育に取り組む教育環境づくりを推進するとともに、あいさつや礼儀等の社会性や規範意識など公共の精神を育成します。

【2-3-2(1)、4-1-1 掲載】(児童生徒支援課)

- 地域住民の活動拠点である公民館の活性化を図るため、講座の充実を図るとともに学びの成果が地域に活かされるよう、各市町教育委員会や各公民館を支援していきます。また、社会教育関係者については、資質向上を図るため、各種研修会や県社会教育研究大会・県公民館大会等を充実させながら参加者の満足度を高めるとともに、市町職員、教職員の社会教育主事資格取得を促進し、ネットワークの構築を図っていきます。

(生涯学習課)

(2) 地域の資源を活用した多様な体験活動の機会の充実

【現状と課題】2-3-2(2)

- 地域の教育力(養育力)を向上させるため、地域の資源を活用した多様な体験活動の機会の提供、世代間交流の推進、地域のスポーツ環境づくり等を行っていますが、引き続き充実した取組が求められています。

【具体的施策】2-3-2(2)

- 環境教育は、単なる知識の習得にとどまらず、環境を大切にする心をはぐくむことも重要です。身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識を醸成するため、ESD(持続可能な開発のための教育)やSDGs(持続可能な開発目標)などの新しい考え方を踏まえながら、学校、家庭・地域、事業者等と連携し、環境保全活動の取組例などの情報発信を行うとともに、環境アドバイザー等を活用した自然と直接触れ合う体験的な学習等を取り入れた環境教育を推進します。また、学校教育においては、児童生徒に対して環境保全や自然保護についての意識の高揚と実践力の育成に努めます。

(県民生活環境課、義務教育課、高校教育課)

- 県が育成した生ごみ減量化リーダーネットワークながさきの会員が主体となって、各地区の幼稚園・保育所、小学校等で生ごみ堆肥化、元気野菜づくりの実践指導を行い、子どもたちの環境保全意識の醸成を図ります。

(資源循環推進課)

- 地域の特徴的な自然や希少野生生物等を活用した環境学習等の実施及び生物多様性保全に関するさまざまな情報の提供により、自然環境保全の意識

の高揚に努めます。

(自然環境課)

- 本県の豊かな自然環境とふれあう場を提供することにより、エコツーリズムを推進します。

(自然環境課)

- 漁村地域において、ブルー・ツーリズムなどの体験活動等の機会を充実させるため、漁業者等が取り組む体験メニューづくりや施設整備等に対して支援を行います。

(漁政課)

- 水産業普及指導センターによる少年水産教室、市町や漁業関係者による体験活動などを通じて、漁業・養殖業の体験や魚料理教室などの機会を積極的に提供することにより、漁村地域における体験教育の充実を図るための支援を行います。

(水産経営課)

- 農山漁村地域における農泊の受入体制を強化するため、農林漁業体験指導を行うインストラクターの育成や農林漁業体験プログラム作成など実践組織の取組を支援します。

(農山村振興課)

- いつでも、どこでも、だれでも、気軽に楽しくスポーツに親しめる環境づくりにより、スポーツを通じた県民の元気とまちの活力を創出するため、誰でも参加できる「ながさき県民総スポーツ祭」の開催や地域に根付いた「総合型地域スポーツクラブ」の認知度向上と育成・支援等に取り組み、地域スポーツの活性化に努めます。

(スポーツ振興課)

- スポーツにより、子どもたちに夢や感動を与え、また、郷土愛を育むために、スポーツ合宿の誘致によるスポーツ交流の実施や国際大会等の誘致を行うとともに、プロスポーツクラブと連携して、子どもたちがスポーツに触れる機会の充実に努めます。

(スポーツ振興課)

- 学校行事の一環として長崎県美術館および長崎歴史文化博物館を利用するためのスクールプログラムを引き続き実施し、子どもたちが楽しく学べる場を提供します。また、学校への広報活動を展開するとともに、プログラムの具体的な活用方法の提案など、双方向的な調整を行うことで実効的な活動内容となるよう努め、利用者の増加に取り組みます。離島を含む遠隔地への対応として、テレビ会議システムを活用した遠隔授業を学校と連携して行います。

(文化振興・世界遺産課)

- 長崎県美術館および長崎歴史文化博物館において、ワークショップなどの体験を通して楽しく学べる場を提供するとともに、地元の大学やボランティアと連携を図り、活動内容を充実させるなど、多くの県民に親しんでいただけるよう努めます。

(文化振興・世界遺産課)

- 県内各地で展開する様々な公演・展覧会等において、親子で一緒に楽しめるようなプログラムの充実を図ります。

(文化振興・世界遺産課)

- 新幹線を今後、長く利用する子どもたちに対して、西九州新幹線を利用する機会を増やし、駅周辺のまちの変化や地域の時事問題等の理解促進を図ってまいります。

(新幹線対策課)

【数値目標】2-3-2(2)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
少年水産教室等の実施件数	H30	95 回	毎年	100 回
長崎県美術館のスクールプログラム利用団体数（県内分）	H26～ H30 の平均	283 団体	毎年	290 団体
長崎歴史文化博物館の学校向けプログラム参加団体数（県内分）	H26～ H30 の平均	221 団体	毎年	230 団体

(3) 社会教育における人権教育・啓発の推進

【現状と課題】2-3-2(3)

- 子どもをはじめ県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、研修会や講座、イベントなど、あらゆる機会や場を通し、国、市町、関係団体等と連携して社会教育における人権教育・啓発を進めていますが、依然として、女性、子ども、高齢者、障害のある人への暴力や差別、被差別部落や外国人、性的少数者などに対する偏見や差別等の人権問題が生じています。
- このため、学校における人権教育だけでなく、幼児から高齢者までを対象とした社会教育の場においても、身近な生活や社会における人権問題など、人権全般についての正しい理解、人権感覚の涵養を図っていくために、人権教育・啓発の内容のさらなる充実と強化の取組を進めていく必要があります。

【具体的施策】2-3-2(3)

- 社会教育関係者をはじめ、教職員、保護者、人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司等を対象に、社会人権・同和教育地区別研修会や中央研修会などの各種研修会や人権教育研究大会等を実施するとともに、内容の充実に努めます。

(人権・同和対策課)

- 地域や学校等で活動できる人権・同和教育指導者の育成や、地域における人権に関する事業等への指導者の参画を促進します。

(人権・同和対策課)

- 広く県民に対し、講演会やイベント、ホームページを通して、効果的な啓発を行うとともに、人権教育・啓発活動の拠点となる人権教育啓発センターにおいて、図書やビデオ、啓発資料、人権・研修相談対応などの充実に努めます。

(人権・同和対策課)

【数値目標】2-3-2(3)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
人権意識を持って生活している と思う人の割合	R2	78.7%	R6	83%

第 3 章 仕事と生活が調和する社会の実現

第 1 節 仕事と生活の調和 の実現のための働き方の見直し

1 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発

【現状と課題】3-1-1

- 男性も女性も、仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動など様々な活動を自分の希望するバランスで展開できる「仕事と生活の調和」は、県民一人ひとりが青年期、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現でき、豊かさと潤いを実感できる社会や、男女共同参画社会の実現にとって重要なことです。
- 更なる「仕事と生活の調和」の実現のために、意識啓発や、次世代育成支援対策推進法 等の関係制度について、労働者、事業主、地域住民に対し周知することが必要です。

【具体的施策】3-1-1

- 情報誌やメディアを活用し、「仕事と生活の調和」を目指して実践している個人や事業所の取組について紹介するなどの広報・啓発を行うとともに、「ながさき女性活躍推進会議」による優良企業等表彰などを通じ、働きやすい環境づくりに向けた経営者等のさらなる意識改革や社会的な気運醸成を促進します。
(男女参画・女性活躍推進室、こども未来課、雇用労働政策課)
- 次世代育成支援対策推進法等の関係制度及び一般事業主行動計画 について、引き続き、国と連携して、県ホームページなどを利用して広報・啓発を行います。

(こども未来課)

【数値目標】3-1-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
生活時間の配分について、仕事の時間・家族との時間・個人の時間のバランスを優先する人の割合	H30	31.2%	R6	35%

2 企業における取組の推進

【現状と課題】3-1-2

- 仕事と子育てが両立できる環境を整備することは、従業員の労働意欲や生産性の向上につながるものと考えられます。
- 第1子の出産を期に離職する女性の割合は約5割となっていますが、働きたいと願う女性が出産後も継続して就業できるよう、男女が共に、家庭と仕事の生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするなど、意識啓発や環境整備をさらに進める必要があります。
- また、企業の自主的な取組を促進させるため、仕事と生活の調和 や次世代育成支援対策に取り組む企業等の好事例の情報を収集提供するなど、社会全体で子育てを支える意識を啓発していくことが重要です。
- そのため、社会全体で子育てを支援する気運を醸成するため実施している「長崎県こども・若者応援団表彰」において、子育てしやすい職場環境づくりが顕著な企業を表彰しています。
- しかしながら、中小企業においては、経営基盤の安定が優先されやすく、大企業に比べて雇用者の処遇改善や職場環境の改善、就業規則の作成や見直しが遅れています。

【具体的施策】3-1-2

- 次世代育成支援対策推進法 に規定する一般事業主行動計画 を策定・届出している企業・事業所など子育てと仕事の両立支援に取り組む企業について、長崎労働局と連携し、県のホームページなどで紹介します。
(こども未来課)
- 仕事と子育ての両立に積極的に取り組み、「くるみん」の認定 等を受ける企業数が増加するよう、長崎労働局と連携し、制度の普及・広報に努めます。
(こども未来課)
- ココロねっこ運動 を推進し、県民総ぐるみで、子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現を目指します。
【2-3-1、2-3-2(1)、3-1-2、6-2 掲載】(こども未来課)
- 引き続き、「長崎県こども・若者応援団表彰」を実施し、結婚・妊娠・出産・子育てを支援する個人・団体等の取組を促進します。
(こども未来課)

- 男性の育児参画など、子育てと仕事の両立支援に先駆的な取組を行う企業等の取組内容を広く周知することにより、機運の醸成を図ります。
(こども未来課)
- 男性の育児休業の取得促進等に取り組む県内企業を支援し、従業員が子育てしやすい魅力的な職場づくりを促進します。
(雇用労働政策課)
- 労働時間の縮減や多様な勤務形態の導入促進など、誰もが働きやすい職場環境の整備や、育児・介護休業制度等を盛り込んだ就業規則の作成・改正などについて企業に働きかけることにより、仕事と家庭が両立しやすく、安心して子どもを生み育てることができる職場づくりを推進します。
また、男女の働き方改革に向け、「ながさき女性活躍推進会議」の会員を拡大し、社会全体における気運醸成を図りながら、セミナー等により経営者、労働者双方のさらなる意識改革を進めていきます。
【3-1-2、3-2 掲載】(男女参画・女性活躍推進室、雇用労働政策課)

【数値目標】3-1-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の割合	H30	75.3%	R6	86%

第 2 節 仕事と子育ての両立のための基盤整備

【現状と課題】 3-2

- 働き方や生き方について多様な選択肢を可能にし、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭・地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう支援することで、少子化の流れを変えとともに、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、持続可能な社会を実現していく必要があります。
- また、女性がその能力を十分に発揮して働くことのできる環境の整備に努め、ひいては男女ともに働きやすい環境づくりを進めることが重要な課題となっています。
- 夫が家事や育児に参画している度合いが高い家庭では、母親の育児への不安や負担が和らぐことで、特に第 2 子以降の出産に影響するとともに、女性の継続就業割合が高くなると言われていますが、長崎県における 6 歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間は 1 日あたり 83 分（H28 総務省「社会生活基本調査」）であり、妻の 440 分と比較すると低い現状です。また、週 60 時間以上働く男性の割合は、全国的に子育て期である 30 代、40 代で高くなっています。

【具体的施策】 3-2

- 一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業など、保護者や地域のニーズ、実情に応じた保育サービスの充実を図ります。
【2-1-2、3-2 掲載】（こども未来課）
- 授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成活動を行うとともに、就労している保護者のニーズに対応するため、放課後児童クラブの質や量の充実に努めます。
【2-1-3、3-2 掲載】（こども未来課）
- 労働時間の縮減や多様な勤務形態の導入促進など、誰もが働きやすい職場環境の整備や、育児・介護休業制度等を盛り込んだ就業規則の作成・改正などについて企業に働きかけることにより、仕事と家庭が両立しやすく、安心して子どもを生み育てることができる職場づくりを推進します。
また、男女の働き方改革に向け、「ながさき女性活躍推進会議」の会員を拡大し、社会全体における気運醸成を図りながら、セミナー等により経営者、労働者双方のさらなる意識改革を進めていきます。

【3-1-2、3-2 掲載】（男女参画・女性活躍推進室、雇用労働政策課）

【数値目標】 3-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
放課後児童クラブ待機児童数	H30	53 人	毎年	0 人

第3節 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現

【現状と課題】3-3

- 本県の出生数は第1次ベビーブームの昭和24年には6万人を超えていましたが、平成30年には10,135人とピーク時の約6分の1にまで減少しています。
- また、女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成15年と17年に過去最低の1.45となって以降、緩やかに上昇し、平成30年は1.68となっていますが、人口を維持できる水準(2.07)や県民の希望出生率(2.08)とは大きな開きがあります。
- 国や県の調査によると、未婚者の多くが結婚を望んでいるにも関わらず、未婚化・晩婚化が進み、さらにまた、夫婦が実際に持つ子どもの数も、理想を下回っている状況が明らかとなっています。
- このように、結婚や妊娠・出産に対する希望と、実際の結婚・出生行動との間には隔たりがあり、少子化の克服に向けては、「結婚の希望の実現」と「希望どおりの出産・子育ての実現」の大きく2つの観点から施策を推進する必要があります。
- 国立社会保障・人口問題研究所が実施した「出生動向基本調査」によると、25～34歳の未婚者にたずねた「独身でいる理由」については、男性の45.3%、女性の51.2%が、「適当な相手にめぐりあわない」と回答し、男女ともに最も多くなっていますが、その他の理由をみると、男性において、経済的不安をあげる割合が女性に比べて多くなっています。(男性29.1%、女性17.8%)
- また、同調査によると、夫婦の理想的な子どもの数が2.32人であるのに対して、予定の子どもの数は2.01人となっており、その差が大きく開いていますが、その理由に関する妻の回答をみると、経済的不安(56.3%)が最も多く、年齢的な不安(39.8%)、不妊(23.5%)、育児への不安(17.6%)、健康上の理由(16.4%)、仕事への支障(15.2%)と続いています。
- これらの隔たりを解消し、結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会を実現するためには、個人の価値観を尊重し、生活と仕事の両立に向けた環境整備や若者の安定した雇用の促進、妊娠・出産のための正しい知識の普及・啓発など、それぞれのライフステージに応じた切れ目ない支援を実施するとともに、結婚を希望する独身男女や子育て家庭等を県全体で応援する機運を醸成することが必要です。

【具体的施策】3-3

- 少子化の主な要因とされる未婚化や晩婚化に歯止めをかけるため、長崎県婚活サポートセンターを設置し、相談業務やお見合いデータマッチングシステムの運営のほか、地域の仲人さんである「縁結び隊」によるお引き合わせや、婚活イベントによって出会いの場を創出する「ながさきめぐりあい事業」などの婚活支援事業を一体的に推進し、結婚を希望する独身者に個人間の出会いのきっかけを提供します。

(こども未来課)

- 職場や仕事関係などによる出会いをきっかけとする「職縁結婚」の活性化に向け、県・市町・団体等が協働し、企業や団体に属する独身グループ同士の交流を促進するシステムを運営します。

(こども未来課)

- 長崎労働局、ハローワーク、市町、経済団体、県内企業及び高校や大学等と連携を取りながら、合同企業面談会、職場体験・見学会等の就業支援策を実施するとともに、フレッシュワークなどの就業支援施設において、個別カウンセリングや各種セミナー等の就業支援策を実施することにより若者の県内就職の促進を図ります。

【2-1-5(5)、3-3 掲載】(未来人材課、雇用労働政策課)

- 女性のための就業相談窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」において、就業相談などを行い、出産、子育て、介護等のライフステージに応じたキャリア形成支援の充実を図ります。

(男女参画・女性活躍推進室、こども家庭課、雇用労働政策課)

- 県民の皆さんが、希望どおりに結婚、妊娠・出産し、安心して子育てができる社会の実現に向け、企業・団体による応援宣言、若い世代などへの妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発、県民へのボランティア活動への参加呼びかけ、マスメディアとタイアップした情報発信など、行政、企業・団体及び県民が一体となったキャンペーンを展開し、機運の醸成を図ります。

(こども未来課、こども家庭課)

- 県外在住の移住検討者に向けて、本県の子育て環境を分かりやすく情報発信するほか、東京圏からの移住者に対する支援金について子育て加算を実施するなど、子育て世帯の移住の促進を図ります。

(地域づくり推進課)

【数値目標】3-3

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
結婚支援事業による成婚数	H30	65 組	毎年	150 組

第 4 章 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

第 1 節 いじめ・不登校、児童虐待防止対策等の推進

1 いじめ・不登校等対策

【現状と課題】4-1-1

- いじめの問題はこれまでも最重要教育課題の一つとして、本県独自に「いじめ対策ハンドブック」「非行防止教室資料」等を作成するとともに、長崎県いじめ防止基本方針を策定し、その未然防止や早期発見・早期解消に努めています。
- 本県公立学校の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、個々の状況に応じた支援を行う必要があります。
- いじめや暴力行為などの問題行動や不登校などの諸課題の背景には、本人の内面的な不安や課題、家庭や学校生活でのストレスなど様々な理由が考えられます。これまでも、本県では、子どもたちの心の健康状態の把握や、悩み・ストレスを解消するため教育相談体制を充実させる取組を行ってきました。しかしながら、問題行動や諸課題の深刻化、長期化などにより、学校の教育相談機能のニーズは更に高まり、教職員の教育相談に関するスキルの向上も求められています。
- ひきこもり、不登校等への対応については、学校、児童相談所、保護司、警察、地域ボランティア等が、情報を共有し、連携して地域社会全体で対応することが必要です。
- いじめには、無視や仲間はずれ、身体的攻撃、ネット上での誹謗中傷など心理的又は物理的な影響を与える様々な形態があり、こういった陰湿な行為が繰り返されることで被害者は大変な苦痛を受けています。平成 25 年 9 月 28 日に施行された、「いじめ防止対策推進法」により、いじめが禁止されるなど、いじめの問題は重大な人権侵害であるとして社会全体で取り組むべき問題になっています。

【具体的施策】4-1-1

- 学校における生徒指導の充実及び非行防止教室等の実践など、小中・中高の校種間、学校と家庭・地域・関係機関等が連携した取組を通して、児童生徒の規範意識や、自ら正しく判断し、責任をもって行動する力、自己肯定感を育成します。

(児童生徒支援課)

- すべての公立小・中・高・特別支援学校において保護者や地域住民が学校を訪れ、授業参観や子どもたちとの交流、教師との語り合い等に取り組む「長崎っ子の心を見つめる教育週間」を継続実施し、命を大切に作る心や思いやりの心とあこがれや将来への志を持ち、規範意識の高い「心豊かな

「長崎っ子」の育成をさらに推進します。また、「長崎っ子さわやか運動」の充実を図り、学校・家庭・地域がともに道德教育に取り組む教育環境づくりを推進するほか、あいさつや礼儀等の社会性や規範意識など公共の精神を育成します。

【2-3-2(1)、4-1-1 掲載】(児童生徒支援課)

- 不登校 やいじめなど、児童生徒が抱える心の問題や発達上の課題等への対応を適切に行うため、状況に応じて学校にスクールカウンセラー を適切に配置するとともに、スクールカウンセラー未配置校には、臨床心理士などを派遣します。さらに、スクールソーシャルワーカー の配置や、24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)やメール相談、SNS 相談など、教育相談体制の充実に引き続き取り組みます。また、「不登校支援コンセプト」や「望ましい人間関係を育む活動事例集」など、教員向けのガイドライン・事例集の周知・活用や「カウンセリングリーダー養成研修」等研修を充実することにより、教職員の教育相談に関する資質の向上に努めます。

【4-1-1、5-2-2(4)掲載】(児童生徒支援課)

- 私立学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー配置のための経費に対し助成し、児童生徒へのきめ細かな対応ができる環境整備を支援します。

【2-1-4(5)、2-1-5(6)、4-1-1 掲載】(学事振興課)

- いじめや不登校などをはじめとする問題等を抱える児童生徒への対応については、学校、保護者、PTA、行政機関、医療機関、専門家などと連携して、地域全体での支援を推進します。

【2-1-5(6)、4-1-1 掲載】(児童生徒支援課)

- 「いじめ防止対策推進法」及び「長崎県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見及び対処に努めます。

(学事振興課、こども未来課、児童生徒支援課)

- 美術館などの文化施設、青少年教育施設、地元スポーツクラブ等と連携し、多様な学びや体験の場を創出することで、不登校児童生徒が将来の社会的自立に向け、確かな一歩を踏み出すことができるような支援を推進します。

(児童生徒支援課)

- 児童生徒が「ネット上のいじめ」の被害者にも加害者にもならないために、掲示板等に誹謗・中傷の書き込みをしないなど、インターネット利用のマナーの普及啓発を図ります。

(こども未来課、児童生徒支援課)

- 市町を中心とした関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会において、非行、ひきこもり、不登校についても、関係機関と情報交換を密にするなど、連携して取り組みます。

(こども家庭課)

- 警察においても、いじめに対して必要な対応を的確に行うため、学校等との連携を緊密に行い、事案ごとに最も効果的な解決策及び再発防止策を講ずるように努めます。

(警察本部人身安全・少年課)

【数値目標】4-1-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
スクールカウンセラーの配置校数	H30	280校	R5	300校

2 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童相談所の体制の強化

【現状と課題】4-1-2(1)

- 近年における少子化や核家族化の進行、家族や地域の養育力の低下などにより、子育て家庭が抱える不安や悩みが顕在化しています。これに伴い、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、虐待により子どもが死亡する大変痛ましい事件が発生するなど社会的に大きな問題となっています。児童虐待については、一義的な相談窓口として市町が対応しておりますが、県としても、こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）が、虐待通告後24時間以内に安全確認を行うとともに、市町や施設等を支援する体制を整備しています。

【具体的施策】4-1-2(1)

- こども・女性・障害者支援センターにおいて、児童虐待防止総合対策事業等を通じて、児童虐待の早期発見・早期対応の促進、被虐待児童の心のケア及び虐待を加えた保護者への指導・支援体制を整備します。

(こども家庭課)

(2) 市町や関係機関との役割分担及び連携の推進

【現状と課題】4-1-2(2)

- 児童虐待を防止し、すべての児童を心身ともに健やかに育成していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの総合的な支援を講じるとともに、市町や医療、保健、教育、警察等関係機関が適切に役割を分担し、連携して子どもを守るという支援体制を整備していく必要があります。このため、県内の全市町において関係機関が連携して効果的な支援を行う要保護児童対策地域協議会を設置していますが、要保護

児童対策地域協議会の活性化を図るため、こども・女性・障害者支援センターでは、支援体制を強化し、積極的な支援をしています。

【具体的施策】4-1-2(2)

- 市町が実施する乳児家庭全戸訪問事業、子育て世代包括支援センター等により得られた要支援家庭の情報が、要保護児童対策地域協議会の各機関に共有され、こども・女性・障害者支援センターの支援が必要な事例は、確実に事案が送致されるように市町との連携を強化します。
(こども家庭課)
- 児童虐待に適切に対応するため、市町や関係機関と要保護児童対策地域協議会で全ての在宅の児童虐待事案について情報共有し、役割分担を明確化する等更なる連携強化を図ります。
(こども家庭課)
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、こども・女性・障害者支援センターによる市町への技術的支援を行うとともに、県による市町職員の資質向上のための研修を実施します。
(こども家庭課)
- 全市町において子ども家庭総合支援拠点の設置を促進します。
(こども家庭課)
- その他、地域での児童虐待の早期発見、早期対応が図れるよう、県民総ぐるみの児童虐待防止に向け、啓発を行います。
(こども家庭課)
- 警察においては、児童虐待を認知した場合は児童相談所へ通告を行うなど、迅速かつ適切な対応に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会等により、児童相談所や市町等関係機関と情報を共有して連携の強化に努めます。
(警察本部人身安全・少年課)

(3) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

【現状と課題】4-1-2(3)

- 全国的に児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加する中、平成22年に本県でも虐待による死亡事例が発生しており、このような痛ましい事件を防ぐためにも再発防止に向けた取り組みが必要となっています。

【具体的施策】4-1-2(3)

- 児童虐待による死亡事例等児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合、検証組織として設置された長崎県福祉保健審議会児童福祉専門分科会措置・検証部会を中心に検証作業を行うと

ともに、全国における死亡事例等の検証結果等を踏まえ、必要な措置を講じることにより本県における同様な事例の発生防止に努めます。

(こども家庭課)

3 社会的養護体制の充実

(1) 家庭的養護の推進

【現状と課題】4-1-3(1)

- 虐待等子どもの抱える背景の多様化等が問題となる中、虐待を受けた子ども等で、保護者を支援した上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、家庭における養育環境と同様の環境下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要となっています。

【具体的施策】4-1-3(1)

- 家庭養育優先原則を実現できるよう、里親・ファミリーホームのリクルート、研修、支援に至るまでの一連の過程を、切れ目なく一貫した体制で支援できる民間フォスティング機関を設置することを検討します。

【4-1-3(1)、4-1-3(5)掲載】(こども家庭課)

- 家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、里親・ファミリーホームの周知啓発を行うとともに、里親不在地域においてターゲットを絞る等実効性のあるリクルートを実施します。

(こども家庭課)

- 里親・ファミリーホームの養育力向上を図るため、各種研修を充実します。

(こども家庭課)

- 里親・ファミリーホーム支援の充実強化策として、施設に里親支援専門相談員の配置を促進します。

(こども家庭課)

【数値目標】4-1-3(1)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
社会的養護における里親等への委託措置率	H31	16.1%	R6	29.9%
里親支援専門相談員の配置数	H31	7 施設	R6	10 施設

(2) 施設機能の見直し

【現状と課題】4-1-3(2)

- すべての子どもは、地域社会の中で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきであり、家庭環境では養育が困難なケアニーズが高い子ども等については、「できる限り良好な家庭的環境」すなわち小規模かつ地域分散化された施設で養育することが必要です。
- また、子どものケアニーズが非常に高い場合の専門的なケアや、家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対して、早期の家庭復帰や里親 委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うことが必要です。
- また、これまで施設が培ってきた豊富な経験による子どもの養育の専門性を、施設養育の高機能化に発展させていくことはもとより、社会的養育を充実・強化するための地域社会における貴重な資源として、在宅支援や里親支援などの多機能化・機能転換を図る中で発揮していく必要があります。

【具体的施策】4-1-3(2)

- 施設の小規模化かつ地域分散化が進む中、施設において即戦力として活躍できるような職員を確保していくため、保育の仕事合同面談会への参加や潜在保育士 の活用を促進します。

【4-1-3(2)、4-1-3(5)掲載】(こども家庭課)

- 長崎県児童養護施設協議会が施設職員等の専門性向上を図るため実施する各種研修について、企画・実施等に協力します。

(こども家庭課)

- 地域の関係機関との連携強化を図るとともに、支援が必要な家庭に対する相談・通所・在宅支援等の充実を図るため、施設の市町要保護児童対策地域協議会への参画を促進します。

(こども家庭課)

【数値目標】4-1-3(2)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
児童養護施設、乳児院 等のリーダー職員及び基幹的職員養成のための資質向上研修受講者数(累計)	H27～ H30	120人	R1～R4	120人以上

(3) 家庭支援機能の強化

【現状と課題】4-1-3(3)

- 家庭支援機能を強化するためには、児童相談所の体制を強化するとともに、市町や児童家庭支援センター等の関係機関との役割分担及び連携を推進する不断の取り組みが必要です。

【具体的施策】4-1-3(3)

- こども・女性・障害者支援センター、市町、児童家庭支援センター等関係機関の連携を強化するため、連絡協議会を開催します。また、児童家庭支援センターの機能強化を図るため、技術的支援をします。
(こども家庭課)
- 全ての市町において、子ども家庭総合支援拠点の設置を促進します。
(こども家庭課)

(4) 自立支援策の強化

【現状と課題】4-1-3(4)

- 社会的養護のもとで育った子どもは、施設等を退所後、保護者等から支援を受けられない場合が多く、退所後の生活や就労において様々な困難に突き当たるため、社会的に自立できるよう継続的に支援を行うことが重要となっています。また、将来の社会的自立のために、施設等の子どもの学力向上と就職に有利な資格等の取得を支援することが必要となっています。

【具体的施策】4-1-3(4)

- 里親や児童養護施設等への措置が解除となった子ども等に対し、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合は、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を行います。
(こども家庭課)
- 施設等の子どものうち、高校・大学等への進学、就職に必要な資格等の取得について、国の制度等を活用し支援します。
(こども家庭課)

(5) 社会的養護の質の確保

【現状と課題】4-1-3(5)

- 児童福祉施設には、虐待等さまざまな課題を抱えた子どもが入所し、それに対応するためには、施設職員の専門性と質の向上を図る必要があります。

また、里親 についても、子どもの状態に応じた養育ができるよう、基本的な養育技術の向上を図る必要があるほか、被虐待児、非行児、障害児等にも専門性を持って対応できる里親を増やすことが必要となっています。

【具体的施策】4-1-3(5)

- 代替養育の質を確保するため、長崎県児童養護施設協議会が行う施設職員等の専門性向上を図るため実施する各種研修について、企画・実施等に協力するとともに、こども・女性・障害者支援センター による技術的支援を強化します。

(こども家庭課)

- 家庭養育優先原則を実現できるよう、里親・ファミリーホーム のリクルート、研修、支援に至るまでの一連の過程を、切れ目なく一貫した体制で支援できる民間フォスティング機関を設置することを検討します。

【4-1-3(1)、4-1-3(5)掲載】(こども家庭課)

- 乳児院 や児童養護施設、児童家庭支援センター、里親会などの里親支援機関に加え、市町、学校、保育所、幼稚園、認定こども園及び医療機関についても支援者として位置づけ、里親養育を理解し支援する体制を整備します。

(こども家庭課)

- 施設の小規模化かつ地域分散化が進む中、施設において即戦力として活躍できるような職員を確保していくため、保育の仕事合同面談会への参加や潜在保育士 の活用を促進します。

【4-1-3(2)、4-1-3(5)掲載】(こども家庭課)

(6) 子どもの権利擁護の強化

【現状と課題】4-1-3(6)

- 子どもの保護及び支援に当たって、子どもの意見表明権を保障する仕組みについても整備が必要となっています。
- 児童福祉施設や里親のもとで生活する子どもは、家庭で虐待を受けたことなどに起因して、対人関係の不調や反社会的行為などの課題を抱えながら生活していることがあるため、適切な支援を受けながら、安心・安全な生活環境を保障することが重要です。こうした現状においては、支援場面で、子どもと職員(養育者)間、あるいは子ども間での暴力が起こるリスクがあり、これが、被措置児童等虐待という子どもの人権を侵害する事態にならないよう、被措置児童等虐待を予防するとともに、虐待が発生した場合に適切な対応がとれる体制の整備が必要となっています。

【具体的施策】4-1-3(6)

- 権利ノートの活用等により、意見の申し立てに適切に対応する体制を構築します。
(こども家庭課)
- 意見表明支援員(アドボケイト)による意見聴取や意見表明支援及び代弁を行う仕組みを整備し、児童福祉施設や一時保護所等で生活する子どもの意見表明権を保障します。
(こども家庭課)
- 施設等での児童虐待を予防するため、施設等への技術的支援を強化します。
(こども家庭課)
- 施設等において虐待が発生した場合には、「被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、子どもの人権に最大限配慮しながら、適切に対応します。
(こども家庭課)
- 施設に対して、国が示した社会的養護施設の運営指針に基づき第三者評価及び自己評価を確実にいき、養育・支援等の向上に努めるよう指導します。
(こども家庭課)

4 非行少年の立ち直り支援

【現状と課題】4-1-4

- 家庭や地域における児童の養育機能の低下に伴い、非行少年に対応し相談を受け指導したり、家庭や学校等において適応できない児童を受け入れ、立ち直りを支援していくための体制の充実が必要となっています。
- 問題のある少年の立ち直りを支援するために多数の関係機関が関わるようになってきています。関係機関の情報の共有に基づき、それぞれの機関が適切に関わっていく必要があります。

【具体的施策】4-1-4

- こども・女性・障害者支援センター においては、非行児童に関する相談を受け、必要な助言・指導等を行うとともに、関係機関と連携しながら早期立ち直りができるように支援します。
(こども家庭課)
- 児童自立支援施設においては、入所により規則正しい生活を確保し、個々の児童の状況に応じて立ち直りに向けた必要な指導を行うとともに、関係機関との連携を強化しながら、家庭復帰や就職等による自立を支援します。
(こども家庭課)

- 警察では、問題のある少年の立ち直りやその家庭（保護者）を支援する活動を少年警察活動の重要な活動の一つとしています。少年サポートセンターを中心とし、地元警察署と連携して、こども・女性・障害者支援センター、学校、保護司、少年警察ボランティアなどの関係機関・団体と適切な役割分担の下、継続補導、家庭訪問活動等により、家庭や少年に対してきめ細かな継続支援を推進します。

（警察本部人身安全・少年課）

- 少年の街頭補導や相談を実施する各市少年センターと連携しながら、少年の健全育成を推進します。

（こども未来課）

第2節 障害児施策の充実

1 障害のある子どもと親への支援

【現状と課題】4-2-1

- 特別支援教育を全県的、中・長期的な視点に立って、計画的に推進していくために、県としての基本方針や施策の方向性を示した「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」を策定し、本県の特別支援教育の推進に取り組んでいます。
- 障害児の医療と療育の専門機関として、県立こども医療福祉センターにおいて、障害のある子ども達を対象とする医療を提供し、地域における療育活動の支援を行っています。身近な地域で支援が受けられるような療育体制の整備が求められており、こども医療福祉センターでは、地域の中核的な療育支援機関である「児童発達支援センター」やその他の障害児通所支援事業所等に対する高度な専門的支援の実施や人材育成を進める役割なども求められています。
- 発達障害等を含む「特別な配慮が必要な子ども」を早期発見し、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で一貫した教育的支援を行う必要があります。そのためには障害のある幼児児童生徒一人一人について支援の内容等を記載した個別の教育支援計画を適切に作成・活用していくことが重要です。また、関係する教職員は「特別な配慮が必要な子ども」を理解し、「気づく目」を養うことが必要です。
- 特別支援学校においては、教職員の専門性や指導力を高め、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能を今後も一層充実していく必要があります。
- 障害のある子どもが、生涯にわたって自立し、社会参加していくためには職業的な自立を果たしていくことが重要です。障害者を取り巻く雇用環境は、平成30年度の障害者の就職件数と就職率が過去最高となるなど、年々改善されていますが、令和元年6月時点で雇用義務のある県内企業の約4割が法定雇用率未達成であるなど、未だ厳しい側面もあります。特別支援学校においては、教育、労働、福祉等の関係機関が一体となって早期からのキャリア教育や職業教育を一層充実するとともに、就労支援に取り組んでいく必要があります。
- 障害があっても地域で安心して暮らせる社会を構築するため、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指して、平成18年10月より市町村地域生活支援事業の中に日中一時支援事業として事業化され、障害児の日中における活動の場(見守り等の支援)が確保されるようになりました。

- 身体に障害のある子どもに対しては、必要な手術等の医療（育成医療）の公費負担を行っています。
- 重症心身障害児等の医療的ケアが必要な小児 等に対する支援は、地域間で格差があるため、住み慣れた地域において支援が受けられるよう支援体制の整備が必要です。
- 重症心身障害児等の医療的ケアが必要な小児 等に対する支援は、地域間で格差があるため、住み慣れた地域において支援が受けられるよう支援体制の整備が必要です。
- 令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児に対する教育及び保育を行う体制の拡充が図られるよう、看護師等の配置その他必要な措置を講じる必要があります。

【具体的施策】4-2-1

- 障害のある子ども一人ひとりに必要な専門性の高い療育 を提供するため、県立こども医療福祉センターの療育機能を充実します。また、障害児療育に関する高い知識・技術に基づく、地域療育機関等に対する職員派遣や療育機関等職員への研修等による指導を行うとともに、離島など療育機関が不足している地域への巡回療育相談を実施し、障害のある子ども達の地域生活を支援します。

【4-2-1、4-2-2 掲載】(障害福祉課)

- 保育所、幼稚園、放課後児童クラブにおいて障害のある子どもをはじめ、特別な支援を要する子どもの受入れを促進します。

【4-2-1、4-2-2 掲載】(こども未来課)

- 乳幼児期からの発達段階に応じた適切な指導や支援体制を整備し、保護者等への早期からの相談支援や情報提供の充実を図ります。また、個別の教育支援計画の作成・活用等により、保護者、学校と医療、福祉等の関係機関との連携に努めます。加えて、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校における、校（園）内支援体制の質的な整備と継続した支援の充実を図るため、特別支援教育に関する実践研究で開発した保護者と学校等が子どもを同じ視点で捉えるための「見守りシート」を普及させるとともに、体系的・継続的な教職員研修等を通して、特別支援教育に携わる教職員一人一人の専門性向上に努めます。

【4-2-1、4-2-2、7-2 掲載】(こども未来課、特別支援教育課)

- すべての特別支援学校において、地域の幼稚園等、小学校、中学校、高等学校への相談支援を行ったり、就学前の子どもやその保護者の教育相談を行ったりするなどの支援・相談活動の充実を図ります。

(特別支援教育課)

- 特別支援学校においては、在籍する児童生徒の発達段階等に応じたキャリア教育 を積極的に推進するとともに、スポーツのイベントや体験活動を通して関係機関と連携し、企業側の障害者雇用への理解促進を図るなど、就労支援の充実に努めます。

【2-1-5(6)、4-2-1 掲載】(特別支援教育課)

- 障害児の療育の場を確保し、障害児の家族の就労支援及び障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的とする日中一時支援事業を市町が円滑に取り組めるよう引き続き支援します。

(障害福祉課)

- 身体に障害のある 18 歳未満の児童で、手術等により改善が見込まれる子どもを対象に、医療費の助成を行います。

(こども家庭課)

- 精神または身体に障害がある満 20 歳未満の児童を家庭において監護している父または母等に特別児童扶養手当 を支給します。

【2-1-6、4-2-1 掲載】(こども家庭課)

- 重症心身障害児等の医療的ケアが必要な小児 等を日常的に介護している家族の負担を軽減するため、医療機関の空床や訪問看護を活用し、レスパイトを提供できる体制の構築を図ります。

(障害福祉課)

- 県及び市町(圏域単位)において、医療的ケアが必要な小児等支援のための協議の場を設置し、地域のニーズを把握するとともに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の一層の連携を図っていきます。また、医療的ケアが必要な小児等の地域での受入体制を調整するキーパーソンであるコーディネーターや支援者の養成を継続して実施します。

(障害福祉課)

- 医療的ケアが必要な小児等が、保育所等の利用を希望する場合、その受け入れが可能となるよう、必要な助成の実施など、市町及び保育所等を支援します。

(こども未来課)

【数値目標】4-2-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
公立の幼・小・中・高等学校における個別の教育支援計画作成率	R1	93.6%	R6	95%以上

2 発達障害のある子どもと親への支援

【現状と課題】4-2-2

- 発達障害者支援法に基づき市町が行う早期発見・早期相談支援をはじめとする、保健・医療・福祉・教育等の各分野の施策が、体系的かつ円滑に実施されるよう、県は、専門的・広域的な観点から支援することが求められています。
- 発達障害者支援センターは、発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害者(児)やその家族からの相談に応じ、発達や就労等の支援を行うとともに、発達障害に対する理解を深めるため、普及啓発及び研修等を行っています。

【具体的施策】4-2-2

- 発達障害により、特別な支援を要する子どもが、成長(ライフステージ)に合わせ、適切な支援をスムーズに受けられるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係者が連携し、さらに支援体制の整備・充実に努めます。
 - ・ 発達障害を早期に発見し、早期の支援に繋がれるよう、乳幼児健診や5歳児健診等の充実に努めます。
 - ・ 市町の関係者や保育所・幼稚園・学校の職員等の資質向上を図るため、ティーチャー・トレーニング等の技術研修を行うとともに、発達障害の正しい知識の周知・啓発等に努めます。
 - ・ 子育てに難しさを抱える保護者に対する子育て支援の一つとして、ペアレント・プログラム の普及を図るため、普及の中心となる支援者を育成し、保護者支援の充実に努めます。

(こども家庭課)

- 発達障害者支援センターは、発達障害に対する支援を総合的に行う拠点として、発達や就労などの相談に応じ、適切な指導・助言を行うとともに、各関係機関との連携強化による地域支援体制の整備を図ります。また、発達障害に関する啓発活動も積極的に展開します。

(こども家庭課)

- 障害のある子ども一人ひとりに必要な専門性の高い療育 を提供するため、県立こども医療福祉センターの療育機能を充実します。また、障害児療育に関する高い知識・技術に基づく、地域療育機関等に対する職員派遣や療育機関等職員への研修等による指導を行うとともに、離島など療育機関が不足している地域への巡回療育相談を実施し、障害のある子ども達の地域生活を支援します。

【4-2-1、4-2-2 掲載】(障害福祉課)

- 保育所、幼稚園、放課後児童クラブにおいて障害のある子どもをはじめ、特別な支援を要する子どもの受入れを促進します。

【4-2-1、4-2-2 掲載】(こども未来課)

- 乳幼児期からの発達段階に応じた適切な指導や支援体制を整備し、保護者等への早期からの相談支援や情報提供の充実を図ります。また、個別の教育支援計画の作成・活用等により、保護者、学校と医療、福祉等の関係機関との連携に努めます。加えて、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校における、校（園）内支援体制の質的な整備と継続した支援の充実を図るため、特別支援教育に関する実践研究で開発した保護者と学校等が子どもを同じ視点で捉えるための「見守りシート」を普及させるとともに、体系的・継続的な教職員研修等を通して、特別支援教育に携わる教職員一人一人の専門性向上に努めます。

【4-2-1、4-2-2、7-2 掲載】（こども未来課、特別支援教育課）

【数値目標】4-2-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
ペアレント・プログラム 支援者数	R1	14 人	R3～R6 (毎年)	24 人

第3節 ひとり親家庭等の自立支援の推進

1 相談・情報提供の強化

【現状と課題】4-3-1

- ひとり親家庭等は、子育てと生活の担い手という二重の役割を1人で担うことから、子育て、就労、生活などの面で様々な困難に直面しますが、このような状況の中で、福祉事務所毎に配置された母子・父子自立支援員は、地域におけるひとり親家庭の母等に対する身近で総合的な相談窓口として重要な位置づけとなっており、相談者の様々な状況に応じたきめ細かな相談を行っています。また、平成17年度から設置している「長崎県母子家庭等自立促進センター」について、平成23年度から父子家庭も支援対象とし、「長崎県ひとり親家庭等自立促進センター」に改名し、面接や電話による相談を実施しています。各種支援策の活用を促進するためには、相談員の資質の向上や様々な手段による情報提供が必要です。

【具体的施策】4-3-1

- 福祉事務所における母子・父子自立支援員の研修を充実する等、相談者の様々なニーズに対応できるよう母子・父子自立支援員の資質の向上を図ります。
(こども家庭課)
- 県及びひとり親家庭等自立促進センターのホームページによる情報提供の充実を図るとともに、マザーズサロン やハローワーク等他機関との連携による就労情報の提供を行います。
(こども家庭課)
- 現行の支援制度を記載したパンフレットを作成し、周知を行います。
(こども家庭課)

2 子育て・生活支援の充実

【現状と課題】4-3-2

- ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立に困難を感じており、平成29年度児童扶養手当 受給者を対象としたアンケート結果からも家計に関することや、子どもの教育(進学)に関する悩み、自分の健康に関する悩み、住居に関する悩み、親族の健康に関する悩み、家事に関する悩み等を抱えているという結果があることから、ひとり親日常生活支援事業の充実や保育所や公営住宅の優先入居等地域における様々な保育サービス・子育て支援サービスによる支援を行っています。さらに個々の状況に応じた支援の充実を図り自立を促進する必要があります。

【具体的施策】4-3-2

- ひとり親家庭の保育所の優先入所に努めるとともに、病児保育等の実施について市町に働きかけを行います。

(こども未来課)

- ひとり親家庭が生活していくうえで、色々な問題を解決したり、子どもが精神的に安定するように、生活支援に関する講習会やひとり親家庭等 が定期的に集い、互いの悩みをうち明けたり、相談し合う場を設けるなどのひとり親家庭等生活支援事業を市町において推進するよう働きかけを行います。

(こども家庭課)

- ひとり親家庭の子どもは、日頃から親と過ごす時間も限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくいことから、ひとり親家庭の子どもの悩みの相談を行いつつ基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る子どもの生活・学習支援事業を市町において推進するよう働きかけを行います。

(こども家庭課)

- ひとり親家庭が自立促進のため、一時的に生活援助や子育てに対する支援が必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣して実施するひとり親家庭等日常生活支援事業を市町において推進するよう働きかけを行います。

(こども家庭課)

- 県営住宅の定期募集の際、ひとり親家庭向けの優先入居枠を設けるとともに、市町営住宅における優先入居についても、さらに働きかけを行います。

(こども家庭課、住宅課)

【数値目標】4-3-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
生活支援講習会・情報交換事業参加人数	H30	654 人	毎年	672 人

3 就労支援の推進

【現状と課題】4-3-3

- 平成 29 年度児童扶養手当 受給者を対象としたアンケート結果によると、母子家庭の母の 8 割強が就労しているが、その中で臨時・パート等の不安定な雇用形態の者が 3 割強を占めています。また、収入は 200 万円未満が

67.1%を占めており、家計に関する悩みが72.3%と一番の悩みとなっています。同じく父子家庭におけるアンケート結果についても9割強が就労していますが、年収は全国平均と比較しても低く、300万円に満たない世帯が7割を占めており、家計に関する悩みも抱えています。

- 新規就労者に対しては、自立につながるような勤務形態の事業所への就労支援が必要です。
- 小さな子どもを抱えたひとり親が安心して働ける環境の整備が必要です。
- 臨時・パート等の不安定な雇用形態からの転職を支援し、併せて資格取得のための環境整備の必要があります。
- 婦人保護施設等を退所したDV被害者等への自立支援は、精神的なケアが必要でありきめ細かな支援策が必要です。

【具体的施策】4-3-3

- ひとり親家庭（DV被害者を含む）の自立促進を図る長崎県ひとり親家庭等自立促進センターでは、就業相談・就業支援講習会・求人開拓を行っていますが、職業紹介等を行う企業、マザーズサロン 及びハローワークとの連携により専門的な就業支援を推進します。

（こども家庭課）

- 福祉事務所が実施する母子・父子自立支援プログラム策定事業を県内全域で実施するよう働きかけを行うとともに、児童扶養手当 事務との連携によりハローワークとのチーム支援による就労を促進します。

（こども家庭課）

- 民間事業者に対し、ひとり親家庭の母及び父の優先雇用その他就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めることとし、優先的に雇用した企業に対する助成金制度等の情報を事業主に提供し、ひとり親家庭の母又は父の雇用促進を図ります。

（こども家庭課）

- ひとり親家庭等の就業に結びつく可能性の高い技能の修得のため、給付金の支給と貸付金の貸付、講習会の開催を行うとともに、他機関が実施する職業訓練の情報を提供します。

（こども家庭課）

- 職業訓練を受講しているひとり親家庭の母等の求職者に対し、引き続き訓練手当の給付を行います。

（雇用労働政策課）

- 国が行う母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等の表彰について、県内企業の推薦を行います。

(こども家庭課)

- 婦人保護施設等を退所したDV 被害者等に対し、役所や裁判所への同行支援や、ひとり親の就業相談、就職準備や就業に役立つ講習会等の開催など自立を促進するきめ細やかな支援を行います。

(こども家庭課)

【数値目標】4-3-3

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
ひとり親家庭の父母の就職者数(累計) 下段<>内は県事業分の 単年度実績及び目標人数	H26～ H30 <H31>	3,213 人 <123 人>	R2～R6 <毎年>	3,300 人 <100 人>

4 養育費確保の推進

【現状と課題】4-3-4

- ひとり親世帯を対象とした厚生労働省の調査(平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査)によると、養育費の取り決めをしているひとり親世帯の割合は 39.7%となっていますが、現在も養育費を受けているひとり親世帯の割合は 21.2%と低く、取り決めが行われていても履行されていない場合が多くみられます。民法においても、協議上の履行を行うときは子どもの利益を最優先して養育費等について協議で定めるべき事項と明記されており、養育費は、子どもの健やかな成長に欠かせないものであることから、養育費の取り決めや取得促進の啓発を行うことが必要であり、養育費相談は、長崎県ひとり親家庭等 自立促進センターにおいて弁護士による法律相談を実施し、出前相談会も地域で開催しています。

【具体的施策】4-3-4

- ひとり親家庭等自立促進センター事業において、養育費の取得等について、地域の日本司法支援センター等の専門的相談窓口を通じての相談を含め、弁護士による法律相談を行います。

(こども家庭課)

- 福祉事務所設置の母子・父子自立支援員に対し、養育費の取得等についての研修を実施し、身近な地域においても相談が受けられる体制づくりを行います。

(こども家庭課)

5 経済的支援の充実

【現状と課題】4-3-5

- 平成 29 年度児童扶養手当 受給者を対象としたアンケート結果によると、ひとり親家庭の収入は、200 万円未満が 6 割強を占めています。母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当、医療費助成等の経済的支援を実施しています。

【具体的施策】4-3-5

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当、医療費助成等の経済的支援については引き続き実施します。
【2-1-6、4-3-5 掲載】(こども家庭課)
- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する母子父子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当などの制度が円滑に運用できるように、母子・父子自立支援員への研修を実施します。
(こども家庭課)
- ひとり親家庭の親が通勤する際の J R 定期乗車券の 3 割引制度、年金、所得税および住民税の控除等の優遇措置の情報を提供します。
(こども家庭課)
- ひとり親家庭などの放課後児童クラブ の利用について、利用料の助成を行います。
【2-1-6、4-3-5 掲載】(こども未来課)

6 市町・関係機関団体との連携及び協働

【現状と課題】4-3-6

- ひとり親家庭等への支援策については、身近な地域においてきめ細かに実施することが求められており、国の施策も各市町が実施主体として実施することが可能な事業が多くあります。
- 長崎県母子寡婦福祉連合会の各地区における母子会 活動は、地域でのひとり親家庭の福祉の向上に重要ですが、会員の高齢化や加入率の低下が課題となっています。

【具体的施策】4-3-6

- ひとり親家庭等への国等の支援事業が県内全域で実施されるよう市町に働

きかけを行うとともに、市町におけるひとり親家庭等自立促進計画の策定について助言を行います。

(こども家庭課)

- 母子会 活動の活性化のために、組織強化への支援を行うとともに、各種事業を通して若いひとり親家庭の加入促進を図ります。

(こども家庭課)

- 母子福祉団体に対する受注機会の増大に努めます。

(こども家庭課)

第 4 節 子どもの貧困対策

【現状と課題】 4-4

- 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるよう、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」等に基づき、令和 2 年度を始期とする本県の新たな「長崎県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、計画に沿って、教育や生活などの支援を全庁的な取組として実施していきます。

【具体的施策】 4-4

- 具体的施策及び数値目標については、個別計画である「長崎県子どもの貧困対策推進計画」に記載。

(こども家庭課)

第5章 安全・安心な子育ての環境づくり

第1節 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現状と課題】5-1

- 情報化社会の著しい進展により、子どもたちの健全育成を阻害する性や暴力等に関する過激な情報が氾濫し、また、近年のスマートフォンの急激な普及等に伴い、アプリケーションソフトウェアやSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）、オンラインゲーム等の利用を通じて、長時間利用によるネット依存、ネットいじめやネット詐欺により犯罪に巻き込まれるケース等が社会問題となっています。
- 有害な情報やインターネットを利用したいじめや犯罪等から子どもたちを守るためには、関係機関・団体、PTA、地域住民が連携・協力を進めていくことが重要です。特に、子どもたちの情報モラルやネットマナーについては、学校だけでなく家庭とも連携しながら、その向上を図る必要があります。

【具体的施策】5-1

- 青少年を取り巻く有害環境の浄化対策については、18歳未満の少年に対する有害図書類の販売の制限、立入調査の実施による区分陳列の徹底を進めます。

（こども未来課）

- 少年保護育成関係機関等と連携し、各販売店やビデオレンタル店等に対する立入り、指導を行うとともに、長崎県少年保護育成条例 に基づく、少年に対する有害図書類の貸出し・販売事犯等の指導取締り、出会い系サイトやSNSに係る児童買春・児童ポルノ事犯等各種違反の取締りを更に積極的に行います。

（警察本部人身安全・少年課）

- インターネット上の有害情報などから子どもを守るため、携帯電話販売業者をはじめとする関係業界等と連携し、フィルタリング の普及やインターネット利用のルールづくりなど、メディアとの正しい付き合い方について広報啓発を推進します。

（こども未来課、警察本部人身安全・少年課）

- 親や子どものメディアリテラシー力の向上のために、学校等へのメディア安全指導員の派遣や、幼児教育関係者向けの研修により、子どもや保護者等に対し、情報機器との適切なかわりを学ぶ機会を提供します。

（こども未来課）

- 情報モラル教育教材「SNS ノート・ながさき」を活用しながら、道徳の時間をはじめ各教科等の時間、ホームルームの時間などに情報モラル教育を実施し、児童生徒の適切な情報モラルの醸成に努め、外部講師を活用するなどしてネットトラブルから身を守る知識や技術を身につけさせるとともに、違法行為をしないという強い意志や心身ともに健康な生活への意識を育てます。また、具体的な事案を例示するなど、児童生徒が主体となって取り組む機会を設けていきます。さらに、家庭における携帯電話のルールづくりを通して保護者が責任を持って児童生徒を指導するよう働きかけていきます。

(児童生徒支援課)

- メディア安全指導員を学校やPTAなどに派遣し、インターネット、メディアとの関わり方に関する指導・啓発を行います。

(こども未来課)

- 保護者に対し、インターネットや携帯電話等の危険性や家庭でのルールづくり等、指導の必要性について啓発します。

(児童生徒支援課)

【数値目標】5-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
携帯電話所持の児童・生徒のフィルタリング利用率	R1	63%	R5 (R7)	75% (80%)

第2節 子ども等の安全の確保

1 子ども交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】5-2-1

- 子どもを交通事故から守るため、市町、保育所、学校等との連携や協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。そのために、子どもや子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を強力に推進する必要があります。
- 「子どもの安全は親が守る。」との認識を向上させ、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底が重要です。
- 自転車事故を防止するために、子どもの自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、自転車利用者に対する交通ルールの遵守徹底の広報キャンペーンや自転車教室を積極的に開催して、自転車の安全利用の推進を図る必要があります。

【具体的施策】5-2-1

- 交通安全教育施設である長崎交通公園が、交通ルールやマナーを楽しみながら学べる場として、より多くの子ども等に活用されるよう、県民への広報を実施します。
(交通・地域安全課)
- 交通安全教育等を実施している交通安全指導員を育成し、交通安全母の会への活動支援、市町交通指導員ブロック研修会の開催など、交通安全指導力の一層の向上に努めます。
(交通・地域安全課)
- 市町や教育庁を通じて県内の小・中・高・特別支援学校から交通安全図画・作文を募集し、優秀作品は長崎県交通安全推進県民協議会で表彰するほか、展示や四季の交通安全ポスターに採用して交通安全の啓発に活用します。
(交通・地域安全課)
- 定期的に通学路の安全点検を実施し、PTAや地域ボランティア、警察等の関係機関と連携した見守り体制を強化するとともに、通学路安全マップの作成等、児童生徒に危険箇所を具体的に把握させることにより、交通事故や不審者から守ります。
(児童生徒支援課)

- 子どもを交通事故から守るため、市町、保育所、学校等との連携や協力体制の強化を図り、子どもや子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育の推進に努めます。

(警察本部交通企画課)

- 県営バスで毎年実施している全国バスの日の記念行事のひとつに、「交通安全教室」を定例的に行うこととし、対象となる幼稚園・保育園を拡大します。

(交通局運輸課)

- 関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等のあらゆる機会を通じて「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」を普及し、着用効果の啓発など着用普及の推進を積極的に行います。

(交通・地域安全課)

- 関係機関・団体と連携して、児童・生徒等に対する自転車教室を開催し自転車の安全通行ルールを学ばせるなど、自転車安全教育を充実させ、自転車の安全利用を推進します。

(交通・地域安全課)

- 子どもの自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、自転車利用者に対する交通ルールの遵守徹底のための広報キャンペーンや自転車教室を積極的に開催して、自転車の安全利用の推進に努めます。

(警察本部交通企画課)

- 小中学校の通学路にある危険ブロック塀等が災害時に倒壊するのを未然に防止するため、市町と連携し、除却を行う者への支援を行います。

(住宅課)

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

(1) 安全情報の提供の推進

【現状と課題】5-2-2(1)

- 年々、県内における刑法犯認知件数は減少しているものの、県内外の通学路等において子どもが犯罪の被害者となる凶悪犯罪が発生している状況にあることから、子ども対象の事件の前兆とみられる声掛け事案、つきまとい事案等を認知した段階で、タイムリーに情報を発信し、県民の被害防止意識及び自主防犯意識の高揚に努める必要があります。
- 消費者を取り巻く環境は、経済社会の多様化等に伴い、クレジットなどの信用取引の増加、ネットショッピング等の無店舗販売の増加、スマートフ

オンの普及などに伴い若年者をターゲットにしたトラブルも後を絶たない状況となっています。消費者被害の未然防止には、生活者としての知識等の習得が必要です。また、将来、自立した賢い消費者となるためには、高等学校や大学等において消費生活に関する知識を提供することが不可欠です。

【具体的施策】5-2-2(1)

- 小、中、高校や教育委員会等と構築している「ファックスネットワーク」、自治体、企業等とインターネットで構築している「もってこいネットワーク通信」、携帯電話等へメール配信している「安心メール・キャッチくん」のほか、県警ホームページや生活安全ニュースなど各種広報媒体を活用し、迅速な安全情報の発信・提供に努めます。また、「安心メール・キャッチくん」の登録者の拡大を図ることにより、地域住民の自主防犯意識の高揚及び浸透に努めます。

(警察本部生活安全企画課)

- 長崎県消費者基本計画に基づき、高等学校や大学等が実施する講座などに講師を派遣します。また、市町と連携した中学校の講師派遣などにも取り組みます。

(食品安全・消費生活課)

(2) 関係機関・団体等と連携したパトロール活動の推進

【現状と課題】5-2-2(2)

- 発生状況等を県民に知らせて自主防犯意識の高揚を図るとともに、発生時間帯、発生場所等を踏まえた通学路等における見守り活動を地域の防犯ボランティア等と相互に連携して取り組むとともに、見守りの担い手の裾野を広げる必要があります。

【具体的施策】5-2-2(2)

- あいさつ・声掛け運動の拡大をはじめ、非行防止・健全育成の全国強調月間(7月、11月)における啓発活動を実施し、併せて街頭補導の充実に努めます。

(こども未来課)

- 子どもを犯罪から守るための活動として、防犯ボランティア、少年警察ボランティア、子ども110番の家等との緊密な情報交換や合同パトロールの実施及び日常生活や事業活動を行いながら、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」の推進により、通学路等における効果的な見守り活動ができるように支援を行います。

(警察本部生活安全企画課)

- 地域住民、関係機関・団体と連携し、学校周辺、通学路及び遊び場周辺等での地域安全パトロール、点検活動等、地域の実情に即したきめ細かな活動を行います。

(警察本部人身安全・少年課)

- 学校、家庭、地域との連携強化に努めるとともに、学校警察連絡協議会等の活用により地域の警察と学校の連携を一層充実します。また、子ども110番の家や「地域安全マップ」等を活用し、児童生徒の防犯意識の向上に努めます。

(児童生徒支援課、警察本部人身安全・少年課)

- 地域ぐるみで学校の安全体制の整備を図るため、各学校による通学路の安全点検を行うとともに、教職員対象の学校安全教室推進研修会を開催し、教職員の資質向上に努めます。

【5-2-2(2)、5-2-2(3)掲載】(児童生徒支援課)

- 自主防犯活動を行うボランティア等の拡大を図るとともに、これらの活動について必要な支援を行います。

(交通・地域安全課)

(3) 防犯講習の推進

【現状と課題】5-2-2(3)

- 子ども対象の犯罪は、行為者が甘い言葉や暴行・脅迫を用いるなどの様々な手口があり、被害実態を踏まえて、学校においては「不審者対応避難訓練」、地域においては「自治会等への防犯講話」を随時実施していく必要があります。

【具体的施策】5-2-2(3)

- 地域ぐるみで学校の安全体制の整備を図るため、各学校による通学路の安全点検を行うとともに、教職員対象の学校安全教室推進研修会を開催し、教職員の資質向上に努めます。

【5-2-2(2)、5-2-2(3)掲載】(児童生徒支援課)

- 防犯ボランティア等と連携の上、県民のニーズに応じた効果的な防犯講習会等を開催します。

(交通・地域安全課)

- 子どもに危険予測・回避能力を身に付けさせるため、防犯ボランティア等との連携による参加体験型の防犯訓練や防犯教室を開催するとともに、学校における不審者への対応要領の習得を目的とした参加体験型の「不審者

対応避難訓練」を実施します。

(警察本部生活安全企画課)

(4) 自殺対策の推進

【現状と課題】5-2-2(4)

- 警察統計によれば、本県における39歳以下の子ども・若者による自殺者は全体の約2割を占めており、全国的にも問題となっているいじめやいじめによる自殺は本県においても対応しなければならない喫緊の課題となっています。そのため、子ども・若者の自殺を防ぐ体制の充実を図ることが必要です。

【具体的施策】5-2-2(4)

- 民間団体を含む関係機関・団体と連携・協力し、普及啓発の強化、各関係機関における相談支援技術の向上及び体制強化、関係機関の連携体制の強化を取組の柱として、総合的な自殺対策に取り組めます。

(障害福祉課)

- 全ての教育活動を通じて道徳教育を推進し、命のつながりや家族の絆に対する意識を高め、全ての人間や命あるものを尊重し、大切にしようとする心を育みます。

(児童生徒支援課)

- 不登校 やいじめなど、児童生徒が抱える心の問題や発達上の課題等への対応を適切に行うため、状況に応じて学校にスクールカウンセラー を適切に配置するとともに、スクールカウンセラー未配置校には、臨床心理士などを派遣します。さらに、スクールソーシャルワーカー の配置や、24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)、メール相談、SNS 相談など、教育相談体制の充実に引き続き取り組めます。また、「不登校支援コンセプト」や「望ましい人間関係を育む活動事例集」など、教員向けのガイドライン・事例集の周知・活用や「カウンセリングリーダー養成研修」等研修を充実することにより、教職員の教育相談に関する資質の向上に努めます。

【4-1-1、5-2-2(4)掲載】(児童生徒支援課)

3 被害を受けた子どもへの支援

【現状と課題】5-2-3

- 事件・事故等の被害に遭った児童生徒については、きめ細かな心のケアが求められています。

- 少年の被害問題について、県警では、被害者支援連絡協議会をはじめ、少年サポートセンターの職員と県内に2名配置している被害少年カウンセリングアドバイザーがその対応をしています。しかし、少年の被害問題は、多角的にきめ細かな対応が求められており、警察だけでは十分な対応は困難な状況にあります。このようなことから、関係機関・団体との連携を更に強化していく必要があります。

【具体的施策】5-2-3

- 学校内外で、危機的な事件・事故等が発生した場合、教育委員会や学校からの要請に基づき、こころのケアを行う専門家チームを派遣し、2次被害の防止とこころの応急処置を行います。
(障害福祉課)
- 犯罪被害等を受けた児童生徒及びその保護者等を支援するため、スクールカウンセラーを派遣するほか、適切な対応ができるよう教職員を対象としたカウンセリングリーダー養成研修会を実施します。
(児童生徒支援課)
- 被害者支援連絡協議会(被害少年分科会)を通じて関係機関・団体との連携を強化し、複雑、多様化する少年被害問題に対し、多角的にきめ細かな支援を行うとともに、少年サポートセンターの少年補導職員によるカウンセリングの実施、相談の充実強化・継続的支援活動、「被害少年カウンセリングアドバイザー制度」を活用した積極的な支援活動を推進します。
(警察本部人身安全・少年課)

第3節 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅の確保

【現状と課題】5-3-1

- 県営住宅の入居希望者については、一般世帯同様に子育て世帯も多いことから、地域的なバランスを考慮しながら子育て世帯向け住宅の募集の検討が必要です。

【具体的施策】5-3-1

- 県営住宅の定期募集の際、多子家庭向けの優先入居枠を設けます。また、小児慢性特定疾患の患者を看護している方（小児慢性看護世帯）で、一定の要件を満たしている場合には、優先入居を行います。

（住宅課）

- 保育所、幼稚園、小学校及び中学校の立地状況やその他交通の利便性など、子育てに適した良好な周辺環境を有する県営住宅について、空き住戸や建替団地の住戸を子育て用住宅として指定し、一定の入居資格を有する子育て世帯の入居を促進します。

（住宅課）

【数値目標】5-3-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
県営住宅におけるバリアフリー化率	R1	54.3%	R6	59.8%

2 良質な居住環境の確保

【現状と課題】5-3-2

- 人口や世帯の減少が見込まれる今後の状況や、民間賃貸住宅を含む空き家の増加を踏まえ、これまでのように公共団体が直接建設する子育て世帯向け住宅の供給では限界があるため、今後は民間住宅市場を活用した幅広い支援が必要です。

【具体的施策】5-3-2

- 民間の不動産団体や社会福祉協議会及び市町でつくる長崎県居住支援協議

会を通して、民間住宅市場を活用した子育て世帯等向けの情報提供を図り、支援を行います。

(住宅課)

- 安心して子育てができるよう、市町と共に、多子世帯や新たに職住近接又は育住近接(3世代同居・近居を含む)をするために中古住宅の取得や改修する方への支援を行います。

(住宅課)

【数値目標】5-3-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
子育て世帯が安心して子どもを産み育てることのできる居住環境を支援する市町数(累計)	R3	—	R6	21 市町

3 安全な道路交通環境の整備

【現状と課題】5-3-3

- 道路利用者の安全・安心の確保に加え、昨今の厳しい財政状況の中において、限られた財源の有効性を高めるためには、公共事業の「選択」と「集中」は避けられない問題となっており、住民のニーズに応えるための重点化やより一層のコスト縮減が課題となっています。
- 全国的に通学路及び未就学児童の園外活動経路における重大事故が発生したことを契機に、特に通学や園外活動時の交通事故を防ぐため、通学路や園外活動経路をはじめとした生活道路における交通安全対策の必要性が高まっています。

【具体的施策】5-3-3

- 「長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」に基づいた歩道整備、重点整備地区内の駅やターミナルと官公庁や福祉施設などを結ぶ道路の車道と歩道を分離、歩行者、自転車及び自動車適切に分離された自転車通行空間の整備など、安全な道路交通環境の整備に取り組みます。

(道路建設課、道路維持課)

- 幹線道路の整備推進により自動車交通を整流化し、生活道路への通過交通車両の進入を排除することで、安全な道路環境の確保に努めます。

(道路建設課)

- 各市町の通学路安全対策推進協議会において策定した通学路交通安全プログラムに基づき、教育委員会、各小学校、警察署等と連携した通学路の合同点検を実施し、計画的かつ継続的に通学路の交通安全対策を実施します。
(道路維持課)
- 未就学児が日常的に集団で移動する経路等の緊急合同点検を、施設管理者、市町こども関係課、警察署等と行い、対策が必要とされた箇所の交通安全対策を実施します。
(道路維持課)
- 生活道路対策エリアにおいてビッグデータを用いた分析を実施し、自動車の速度抑制、通過抑制、歩行空間の確保など歩行者・自転車優先の道路づくりを実施します。
(道路維持課)

【数値目標】5-3-3

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
通学路の歩道等の整備延長	R2	0.0 km	R6	10.0 km

4 安心して外出できる環境の整備

(1) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー 化

【現状と課題】5-3-4(1)

- 「長崎県福祉のまちづくり条例」に基づき、不特定多数の方々が利用する一定規模以上の建物を新築、増改築する場合には、手すりやスロープの設置など条例に定める整備基準を満たすよう義務づけています。また、県所有（管理）施設のバリアフリー化は推進すべき事業であり、予算や各施設の整備計画等の制約の中で、関係課と連携して今後とも推進する必要があります。
- 道路利用者のバリアフリー化に対するニーズはますます高まっています。

【具体的施策】5-3-4(1)

- 既存施設のバリアフリー化が進むように普及啓発に努めるとともに、既存の県有（県管理）施設については、条例に定める整備基準を満たすように早期の改修に努めます。
(福祉保健課、管財課、住宅課、教育環境整備課ほか)

- 今後とも、「長崎県福祉のまちづくり条例」に定められた、一定規模・用途の建築物について、建築時等のバリアフリーの整備基準に基づき、届出の審査及び指導を行います。

(建築課)

- 特定旅客施設、官公庁施設、福祉施設等を結ぶ経路を、交通事業者、道路管理者、警察等の関係機関と協議し、重点整備地区に定められたものについては、バリアフリー化を推進します。また、重点整備地区以外の地区においても、各地域のバリアフリー基本構想等に沿った整備の推進を目指します。

(都市政策課、道路建設課)

- 歩道整備にあたって有効幅員の確保、段差・勾配の解消、視覚障害者誘導ブロックの整備、電線類地中化事業による歩道の無電柱化等により、安心して外出できる環境整備に取り組めます。

(道路建設課、道路維持課)

- 「長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、バリアフリー化推進に取り組めます。

(道路維持課)

【数値目標】5-3-4(1)

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
福祉のまちづくり条例施行事業に基づくバリアフリー化施設数	H30	5,761 施設	R6	6,826 施設

(2) 子育て世帯にやさしい施設等の整備

【現状と課題】5-3-4(2)

- 少子高齢化・男女共同参画等と社会情勢が変化する中で、ユニバーサルデザインの導入が福祉のまちづくりに求められており、誰もが使いやすいトイレの設置等安心して社会参加できる生活環境の整備は今後も重視されるべき事項です。
- 商店街は地域コミュニティの場としての役割が期待されており、増加傾向にある空き店舗の活用策のひとつとして子育て支援につながる施設の設置・運営の取り組みが求められます。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「公園」というオープンスペースの価値が高まっているなか、障がいの有無に関わらず、すべての子ども

が共に遊び、共に学べる場所が求められています。

【具体的施策】5-3-4(2)

- 長崎県福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー 化施設数を増加させることにより、妊婦の方など誰もが使いやすいトイレの設置等を推進します。

(福祉保健課、管財課、住宅課、教育環境整備課ほか)

- 商店街の空き店舗等を活用した、保育施設や親子交流施設等のコミュニティ施設を設置・運営する取り組みを推進します。

(経営支援課)

- 「すべての子どもが一緒になって楽しく安全に遊べる広場」の整備を推進します。

(都市政策課)

(3) 子育て世帯への情報提供

【現状と課題】5-3-4(3)

- 平成18年6月に成立した「高齢者・障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」により積極的なバリアフリー化の推進が求められており、子育て世帯を含む利用者へのバリアフリー施設整備の情報提供が必要です。

【具体的施策】5-3-4(3)

- 長崎県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合していることを示す「適合証」の交付事業所は、毎年増えていることから、妊産婦などの方々に安心して外出していただけるよう、バリアフリー施設の情報発信に努めます。

(福祉保健課)

- これまでも、交通事業者に、ホームページや時刻表へのバリアフリー施設整備の情報掲載を促しておりますが、よりわかりやすく利用しやすい情報提供について、引き続き交通事業者への協力を要請します。

(交通政策課)

- これまで、(一社)長崎県観光連盟が運営する「ながさき旅ネット」内でのバリアフリー情報や、県が支援する民間のユニバーサルツーリズム推進団体が運営する「長崎県ユニバーサルツーリズムセンター」ホームページを通じて情報発信に努めてきました。県内外の子育て家庭を含む多くの方々に長崎県での安心した旅を楽しんでいただけるよう、引き続き受入態勢の整備に取り組むとともに、情報発信に努めていきます。

(観光振興課)

5 安全・安心まちづくりの推進

【現状と課題】5-3-5

- 街路整備において、安全・安心な社会の確立に向け、地域との協働による利用者にとって最適な施設整備が求められています。
- 既存団地の建替や住戸改善工事に伴い、防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針・解説に基づき、防犯性能の高い公共住宅の整備を進めてきたところですが、未対応の団地について防犯性の向上化対応が課題となっています。
- 防犯性能の高い住宅の普及及び犯罪の発生しにくい住宅環境づくりに努める必要があります。

【具体的施策】5-3-5

- 街路計画の段階から地域住民の方々の意見が反映できるよう説明会等を行い、利用しやすい道路の構造を目指します。
(都市政策課、道路建設課)
- 分かりやすい案内標識、透水性舗装での施工や排水溝の蓋など滑りにくい材料を選定した歩道の水たまりの対策など、安全・安心なまちづくりに取り組みます。
(都市政策課、道路維持課)
- 通学路などについては、必要に応じて、歩道照明施設の設置や、車道照明に歩道用を共架するなど、防犯性を意識した対策を地域と一体となり進めることで、安全・安心のまちづくりに取り組みます。
(道路維持課)
- 都市公園 が犯罪行為の場所とならないよう、施設計画や管理面での十分な配慮を継続して行います。
(都市政策課)
- 既存団地の建替や改善工事により、防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針・解説に基づき、周囲からの見通しを確保した敷地内の配置計画、動線計画を行い、玄関ドアに防犯性能の高いカギの採用、外部からの見通しのできる開口部のあるエレベーターの採用等防犯性能の高い公共住宅の整備に努めます。
(住宅課、営繕課)
- 引き続き、関係機関・団体と連携して防犯診断及び防犯キャンペーンを実施するとともに、各種防犯教室等を開催して住宅や駐車場等の防犯対策の推進や防犯性能の高い建物部品などの普及広報に努めます。
(交通・地域安全課、警察本部生活安全企画課)

第 6 章 県民総ぐるみの子育て支援

第 1 節 社会全体で子育てを応援する機運の醸成

【現状と課題】6-1

- 平成 18 年度から、子育てを応援する機運を高め、子ども・子育てにやさしい社会づくりを推進するため、「ながさき子育て応援の店事業」を推進しています。
- 平成 27 年度から、子どもを産み育てやすい環境を整備するため、子育てを応援するポータルサイトを開設して情報発信を行っています。
- 平成 29 年度から、長崎県青少年育成県民会議と連携し、子育てを社会全体で応援するフリーマガジン「ココロン」を発行しています。
- 子育てしやすい長崎県づくりに向け、多様な主体を巻き込みながら、社会全体で子育てを応援する機運を醸成することが必要です。

【具体的施策】6-1

- 「ながさき子育て応援の店事業」を推進し、協賛店舗のさらなる拡大と、子育て世代に提供するサービスの一層の充実を図ります。
(こども未来課)
- ポータルサイトや SNS を活用し、スマートフォン対応など子育て世代の実情やニーズに応じた情報提供を行います。
(こども未来課)
- フリーマガジン「ココロン」により、子育てを応援する企業・団体等の情報を発信し、企業・団体の一層の参画を促進します。
(こども未来課)
- 若者、企業・団体、市町等と連携した子育て応援の取組や、効率的・効果的な情報発信により、社会全体で子育てを応援する機運を醸成します。
(こども未来課)

【数値目標】6-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
「ながさき子育て応援の店」 協賛店舗の登録件数	R3	1,263 件	R6	2,600 件

第 2 節 ココロねっこ運動 の推進

【現状と課題】6-2

- 平成 13 年度から、子どもたちの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直す県民運動として「ココロねっこ運動」を推進しています。
- 平成 17 年度に、痛ましい少年事件が連続して発生したことを受け、県民一人ひとりが身近な問題として受け止め、行動してほしいという願いから、「長崎っ子を育む県民会議」が発足し、具体的取組をまとめた「長崎っ子を育む行動指針」が策定されました。現在は最重点項目として「ココロねっこ 10（テン）」の推進を図っています。
- ココロねっこ運動の輪を広げるため、各団体の運動登録を推進しており、平成 30 年度末には 5,953 団体が登録しています。
- ココロねっこ運動の地道で着実な推進を図るため、地域主導の普及啓発活動を進める必要があります。

【具体的施策】6-2

- ココロねっこ運動を推進し、県民総ぐるみで、子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現を目指します。
- ・「長崎っ子を育む行動指針」の最重点項目「ココロねっこ 10（テン）」の普及実践に努めます。
- ・県、市町、県青少年育成県民会議及び市町民会議の連携によるネットワークづくりを推進します。
- ・地域主導のココロねっこ運動の推進を図るため、各市町担当者、ココロねっこ指導員、ココロねっこ推進員による組織作りを進め、具体的実践、広報啓発、組織の資質向上のための研修会を実施します。
- ・義務教育課、生涯学習課と連携強化を図り、家庭、学校、地域が一体となったココロねっこ運動の取組を進めます。
- ・自治会や子ども会などの団体による子どもを見守る活動や子育て支援の取組を促進します。
- ・県、市町、各種団体の広報媒体を活用した広報活動を推進します。
- ・報道機関に対して、地域での先進的、特徴的取組などについて積極的に情報を提供します。
- ・長崎県青少年育成県民会議と連携し、ココロねっこ運動啓発のための活動を実施します。

【2-3-1、2-3-2-(1)、3-1-2、6-2 掲載】(こども未来課)

【数値目標】6-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
ココロねっこ指導員等による講習会の受講者数	H30	22,726 名	R6	23,000 名
ココロねっこ運動登録団体数（累計）	H30	5,953 団体	R6	6,460 団体

第 3 節 家庭の日 の普及

【現状と課題】6-3

- 家族そろっての団らんの機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育てる契機とするため、毎月第 3 日曜日を「家庭の日」と定め、昭和 56 年から提唱してきました。近年、核家族化や少子化の進行、ライフスタイルの変化など、社会環境の急激な変化は家族のあり方に大きな影響を与えており、今後、家族のふれあいの機会が不足しがちになることも懸念されます。

【具体的施策】6-3

- 毎月第 3 日曜日を標準として毎月 1 回「家庭の日」を定めて、家族のきずなを深めるように努めることについて、県民への周知啓発を行います。
(こども未来課)
- 各市町及び長崎県青少年育成県民会議と連携し、「家庭の日」普及のための広報活動に努めます。
(こども未来課)

【数値目標】6-3

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
家庭の日ワークショップの参加者数	R1	368 人	R6	400 人

第 7 章 子どもの心と命を守るための取組

第 1 節 関係機関の連携強化

【現状と課題】 7-1

- 市町児童福祉担当課は、市町要対協の調整機関（事務局）のほか、児童相談の第一義的な相談窓口として重要な役割を担っています。市町が役割を果たしていくにあたり、児童福祉司任用資格がある等の専門職の配置、経験年数や人員配置などの面で必ずしも十分な体制となっていないため、県からのバックアップが必要です。
- 県が市町支援等を行うにあたっては、県においても、専門性を持った人材の育成などとともに、児童相談所と市町・学校・警察・医療機関・家庭裁判所等関係機関との連携を強化し、児童相談所機能の充実強化を図っていく必要があります。

【具体的施策】 7-1

- 児童相談所と市町の役割分担にかかる法律上の整理に基づき、県独自の児童相談所と市町の連携体制の明確化に向けた新たな指針に基づき連携します。
(こども家庭課)
- 市町児童福祉等主管課長及び実務者協議会等において、各市町の相談体制や運用における課題を定期的に把握し、課題解決に向けた支援策を行います。
(こども家庭課)
- 市町における児童相談体制強化のため、市町職員の専門性向上を目指した研修の実施、県に登録した児童福祉、法律、医療の専門家等の市町への派遣による技術的助言などを行います。
(こども家庭課)
- 児童相談所における法的対応機能の強化のため、弁護士による定期的な助言指導を受けられるような体制のさらなる充実を検討します。
(こども家庭課)
- 児童相談所と警察との連携では、連絡協議会・合同研修を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会で在宅の児童虐待事案の全件情報共有を行うなどさらなる連携強化を図ります。
(こども家庭課)
- 児童相談所と学校・教育委員会との連携では、日頃からの児童相談所との情報共有を図るとともに、教員向け研修において、児童福祉関係の講師派

遣や人事交流などによる連携を図ります。

(こども家庭課)

- 児童相談所と医療機関との連携では、長崎大学の地域連携精神医学講座と連携した専門医による研修やケースカンファレンスへの参画等により連携の充実に努めていきます。

(こども家庭課)

- 県保健所との連携については、機関相互が、精神疾患や発達障害を有する要保護児童への支援に関する諸制度等の理解に努めるなど、関係強化を図っていきます。

(こども家庭課)

- 児童生徒を取り巻く環境は、家庭の状況等も含め課題が複雑化・深刻化しているため、「学校と関係機関との連携マニュアル」を活用しながら、関係機関との連携を図り、児童生徒の状況に応じて必要な支援を行います。

(児童生徒支援課)

【数値目標】7-1

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修受講者数	H30	26 人	毎年	26 人以上
要保護児童対策地域協議会の設置等による市町の相談体制強化に向けた支援の実施	H30	20 市町	R6	21 市町

第2節 特別な配慮が必要な子どもへの支援

【現状と課題】7-2

- 発達障害児・者の支援については、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関において支援体制の課題共有、連携緊密化などを協議していく組織を設置しています。
- 幼保における指導の過程とその結果の要約を記録し、小学校における指導に役立たせるための指導要録が十分に活用されていないため、乳幼児期から学童期までの情報を書面により引継ぎ、支援の継続を確実にできるようにする必要があります。
- 1.6、3 歳児健診における発達リスク児の発現率に関し、市町間の差が大きく、また、発達障害の早期発見には 5 歳児健診の重要性が言われていま

すが、実施していない市町があります。

- 就学前の児童の状況（健診情報等）など必要な情報がうまく学校に繋がっていない場合があり、健診情報を小学校へつなぐ仕組みの整備が必要です。
- 発達障害 児の診断・評価ができる医師が少ないため、専門医受診の場合、初診までの待機時間が長期にわたるなど早期診療の機会確保が難しい状況にあります。
- 発達障害等の子どもの心に関する障害の認知や障害に対する保護者の受容が進み、診療を必要とする子どもが多くなる一方で、子どもの心を専門とする精神科医師が少ない状況にあります。
- 発達障害等を含む「特別な配慮が必要な子ども」を早期発見し、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で一貫した教育的支援を行う必要があります。そのためには障害のある幼児児童生徒一人一人について支援の内容等を記載した個別の教育支援計画を適切に作成・活用していくことが重要です。また、関係する教職員は「特別な配慮が必要な子ども」を理解し、「気づく目」を養うことが必要です。

【具体的施策】7-2

- 県内の発達障害児・者支援関係機関（医療・保健・福祉・教育・労働等）が発達障害児・者に関する情報を共有し、総合的かつ継続的な支援体制の構築を目的とする「発達障害児・者総合支援推進会議」において、支援における役割分担の明確化と支援方策実施のための効果的な連携体制の構築、また、県民に対する発達障害に関する理解促進のための啓発活動を行います。
(こども家庭課)
- 幼稚園、保育所、認定こども園の指導要録の様式を統一した「こども要録」による乳幼児期から学齢期までの情報引継ぎや支援の継続を確実にできるようにします。
(こども未来課)
- 「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン」を活用しながら、児童生徒の進学・進級や転学の際に学校・学年間において統一的な視点で引継ぎを確実に行之、継続した指導・支援を実施します。
(児童生徒支援課)
- 市町が実施する1.6、3歳児健診の標準化を図るため、作成した「発達障害等早期支援のための乳幼児健康診査マニュアル」を活用し、従事者研修会を定期的を開催するとともに、5歳児健診マニュアルの活用と併せ、未実施市町に対し実施に向けた働きかけを行います。
(こども家庭課)

- 健診の情報を小学校へつなぐための情報伝達ツールを作成し、その仕組みを構築します。
(こども家庭課)
- 県立こども医療福祉センターで、発達障害児の診断・評価に関する医師の研修を行い、発達障害児を診察可能な小児科医師を養成します。
(障害福祉課)
- 地域療育体制を整備するため、県立こども医療福祉センターが、幼稚園や保育所で支援を担当する職員に対し、気づきや適切な療育の必要性の理解促進を図るとともに、「児童発達支援センター」の療育スキル向上のための技術支援を実施します。
(障害福祉課)
- 長崎大学病院に児童・青年期精神医学を専門とする精神科医の養成と、地域の児童精神医療に関する研究等を行うための「地域連携児童精神医学講座」を開設します。
(障害福祉課)
- 養成した精神科医のフォローアップ研修を実施し、発達障害児療育支援体制の充実を図ります。
(障害福祉課)
- 乳幼児期からの発達段階に応じた適切な指導や支援体制を整備し、保護者等への早期からの相談支援や情報提供の充実を図ります。また、個別の教育支援計画の作成・活用等により、保護者、学校と医療、福祉等の関係機関との連携に努めます。加えて、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校における、校(園)内支援体制の質的な整備と継続した支援の充実を図るため、特別支援教育に関する実践研究で開発した保護者と学校等が子どもを同じ視点で捉えるための「見守りシート」を普及させるとともに、体系的・継続的な教職員研修等を通して、特別支援教育に携わる教職員一人一人の専門性向上に努めます。
【4-2-1、4-2-2、7-2 掲載】(こども未来課、特別支援教育課)

【数値目標】7-2

数 値 目 標	基 準 値		目 標 値	
	年度		年度	
5歳児健診実施市町数	H30	16市町	R4	21市町
児童・青年期精神医学専門医の養成	H31	25名	R5	54名

第 編 数値目標

施策の方向	目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
1 妊娠・出産の支援			
1 妊娠・出産期における支援			
-	妊産婦死亡数	0人 (H29)	0人 (毎年)
2 不妊治療対策の充実			
-	不妊治療費助成組数	-	-
2 子どもや子育て家庭への支援			
1 子どもの成長に応じた支援			
1 すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実	こども家庭センター設置市町数	0市町 (R4)	7市町 (R6)
2 幼児期の教育・保育の充実	保育所等待機児童数	70人 (R1)	0人 (毎年)
	一時預かり実施施設数	482箇所 (H30)	490か所 (R6)
	病児・病後児保育実施施設数	40箇所 (H30)	45か所 (R6)
	認定こども園の設置数	154か所 (H30)	177か所 (R6)
3 安全安心な放課後の居場所づくり	放課後児童クラブの設置数	447か所 (H30)	460か所 (R6)
	子どもたちにとって豊かで有意義な環境づくりに機能していると指導者・関係者が自己評価する「地域子ども教室」の割合	98.5% (H30)	100% (R5)
4 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	児童生徒の不読者率（1か月に本を1冊も読まなかった者の割合）	(小) 0.1% (H30)	(小) 1% 以下を維持 (毎年)
		(中) 0.1% (H30)	(中) 1% 以下を維持 (毎年)
		(高) 11.9% (H30)	(高) 12% 以下を維持 (毎年)
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力テスト結果が全国平均と同レベル（-）もしくは上回る（○）種目	17種目 (H30)	34（全）種目 (R5)
	「体育の授業で運動のやり方やコツがわかった」児童生徒の割合	90.6% (H30)	90%以上を 維持 (毎年)
	「体育の授業が楽しい」という児童生徒の割合	90.9% (H30)	95%以上 (R5)
	私立幼稚園・私立保育所・幼保連携型認定こども園の耐震化率	89% (R1)	100% (R6)
5 未来の親・未来を担う人材の育成	私立小・中・高等学校の耐震化率	85.8% (R1)	97% (R6)
	県内高校生の県内就職率	61.1% (H30)	67.5% (R6)
	子ども・若者総合相談センターにおける支援機関とのマッチング割合	71.1% (H30)	70%以上を 維持 (毎年)
6 子育てにかかる経済的支援	障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	17,664円 (R1)	21,000円 (R6)
	-	-	-

施策の方向		目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
2 子どもの健やかな育ちへの支援				
1	乳幼児の事故の防止	保育施設等における死亡事故発生件数	0件 (H30)	0件 (毎年)
2	小児保健医療等の充実	-	-	-
3	思春期保健対策の充実	命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育を充実させる研修会の理解度	97% (R1)	97%以上 (毎年)
		教職員等に対する薬物乱用防止教育に関する研修会参加人数	260人 (H30)	260人以上を維持 (毎年)
4	食育の推進	校内に食育推進を位置づけている学校の割合	78.1% (H29)	100% (R5)
3 家庭・地域・学校等の連携による子どもの育成				
1	家庭教育への支援の充実	「ながさきファミリープログラム」を地域で実施する市町の数	19市町 (H30)	21市町 (R5)
		ながさきファミリープログラムの参加者の満足度	90% (H30)	90%以上を維持 (毎年)
2	地域の教育力・養育力の向上	少年水産教室等の実施件数	95回 (H30)	100回 (毎年)
		長崎県美術館のスクールプログラム利用団体数(県内分)	283団体 (H26～30平均)	290団体 (毎年)
		長崎歴史文化博物館の学校向けプログラム参加団体数(県内分)	221団体 (H26～30平均)	230団体 (毎年)
		人権意識を持って生活していると思う人の割合	78.7% (R2)	83% (R6)
3 仕事と生活が調和する社会の実現				
1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し				
1	仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発	生活時間の配分について、仕事の時間・家族との時間・個人の時間のバランスを優先する人の割合	31.2% (H30)	35% (R6)
2	企業における取組の推進	ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の割合	75.3% (H30)	86% (R6)
2 仕事と子育ての両立のための基盤整備				
-	-	放課後児童クラブ待機児童数	53人 (H30)	0人 (毎年)
3 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う社会の実現				
-	-	結婚支援事業による成婚数	65組 (H30)	150組 (毎年)
4 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援				
1 いじめ・不登校、児童虐待防止対策等の推進				
1	いじめ・不登校対策	スクールカウンセラーの配置校数	280校 (H30)	300校 (R5)
2	児童虐待防止対策の充実	-	-	-
3	社会的養護体制の充実	社会的養護における里親等への委託措置率	16.1% (H31)	29.9% (R6)
		里親支援専門相談員の配置数	7施設 (H31)	10施設 (R6)
		児童養護施設、乳児院等のリーダー職員及び基幹的職員養成のための資質向上研修受講者数(累計)	120人 (H27～30累計)	120人以上 (R1～R4累計)
4	非行少年の立ち直り支援	-	-	-
2 障害児施策の充実				
1	障害のある子どもと親への支援	公立の幼・小・中・高等学校における個別の教育支援計画作成率	93.6% (R1)	95%以上 (R6)
2	発達障害のある子どもと親への支援	ペアレント・プログラム支援者数	14人 (R1)	24人 (R3～R6)(毎年)

施策の方向		目標項目	基準値 (年度)	目標値 (年度)
3 ひとり親家庭等の自立支援の推進				
1	相談・情報提供の強化	-	-	-
2	子育て・生活支援の充実	生活支援講習会・情報交換事業参加人数	654人 (H30)	672人 (毎年)
3	就労支援の推進	ひとり親家庭の父母の就職者数(累計) 下段< >内は県事業分の単年度実績及び 目標人数	3,213人 (H26～30累計) <123人> <H30>	3,300人 (R2～R6) <100人> <毎年>
4	養育費確保の推進	-	-	-
5	経済的支援の充実	-	-	-
6	市町・関係機関との連携及び協働	-	-	-
4 子どもの貧困対策				
	-	「長崎県子どもの貧困対策推進計画」に記載		
5 安全・安心な子育ての環境づくり				
1 子どもを取り巻く有害環境対策の推進				
	-	携帯電話所持の児童・生徒のフィルタリン グ利用率	63% (R1)	75%(80%) (R5(R7))
2 子ども等の安全の確保				
1	子どもの交通安全を確保するた めの活動の推進	-	-	-
2	子どもを犯罪等の被害から守る ための活動の推進	-	-	-
3	被害を受けた子どもへの支援	-	-	-
3 子育てを支援する生活環境の整備				
1	良質な住宅の確保	県営住宅におけるバリアフリー化率	54.3% (R1)	59.8% (R6)
2	良質な居住環境の確保	子育て世帯が安心して子どもを生み育てる ことのできる居住環境を支援する市町数 (累計)	- (R3)	21市町 (R6)
3	安全な道路交通環境の整備	通学路の歩道等の整備延長	0.0km (R2)	10.0km (R6)
4	安心して外出できる環境の整備	福祉のまちづくり条例施行事業に基づくバ リアフリー化施設数	5,761施設 (H30)	6,826施設 (R6)
5	安全・安心まちづくりの推進	-	-	-
6 県民総ぐるみの子育て支援				
1 社会全体で子育てを応援する機運の醸成				
	-	「ながさき子育て応援の店」協賛店舗の登 録件数	1,263件 (R3)	2,600件 (R6)
2 ココロねっこ運動の推進				
	-	ココロねっこ指導員等による講習会の受講 者数	22,726名 (H30)	23,000名 (R6)
	-	ココロねっこ運動登録団体数(累計)	5,953団体 (H30)	6,460団体 (R6)
3 家庭の日の普及				
	-	家庭の日ワークショップの参加者数	368人 (R1)	400人 (R6)
7 子どもの心と命を守るための取組				
1 関係機関の連携強化				
	-	児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向 上のための研修受講者数	26人 (H30)	26人以上 (毎年)
	-	要保護児童対策地域協議会の設置等による 市町の相談体制強化に向けた支援の実施	20市町 (H30)	21市町 (R6)
2 特別な配慮が必要な子どもへの支援				
	-	5歳児健診実施市町数	16市町 (H30)	21市町 (R4)
	-	児童・青年期精神医学専門医の養成	25名 (H31)	54名 (R5)

[ア行]

○ I o T

【2-1-4(1)】

インターネット技術や各種センサー・テクノロジーの進化等により、従来のインターネット接続端末に加え、家電や自動車、ビルや工場などの様々なモノがインターネットへつながること。

○ E S D

【2-3-2(2)】

持続可能な開発のための教育。現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

○ 一時預かり

【2-1-2、3-2】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

○ 一般事業主行動計画

【3-1-1、3-1-2】

労働者が仕事と子育てを両立させることができるよう、事業主が策定する次世代育成支援対策のための行動計画。

現在、101人以上の企業に策定義務がある。

○ 医療的ケアが必要な小児

【1-1、4-2-1】

NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアが日常的に必要な子ども。

○ インターンシップ

【2-1-5(4)】

生徒が一定期間、企業等で職場体験実習をする制度。

○ A I

【2-1-4(1)】

人工知能。人間の知能活動の一部をコンピュータを用いて人工的に再現したもの。

○ S N S

【2-1-4(1)、4-1-1、5-2-2(4)】

ソーシャルネットワーキングサービスの略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

○ S D G s

【2-3-2(2)】

持続可能な開発目標。2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットで構成。

○ N I C U

【1-1】

低出生体重児や、何らかの病気を持って生まれた新生児を集中的に管理・治療する設備とスタッフを備えた集中治療室。

[カ行]

○ 学校家庭クラブ活動

【2-1-5(1)】

学校や地域の中から課題を見だし、課題解決を目指してグループで主体的に計画を立てて実践する問題解決的な学習のこと。

○学校保健委員会

【2-1-4(3)、2-2-3】

学校における子どもたちの健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するために、教職員の他に学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などで構成される委員会。

○家庭教育

【2-3-1】

親が子どもに対して行う教育で、基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するもの。

○家庭の日

【6-3】

毎月第3日曜日を標準として、家族そろって団らんの機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育てることを目的として定めた日。

○危険ドラッグ

【2-2-3】

大麻、覚醒剤に似た幻覚作用や興奮作用を持ち、アロマやお香等と称して販売されている。これらを使用し、乗用車を運転したことによる重大な事件・事故や健康被害が相次いで発生している。

○キャリア教育

【2-1-5(6)、4-2-1】

働くことの意義や目的など望ましい勤労観・職業観や職業に関する知識・技能を身につけさせる教育、自分の個性や適性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

○「くるみん」の認定

【3-1-2】

一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として、厚生労働大

臣（都道府県労働局長へ委任）の認定（くるみんマークの認定）を受けることができる制度。

○ココロねっこ10（テン）

【6-2】

大人が子どもたちに接するときの心構えや具体的な方法を示した「長崎っ子をはぐくむ行動指針」の中から、毎年度、重点的に取り組んでほしい10項目を選び、まとめたもの。

○ココロねっこ運動

【2-3-1、2-3-2(1)、3-1-2、6-2】

子どもの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直し、子どもの健やかな成長を促すための活動や取組のことで、長崎県独自の県民運動。

○子育て世代包括支援センター

【1-1、2-1-1、4-1-2(2)】

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。

○子育てサークル

【2-1-1、2-3-2(1)】

子育て中の母親等が集まって、日常生活の悩みや子育てに関する相談、情報交換などを行う集団・グループの活動。

○子ども家庭総合支援拠点

【4-1-2(2)、4-1-3(3)】

18歳未満のお子さんとその家庭（妊産婦も含む）を対象に、子育ての悩みや困りごと、児童虐待について、専門の相談員が相談・対応する機関。

○こども・女性・障害者支援センター

【4-1-2(1)、4-1-2(2)、4-1-3(5)、4-1-3(5)、4-1-4】

児童相談所の機能を持った県の機関で、長崎市と佐世保市に設置している。

○子ども 110 番の家

【5-2-2(2)】

子どもが何らかの被害に遭ったり、遭いそうになったり、助けを求めてきたりした場合に「子どもの一時保護」、「110 番通報を始めとした警察への連絡」などの措置をとる地域安全ボランティア。

○子ども・若者

【2-1-5(3)、2-1-5(6)、5-2-2(4)】

平成 22 年 4 月に施行された子ども・若者育成支援推進法において、乳幼児期から 30 代までを指す。従来の「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を使用。

[サ行]

○里親

【4-1-3】

何らかの事情で、保護者と一緒に生活することができない子どもを家族の一員として迎え入れ、保護者に代わり暖かい愛情と家庭的な雰囲気の中で養育することを希望する者で都道府県が適当と認めるもの。

○仕事と生活の調和

【2-1-5(1)、3-1-1、3-1-2】

ワーク・ライフ・バランス。個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすること。

○次世代育成支援対策推進法

【3-1-1、3-1-2】

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法律。

○市町子ども・子育て支援事業計画

【2-1-2、2-1-3】

子ども・子育て支援法第 6 1 条の規定により、市町が定めることが義務付けられた計画。市町村は、この計画に基づき、幼児期の学校

教育・保育・地域の子育て支援等を実施することとされている。

○児童館

【2-1-3】

児童福祉法に基づく施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する児童厚生員などが配置され、子どもの遊びやスポーツ、読書等の健全育成活動のほか、子ども会や母親クラブの育成、放課後児童健全育成事業等の活動などが行われ、地域における子育て支援の拠点施設となっている。

○児童扶養手当

【2-1-6、4-2-1、4-3-2、4-3-3、4-3-5】

ひとり親家庭の生活の安定とともに自立を促し、児童福祉を増進することを目的として、離婚などにより父又は母の一方としか生計を同じくしていない児童の父、母又は養育者に対し、一定の支給要件に該当する場合に、受給者の所得水準に応じて支給される手当。

○児童家庭支援センター

【4-1-3(3)、4-1-3(5)】

地域の児童の福祉に関する諸問題について、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言、指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整などを総合的に行うことを目的とする施設。

○児童養護施設

【4-1-3】

保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設。

○少年警察ボランティア

【4-1-4、5-2-2(2)】

警察本部長等が委嘱した少年の非行防止及び保護等を図るための活動を行うボランティア

ティアで、少年補導員、少年指導委員等をいう。

○少年サポートセンター

【4-1-4、5-2-3】

少年補導職員等が街頭補導、少年相談活動、非行防止講話等を通じて、少年非行、被害防止、立ち直り支援等を行う県警本部少年課に設置している専門部署。

○周産期医療

【1-1】

妊娠満 22 週以降、出産 7 日未満の期間にある母子を対象に、ハイリスク症例（妊産婦、胎児及び早期新生児について集中管理の必要な症例）の出生前から、新生児集中治療管理室退院後のフォローアップまで含めた一連の医療。

○スクールカウンセラー

【2-1-4(5)、2-1-5(6)、4-1-1、5-2-2(4)、5-2-3】

いじめや不登校など、様々な悩みをもつ児童生徒の心の問題に対応するために、学校に配置される臨床心理士等の資格を有する専門家

○スクールソーシャルワーカー

【2-1-4(5)、2-1-5(6)、4-1-1、5-2-2(4)】

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する者で、児童生徒の生活環境上の問題に対して、福祉機関等と連携し、福祉的なアプローチにより課題解決を支援する専門家。

○全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【2-1-4(3)】

文部科学省が全国的な子どもの体力の状況について詳細な把握・分析を行うことを目的として、小学校第 5 学年及び中学校第 2 学年を対象に実施する調査。

○潜在保育士

【2-1-2、4-1-3(2)、4-1-3(5)】

保育士資格を持ちながら、現在は保育士として働いていない者。

○総合型地域スポーツクラブ

【2-3-2(2)】

誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味や目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができ、地域住民が協力して主体的に活動・運営していくクラブのこと。

[タ行]

○タブレット P C

【2-1-4(1)】

平板状の形でタッチパネル式などの表示／入力部を持った携帯可能なパーソナルコンピュータ

○地域子育て支援拠点

【2-1-1、2-3-2(1)】

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談、情報提供等を実施する場所。

○地域子ども教室

【2-1-3、2-1-4(2)】

放課後や土曜日等に学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供するもの。

○地域若者サポートステーション

【2-1-5(6)】

働くことに踏み出したい若者たちと向き合い、本人や家族だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」をバックアップする厚生労働省委託の支援機関。

○DV

【4-3-3】

ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人からの暴力。

○電子黒板

【2-1-4(1)】

コンピュータの画面上の教材をスクリーンまたはディスプレイに映し出し、それらの上で直接操作して、文字や絵の書き込みや移動、拡大・縮小、保存等ができる機器。

○特定教育・保育施設

【2-1-2】

認定こども園、幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所のうち、市町村長が施設型給付費（施設が教育・保育を提供するために必要な費用に対する財政支援）の支給に係る施設として確認する教育・保育施設。

○特定旅客施設

【5-3-4(1)】

鉄道駅やバスターミナルなどの旅客施設のうち、利用者数が多い（1日あたり5,000人以上）ものや、高齢者、身体障害者の利用が特に多い（1日あたり5,000人以上が利用する施設と同程度の利用者がある）と認められたもの。

○都市公園

【5-3-5】

休息、遊戯、運動などのレクリエーションを主な目的とする公共空地であり、都市における施設と位置付けられた、いわゆる一般的な公園のこと。

[ナ行]

○長崎県少年保護育成条例

【5-1】

少年の心身の健全な発達に有害な影響を与え、又はそのおそれのある行為を防止するとともに、少年をとりまく社会環境を浄化し、

少年の健全な育成を図ることを目的とする条例。

○長崎っ子さわやか運動

【2-1-4(2)、2-3-2(1)、4-1-1】

長崎県内すべての公立学校で、児童生徒の公共心や社会性・規範意識を高めるために「さわやかなあいさつ」「さわやかな返事」「さわやかなマナー」「さわやかな服装」の4つを合言葉に、あいさつ運動やボランティア活動など各学校の実態に応じて行う取組。

○長崎っ子の心を見つめる教育週間

【2-1-4(2)、2-3-2(1)、4-1-1】

長崎県のすべての公立学校で、5月から7月の間のいずれかの1週間を「長崎っ子の心を見つめる教育週間」として、教育活動を公開し、学校と保護者や地域の方々が連携して「心豊かな長崎っ子」の育成を図る取組。

○ながさきファミリープログラム

【2-3-1】

本県が平成22年度に作成した参加型の親育ち学習プログラムで、グループ学習により親同士が交流し、支えあう関係を築き、またネットワーク構築を目指す。

○ニート

【2-1-5(6)】

15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない非就業者。

○24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）

【4-1-1、5-2-2(4)】

いじめ等に悩む児童生徒や保護者等が24時間いつでも相談できる電話相談窓口

○乳児院

【4-1-3(2)、4-1-3(5)】

乳児（孤児）を入院させてこれを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。児童養護

施設が原則として 1 歳以上の児童を養育するのに対し、1 歳未満の乳児を主に養育する。

○認定区分

【2-1-2】

1 号認定：満 3 歳以上の小学校就学前の子ども(2 号認定に該当する者を除く。)

2 号認定：満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の就労等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

3 号認定：満 3 歳未満の子どもであって、2 号認定と同様の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

○認定こども園

【2-1-1、2-1-2、2-2-4、2-3-2(1)他】

幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事が認定した施設。

○ネットパトロール

【5-1】

子どもたちがインターネット上で作成している個人のホームページや掲示板、ゲームサイト等を検索し、見守りを行うとともに、いじめ・誹謗中傷・非行・個人情報の掲載等の不適切な書込みがあれば、サイト運営事業者や関係各課に連絡する取組。

○農泊

【2-3-2(2)】

日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しみ、農家民宿、古民家を活用した宿泊施設など、多様な宿泊手段により旅行者にその土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行。

[八行]

○発達障害

【2-1-2、4-2-1、4-2-2、7-1、7-2】

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が低年齢において発現するもの。

○バリアフリー

【5-3-1、5-3-4(1)、5-3-4(2)】

高齢者・障害者だけでなく、妊産婦や子どもにとっても暮らしの中で行動の妨げとなる障壁や危険箇所を取り払い、安全で快適な生活環境をつくること。

○ひきこもり

【2-1-5(6)、4-1-1】

「様々な要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には 6 か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態」

○ひとり親家庭等

【2-1-6、4-3】

母子家庭、父子家庭及び寡婦。

○ファシリテーター

【2-3-1】

会議やミーティングなどが円滑に進むように参加者に言葉かけや助言を行い、相互理解や合意形成に向けて深い議論がなされるよう調整する役割を負った進行役。

○ファミリー・サポート・センター

【2-1-1】

地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助ける会員組織。

○ファミリーホーム

【4-1-3】

里親家庭等をひとつの小規模な施設とみなし、5 人～6 人を定員として、子どもを養育する制度。

○フィルタリング

【5-1】

パソコンや携帯電話において、有害なホームページを選別し、子どもに見せないようにするための機能。

○不登校

【2-1-5(6)、4-1-1、5-2-2】

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にあること。

○ブルー・ツーリズム

【2-3-2(2)】

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。

○フレッシュワーク

【2-1-5(5)、2-1-5(6)、3-3】

国が若者の就業促進のため策定した「若者自立・挑戦プラン」に基づく、相談から就職までのサービスを一か所で実施するため、県が長崎市に設置した施設。

○ペアレント・プログラム

【4-2-2】

子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身に着けつることを目的としたグループ・プログラム。

○放課後児童クラブ

【2-1-3、2-1-4(2)、2-1-6、3-2】

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や学校の休業日に児童館や保育所、学校の余裕教室などを利用して、遊びや生活の場を与えて適切な指導を行い、健全な育成を図る事業。

○母子会

【4-3-6】

母子家庭母及び寡婦の福祉の増進を目的に組織された団体。

[マ行]

○マザーズサロン

【4-3-1、4-3-3】

子育てしながら就職を希望している方に対して、子ども連れで来所しやすい環境を整備し、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を行うことを目的として公共職業安定所に設置されているもの。

[ヤ行]

○ユニバーサルデザイン

【5-3-4(2)】

年齢や障害の有無などによる特定の人のためのデザインではなく、最初からできるだけ多くの人がいやすいように製品、建物、環境をデザインすること。

○幼保連携型認定こども園

【2-1-2、2-1-4(4)、2-2-4】

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たす施設

[ラ行]

○療育

【4-2-1、4-2-2、7-2】

医学的治療と教育その他の科学を総動員して障害児の可能性を開発し、自活できるように育成すること。



資 料 編

1 各年度・各地域における教育・保育の量の見込み及び確保方策

教育及び保育の量の見込み

(単位:人)

市町村名	1号認定及び2号認定(3～5歳)													
	元年度施設等利用実績見込み				2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	(元年10月1日実績)				量の見込み		量の見込み		量の見込み		量の見込み		量の見込み	
	幼稚園	保育所	認定こども園	その他の施設	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
長崎市	9,454				9,464		9,120		8,866		8,561		8,222	
	1,380	3,888	4,180	6	3,414	6,050	3,119	6,001	2,855	6,011	2,583	5,978	2,312	5,910
佐世保市	6,544				6,509		6,252		6,126		5,849		5,665	
	773	2,537	3,205	29	2,993	3,516	2,875	3,377	2,817	3,309	2,267	3,582	2,196	3,469
島原市	1,138				1,176		1,134		1,077		1,028		980	
	0	732	393	13	130	1,046	130	1,004	130	947	130	898	130	850
諫早市	3,157				3,482		3,411		3,369		3,278		3,259	
	766	1,956	435	0	1,077	2,405	1,055	2,356	1,042	2,327	1,014	2,264	1,008	2,251
大村市	2,967				3,166		3,180		3,221		3,236		3,229	
	771	1,086	1,074	36	1,137	2,029	1,140	2,040	1,153	2,068	1,157	2,079	1,152	2,077
平戸市	626				660		634		598		572		548	
	9	448	135	34	73	587	71	563	66	532	64	508	61	487
松浦市	552				498		473		464		421		414	
	0	362	188	2	119	379	117	356	115	349	88	333	86	328
対馬市	683				735		705		679		571		539	
	121	303	174	85	130	605	125	580	120	559	80	491	80	459
壱岐市	725				655		627		606		594		577	
	230	320	85	90	290	365	278	349	269	337	263	331	256	321
五島市	711				690		659		629		620		620	
	0	448	249	14	135	555	132	527	128	501	160	460	160	460
西海市	596				627		621		589		564		553	
	108	360	128	0	131	496	130	491	123	466	118	446	115	438
雲仙市	1,012				1,009		977		941		895		835	
	0	638	374	0	74	935	70	907	68	873	105	790	98	737
南島原市	1,091				929		922		897		862		849	
	7	685	399	0	79	850	75	847	73	824	70	792	69	780
長与町	1,245				1,148		1,141		1,108		1,076		1,038	
	361	576	306	2	517	631	502	639	476	632	452	624	436	602
時津町	833				873		876		869		794		801	
	314	372	138	9	453	420	448	428	445	424	308	486	310	491
東彼杵町	168				168		165		148		146		139	
	0	0	168	0	44	124	43	122	39	109	38	108	36	103
川棚町	321				314		310		297		292		274	
	0	91	230	0	81	233	80	230	76	221	75	217	70	204
波佐見町	406				386		392		391		393		388	
	0	138	268	0	138	248	144	248	145	246	147	246	145	243
小値賀町	56				43		38		32		31		29	
	0	0	56	0	4	39	6	32	4	28	5	26	3	26
佐々町	427				432		470		467		477		457	
	17	186	224	0	123	309	141	329	144	323	113	364	108	349
新上五島町	281				274		264		245		221		203	
	77	184	20	0	74	200	71	193	65	180	60	161	55	148
21市町村	32,993				33,238		32,371		31,619		30,481		29,619	
	4,934	15,310	12,429	320	11,216	22,022	10,752	21,619	10,353	21,266	9,297	21,184	8,886	20,733

教育及び保育の確保方策

(単位:人)

市町村名	1号認定及び2号認定（3～5歳児）																													
	2年度						3年度						4年度						5年度						6年度					
						－ の内数						－ の内数						－ の内数						－ の内数					－ の内数	
	特定教育・ 保育施設		確 認 を 受 け な い 幼 稚 園	そ の 他 の 施 設	（他市町 の教育 ・保 育施 設等）	特定教育・ 保育施設		確 認 を 受 け な い 幼 稚 園	そ の 他 の 施 設	他 市 町 の 教 育 ・ 保 育 施 設 等	特定教育・ 保育施設		確 認 を 受 け な い 幼 稚 園	そ の 他 の 施 設	他 市 町 の 教 育 ・ 保 育 施 設 等	特定教育・ 保育施設		確 認 を 受 け な い 幼 稚 園	そ の 他 の 施 設	他 市 町 の 教 育 ・ 保 育 施 設 等	特定教育・ 保育施設		確 認 を 受 け な い 幼 稚 園	そ の 他 の 施 設	他 市 町 の 教 育 ・ 保 育 施 設 等					
	1 号 認 定	2 号 認 定				1 号 認 定	2 号 認 定				1 号 認 定	2 号 認 定				1 号 認 定	2 号 認 定				1 号 認 定	2 号 認 定				1 号 認 定	2 号 認 定			
長崎市	11,183						11,245						11,390						11,465						11,547					
	3,035	5,959	2,180	9	0	3,010	6,046	2,180	9	0	3,010	6,191	2,180	9	0	3,010	6,266	2,180	9	0	3,010	6,348	2,180	9	0					
佐世保市	6,509						6,252						6,126						5,849						5,665					
	2,259	3,472	734	44	0	2,141	3,333	734	44	0	2,083	3,265	734	44	0	1,958	3,501	309	81	0	1,887	3,388	309	81	0					
島原市	1,227						1,227						1,227						1,227						1,227					
	179	1,032	0	16	0	179	1,032	0	16	0	179	1,032	0	16	0	179	1,032	0	16	0	179	1,032	0	16	0					
諫早市	4,004						3,999						4,029						4,014						4,004					
	885	2,443	510	166	0	885	2,438	510	166	0	885	2,468	510	166	0	885	2,453	510	166	0	885	2,443	510	166	0					
大村市	3,139						3,159						3,159						3,159						3,159					
	1,022	1,673	315	129	0	1,037	1,678	315	129	0	1,037	1,678	315	129	0	1,037	1,678	315	129	0	1,037	1,678	315	129	0					
平戸市	793						803						803						803						803					
	40	594	70	89	16	50	594	70	89	16	50	594	70	89	16	50	594	70	89	16	50	594	70	89	16					
松浦市	498						473						464						421						414					
	119	376	0	3	12	117	354	0	2	12	115	347	0	2	12	88	333	0	0	12	86	328	0	0	12					
対馬市	1,088						1,088						1,088						948						943					
	299	504	0	285	0	299	504	0	285	0	299	504	0	285	0	299	649	0	0	0	329	614	0	0	0					
壱岐市	1,219						1,219						1,219						1,219						1,219					
	690	529	0	0	0	690	529	0	0	0	690	529	0	0	0	690	529	0	0	0	690	529	0	0	0					
五島市	739						739						739						772						772					
	134	605	0	0	0	134	605	0	0	0	134	605	0	0	0	167	605	0	0	0	167	605	0	0	0					
西海市	665						663						641						623						610					
	131	534	0	0	0	130	533	0	0	0	123	518	0	0	0	118	505	0	0	0	115	495	0	0	0					
雲仙市	1,046						1,011						971						960						890					
	96	950	0	0	20	91	920	0	0	20	86	885	0	0	20	125	835	0	0	20	115	775	0	0	20					
南島原市	981						981						981						981						981					
	115	866	0	0	0	115	866	0	0	0	115	866	0	0	0	115	866	0	0	0	115	866	0	0	0					
長与町	1,106						1,076						1,076						1,377						1,377					
	250	576	280	0	0	190	606	280	0	0	190	606	280	0	0	452	689	236	0	379	452	689	236	0	379					
時津町	888						888						888						821						821					
	340	395	150	3	150	340	395	150	3	150	340	395	150	3	150	298	395	125	3	108	298	395	125	3	108					
東彼杵町	179						179						179						179						179					
	44	135	0	0	0	44	135	0	0	0	44	135	0	0	0	44	135	0	0	0	44	135	0	0	0					
川棚町	326						326						326						326						326					
	95	231	0	0	0	95	231	0	0	0	95	231	0	0	0	95	231	0	0	0	95	231	0	0	0					
波佐見町	377						377						377						377						377					
	145	232	0	0	0	145	232	0	0	0	145	232	0	0	0	145	232	0	0	0	145	232	0	0	0					
小値賀町	55						55						55						55						55					
	20	35	0	0	0	20	35	0	0	0	20	35	0	0	0	20	35	0	0	0	20	35	0	0	0					
佐々町	432						470						467						477						457					
	123	309	0	0	84	141	329	0	0	89	144	323	0	0	88	113	364	0	0	100	108	349	0	0	95					
新上五島町	407						394						394						364						364					
	160	247	0	0	0	160	234	0	0	0	160	234	0	0	0	130	234	0	0	0	130	234	0	0	0					
21市町	36,861						36,624						36,599						36,417						36,190					
	10,181	21,697	4,239	744	282	10,013	21,629	4,239	743	287	9,944	21,673	4,239	743	286	10,018	22,161	3,745	493	635	9,957	21,995	3,745	493	630					

教育及び保育の量の見込み

(単位:人)

市町村名	3号認定(0～2歳)								
	元年度施設等利用実績見込み				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	元年10月1日				量の見込み				
	保育所	認定こども園	その他の施設	計					
長崎市	3,298	1,530	5	4,833	4,262	4,234	4,253	4,282	4,317
佐世保市	2,444	1,057	87	3,588	3,523	3,666	3,732	3,408	3,468
島原市	561	201	0	762	763	737	722	701	681
諫早市	1,557	380	0	1,937	1,826	1,817	1,806	1,796	1,787
大村市	1,076	509	135	1,720	1,896	1,887	1,884	1,880	1,879
平戸市	358	102	13	473	398	382	372	360	351
松浦市	289	47	5	341	268	269	266	253	244
対馬市	224	115	19	358	343	334	324	294	305
壱岐市	260	54	0	314	318	320	320	319	318
五島市	331	133	16	480	366	370	364	359	356
西海市	315	90	0	405	486	476	461	446	431
雲仙市	480	246	0	726	735	719	696	548	588
南島原市	400	148	0	548	617	615	591	570	550
長与町	476	50	43	569	461	447	453	453	446
時津町	388	11	10	409	354	352	348	338	332
東彼杵町	0	92	0	92	81	77	74	71	68
川棚町	69	138	0	207	212	199	192	187	184
波佐見町	142	116	0	258	252	253	250	250	246
小値賀町	0	21	0	21	26	26	26	26	26
佐々町	172	119	4	295	307	290	290	261	261
新上五島町	151	9	0	160	114	106	98	91	86
21市町村	12,991	5,168	337	18,496	17,608	17,576	17,522	16,893	16,924

教育及び保育の確保方策

(単位:人)

市町村名	3号認定(0～2歳児)																			
	2年度				3年度				4年度				5年度				6年度			
				の内数				の内数				の内数				の内数				の内数
	特定教育・ 保育施設	地域型保育	その他の施設	(他市町の教育・ 保育施設等)	特定教育・ 保育施設	地域型保育	その他の施設	(他市町の教育・ 保育施設等)	特定教育・ 保育施設	地域型保育	その他の施設	(他市町の教育・ 保育施設等)	特定教育・ 保育施設	地域型保育	その他の施設	(他市町の教育・ 保育施設等)	特定教育・ 保育施設	地域型保育	その他の施設	(他市町の教育・ 保育施設等)
長崎市	4,554				4,724				4,926				5,111				5,274			
	4,545	9	0	0	4,715	9	0	0	4,917	9	0	0	5,102	9	0	0	5,265	9	0	0
佐世保市	3,523				3,666				3,732				3,408				3,468			
	3,394	29	100	0	3,537	29	100	0	3,603	29	100	0	3,220	35	153	0	3,280	35	153	0
島原市	771				771				771				771				771			
	768	0	3	0	768	0	3	0	768	0	3	0	768	0	3	0	768	0	3	0
諫早市	1,651				1,681				1,761				1,806				1,836			
	1,611	0	40	0	1,641	0	40	0	1,721	0	40	0	1,766	0	40	0	1,796	0	40	0
大村市	1,693				1,713				1,713				1,713				1,713			
	1,288	240	165	0	1,308	240	165	0	1,308	240	165	0	1,308	240	165	0	1,308	240	165	0
平戸市	440				440				440				440				440			
	356	43	41	17	356	43	41	17	356	43	41	17	356	43	41	17	356	43	41	17
松浦市	269				269				267				253				244			
	268	1	0	6	269	0	0	6	266	1	0	6	253	0	0	6	244	0	0	6
対馬市	290				290				290				290				305			
	290	0	0	0	290	0	0	0	290	0	0	0	290	0	0	0	305	0	0	0
壱岐市	330				330				330				330				330			
	330	0	0	0	330	0	0	0	330	0	0	0	330	0	0	0	330	0	0	0
五島市	424				424				424				424				424			
	356	17	51	0	356	17	51	0	356	17	51	0	356	17	51	0	356	17	51	0
西海市	437				466				461				456				450			
	432	5	0	0	461	5	0	0	456	5	0	0	451	5	0	0	446	4	0	0
雲仙市	855				840				815				685				745			
	855	0	0	26	840	0	0	26	815	0	0	26	675	0	10	15	735	0	10	15
南島原市	744				744				744				744				744			
	744	0	0	0	744	0	0	0	744	0	0	0	744	0	0	0	744	0	0	0
長与町	507				537				537				546				546			
	468	0	39	0	498	0	39	0	498	0	39	0	497	0	49	0	497	0	49	0
時津町	317				327				357				324				324			
	299	12	6	0	309	12	6	0	339	12	6	0	306	12	6	0	306	12	6	0
東彼杵町	100				100				100				100				100			
	100	0	0	0	100	0	0	0	100	0	0	0	100	0	0	0	100	0	0	0
川棚町	204				204				204				204				204			
	204	0	0	0	204	0	0	0	204	0	0	0	204	0	0	0	204	0	0	0
波佐見町	258				258				258				258				258			
	258	0	0	0	258	0	0	0	258	0	0	0	258	0	0	0	258	0	0	0
小値賀町	32				32				32				32				32			
	32	0	0	0	32	0	0	0	32	0	0	0	32	0	0	0	32	0	0	0
佐々町	307				290				290				261				261			
	307	0	0	29	290	0	0	28	290	0	0	28	261	0	0	38	261	0	0	38
新上五島町	123				116				116				116				116			
	123	0	0	0	116	0	0	0	116	0	0	0	116	0	0	0	116	0	0	0
21市町村	17,829				18,222				18,568				18,272				18,585			
	17,028	356	445	78	17,422	355	445	77	17,767	356	445	77	17,393	361	518	76	17,707	360	518	76

2 統計資料

総人口・出生数等 【全国】

年度	総人口(千人)	出生数(万人)	出生率	合計特殊出生率	初婚年齢		離婚率
					男	女	
S22	78,101	267	34.3	4.54	26.1	22.9	1.02
25	83,200	233	28.1	3.65	25.9	23.0	1.01
30	89,276	173	19.4	2.37	26.6	23.8	0.84
35	93,419	160	17.2	2.00	27.2	24.4	0.74
40	98,275	182	18.6	2.14	27.2	24.5	0.79
45	103,720	193	18.8	2.13	26.9	24.2	0.93
50	111,940	190	17.1	1.91	27.0	24.7	1.07
55	117,060	157	13.6	1.75	27.8	25.2	1.22
60	121,049	143	11.9	1.76	28.2	25.5	1.39
H1	123,205	124	10.2	1.57	28.5	25.8	1.29
5	124,938	118	9.6	1.46	28.4	26.1	1.52
6	125,265	123	10.0	1.50	28.5	26.2	1.57
7	125,570	118	9.6	1.42	28.5	26.3	1.60
8	125,859	120	9.7	1.43	28.5	26.4	1.66
9	126,157	119	9.5	1.39	28.5	26.6	1.78
10	126,472	120	9.6	1.38	28.6	26.7	1.94
11	126,667	117	9.4	1.34	28.7	26.8	2.00
12	126,926	119	9.5	1.36	28.8	27.0	2.10
13	127,316	117	9.3	1.33	29.0	27.2	2.27
14	127,486	115	9.2	1.32	29.1	27.4	2.30
15	127,694	112	8.9	1.29	29.4	27.6	2.25
16	127,787	111	8.8	1.29	29.6	27.8	2.15
17	127,768	106	8.4	1.26	29.8	28.0	2.08
18	127,901	109	8.7	1.32	30.0	28.2	2.04
19	128,033	109	8.6	1.34	30.1	28.3	2.02
20	128,084	109	8.7	1.37	30.2	28.5	1.99
21	128,032	107	8.5	1.37	30.4	28.6	2.01
22	128,057	107	8.5	1.39	30.5	28.8	1.99
23	127,799	105	8.3	1.39	30.7	29.0	1.87
24	127,515	104	8.2	1.41	30.8	29.2	1.87
25	127,298	103	8.2	1.43	30.9	29.3	1.84
26	127,083	100	8.0	1.42	31.1	29.4	1.77
27	127,095	101	8.0	1.45	31.1	29.4	1.81
28	126,933	98	7.8	1.44	31.1	29.4	1.73
29	126,706	95	7.6	1.43	31.1	29.4	1.70
30	126,443	92	7.4	1.42	31.1	29.4	1.68

出生率、離婚率は人口千対

(資料：総人口は総務省「国勢調査」及び「人口推計」、その他は厚生労働省「人口動態統計」)

総人口・出生数等 【長崎県】

年度	総人口	出生数	出生率	合計特殊出生率	初婚年齢		離婚率
					男	女	
S22	1,531,674	53,021	34.6		26.3	23.0	1.25
25	1,645,492	54,602	33.2		25.7	22.7	1.28
30	1,747,596	43,131	24.7		26.5	23.5	1.01
35	1,760,421	36,508	20.7	2.72	27.2	24.5	0.96
40	1,641,245	30,188	18.4	2.54	27.4	24.7	0.84
45	1,570,245	26,720	17.1	2.33	26.7	24.3	0.96
50	1,571,912	25,639	16.3	2.13	26.5	24.7	1.10
55	1,590,564	22,232	14.0	1.87	27.5	25.4	1.24
60	1,593,968	20,365	12.7	1.87	28.1	25.9	1.44
H1	1,574,421	17,256	11.0	1.69	28.6	26.2	1.28
5	1,549,343	15,769	10.2	1.68	28.6	26.4	1.49
6	1,547,640	15,952	10.3	1.71	28.6	26.5	1.47
7	1,544,934	14,780	9.6	1.60	28.4	26.6	1.53
8	1,541,794	15,182	9.9	1.64	28.4	26.6	1.55
9	1,537,025	14,431	9.4	1.56	28.4	26.7	1.63
10	1,531,482	14,672	9.6	1.58	28.3	26.7	1.81
11	1,526,256	14,121	9.3	1.52	28.3	26.7	1.88
12	1,516,523	14,098	9.3	1.57	28.3	26.9	1.92
13	1,511,786	13,789	9.1	1.52	28.5	27.1	2.17
14	1,506,417	13,260	8.8	1.48	28.5	27.1	2.20
15	1,500,156	12,971	8.7	1.45	28.9	27.5	2.15
16	1,493,611	12,947	8.7	1.46	28.8	27.2	2.12
17	1,478,632	12,148	8.2	1.45	29.0	27.7	2.02
18	1,466,512	12,410	8.5	1.49	29.2	27.8	2.00
19	1,453,740	12,175	8.4	1.48	29.3	28.0	1.89
20	1,441,451	12,173	8.5	1.50	29.5	28.1	1.76
21	1,432,236	11,838	8.3	1.50	29.5	28.1	1.80
22	1,426,779	12,004	8.5	1.61	29.7	28.3	1.77
23	1,417,423	11,727	8.3	1.60	29.9	28.6	1.73
24	1,407,826	11,723	8.4	1.63	30.1	28.9	1.75
25	1,396,785	11,566	8.3	1.64	30.2	29.0	1.70
26	1,386,468	11,323	8.2	1.66	30.4	29.1	1.68
27	1,377,187	11,020	8.0	1.67	30.3	29.1	1.68
28	1,366,792	10,886	8.0	1.71	30.2	29.0	1.60
29	1,354,038	10,558	7.8	1.70	30.1	29.2	1.55
30	1,340,600	10,135	7.6	1.68	30.3	29.1	1.54

出生率、離婚率は人口千対

(資料：総人口は総務省「国勢調査」及び「人口推計」、その他は厚生労働省「人口動態統計」)

年齢別未婚率 【全国】 未婚率は未婚者数を人口総数で除して算出

	男 性								
	20～24歳			25～29歳			30～34歳		
	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率
昭和30年	4,196,415	3,783,927	90.2	3,775,382	1,551,181	41.1	2,797,239	254,770	9.1
昭和35年	4,125,266	3,779,717	91.6	4,094,656	1,888,669	46.1	3,746,898	371,363	9.9
昭和40年	4,496,297	4,061,866	90.3	4,157,028	1,898,104	45.7	4,147,254	455,908	11.0
昭和45年	5,312,991	4,784,640	90.1	4,517,248	2,099,467	46.5	4,181,687	486,746	11.6
昭和50年	4,563,526	4,015,924	88.0	5,426,289	2,619,455	48.3	4,624,591	661,900	14.3
昭和55年	3,932,017	3,596,576	91.5	4,513,252	2,486,552	55.1	5,388,380	1,158,658	21.5
昭和60年	4,133,561	3,808,516	92.1	3,914,705	2,363,731	60.4	4,523,801	1,273,046	28.1
平成 2年	4,418,432	4,074,701	92.2	4,019,342	2,586,358	64.3	3,877,338	1,263,602	32.6
平成 7年	4,979,898	4,618,381	92.7	4,369,726	2,925,861	67.0	4,034,652	1,504,142	37.3
平成12年	4,243,859	3,946,632	93.0	4,882,084	3,392,020	69.5	4,354,603	1,873,144	43.0
平成17年	3,754,822	3,508,621	93.4	4,198,551	2,998,565	71.4	4,933,265	2,322,140	47.1
平成22年	3,266,240	2,986,237	91.4	3,691,723	2,553,724	69.2	4,221,011	1,941,000	46.0
平成27年	3,046,392	2,755,989	90.5	3,255,717	2,222,616	68.3	3,684,747	1,648,679	44.7

	男 性								
	35～39歳			40～44歳			45～49歳		
	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率
昭和30年	2,319,498	72,273	3.1	2,324,750	40,234	1.7	2,135,515	27,116	1.3
昭和35年	2,763,208	100,687	3.6	2,274,344	46,061	2.0	2,256,804	31,350	1.4
昭和40年	3,747,509	155,687	4.2	2,729,666	66,410	2.4	2,224,594	37,642	1.7
昭和45年	4,121,574	192,427	4.7	3,665,821	102,976	2.8	2,678,682	51,329	1.9
昭和50年	4,212,566	255,452	6.1	4,125,063	151,077	3.7	3,656,501	90,717	2.5
昭和55年	4,568,728	389,563	8.5	4,137,879	195,990	4.7	4,016,696	124,106	3.1
昭和60年	5,365,107	761,077	14.2	4,526,633	336,327	7.4	4,071,950	189,699	4.7
平成 2年	4,483,536	851,644	19.0	5,313,651	622,682	11.7	4,455,177	299,929	6.7
平成 7年	3,889,083	879,242	22.6	4,482,072	736,164	16.4	5,289,590	591,587	11.2
平成12年	4,025,226	1,037,911	25.8	3,873,623	713,869	18.4	4,425,700	647,942	14.6
平成17年	4,402,787	1,320,943	30.0	4,065,470	895,788	22.0	3,867,500	662,971	17.1
平成22年	4,950,122	1,721,222	34.8	4,400,375	1,230,946	28.0	4,027,969	887,283	22.0
平成27年	4,204,202	1,416,172	33.7	4,914,018	1,423,716	29.0	4,354,877	1,092,022	25.1

	女 性								
	20～24歳			25～29歳			30～34歳		
	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率
昭和30年	4,206,828	2,799,208	66.5	3,828,946	789,110	20.6	3,319,693	263,223	7.9
昭和35年	4,193,184	2,862,239	68.3	4,114,704	890,070	21.6	3,770,907	354,216	9.4
昭和40年	4,572,392	3,113,293	68.1	4,206,801	795,199	18.9	4,110,076	370,650	9.0
昭和45年	5,347,327	3,831,774	71.7	4,571,868	825,639	18.1	4,190,340	300,958	7.2
昭和50年	4,507,983	3,121,468	69.2	5,368,294	1,122,569	20.9	4,621,200	354,194	7.7
昭和55年	3,851,795	2,992,998	77.7	4,463,705	1,067,570	23.9	5,320,249	482,536	9.1
昭和60年	3,999,703	3,256,852	81.4	3,839,715	1,173,525	30.6	4,461,364	463,518	10.4
平成 2年	4,275,930	3,640,728	85.1	3,933,874	1,581,506	40.2	3,814,747	525,748	13.8
平成 7年	4,785,397	4,145,658	86.6	4,244,677	2,048,364	48.3	3,934,034	774,553	19.7
平成12年	4,040,124	3,562,734	88.2	4,725,557	2,563,122	54.2	4,237,697	1,132,404	26.7
平成17年	3,595,776	3,189,283	88.7	4,081,498	2,408,810	59.0	4,821,592	1,541,338	32.0
平成22年	3,160,193	2,776,114	87.8	3,601,978	2,121,465	58.9	4,120,486	1,396,332	33.9
平成27年	2,921,735	2,572,112	88.0	3,153,895	1,852,959	58.8	3,606,131	1,211,351	33.6

	女 性								
	35～39歳			40～44歳			45～49歳		
	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率
昭和30年	2,795,628	110,007	3.9	2,620,580	61,743	2.4	2,231,658	38,150	1.7
昭和35年	3,274,822	179,069	5.5	2,744,786	86,509	3.2	2,559,755	53,883	2.1
昭和40年	3,751,030	253,981	6.8	3,231,736	151,551	4.7	2,697,217	79,992	3.0
昭和45年	4,085,338	237,110	5.8	3,674,127	195,172	5.3	3,198,934	127,474	4.0
昭和50年	4,209,754	222,646	5.3	4,099,007	204,704	5.0	3,704,909	180,448	4.9
昭和55年	4,582,423	252,471	5.5	4,158,160	185,042	4.5	4,041,109	179,976	4.5
昭和60年	5,309,439	351,581	6.6	4,558,947	223,119	4.9	4,124,682	176,433	4.3
平成 2年	4,438,893	331,404	7.5	5,275,674	303,169	5.7	4,510,031	205,807	4.6
平成 7年	3,819,945	381,801	10.0	4,434,865	297,636	6.7	5,255,354	294,400	5.6
平成12年	3,937,859	546,216	13.9	3,818,683	327,487	8.6	4,404,042	275,259	6.3
平成17年	4,332,994	796,531	18.4	4,015,126	484,119	12.1	3,858,361	316,596	8.2
平成22年	4,836,227	1,097,468	22.7	4,341,490	741,256	17.1	4,005,147	495,123	12.4
平成27年	4,111,955	959,761	23.3	4,818,200	913,188	19.0	4,307,927	683,887	15.9

(資料：総務省「国勢調査」)

年齢別未婚率 【長崎県】 未婚率は未婚者数を人口総数で除して算出

	男 性								
	20～24歳			25～29歳			30～34歳		
	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率
昭和30年	73,920	65,291	88.3	69,810	26,537	38.0	54,361	4,475	8.2
昭和35年	59,875	53,510	89.4	67,486	28,905	42.8	66,554	6,220	9.3
昭和40年	43,167	38,139	88.4	50,244	21,137	42.1	59,510	6,045	10.2
昭和45年	54,181	47,616	87.9	44,567	18,676	41.9	49,263	4,886	9.9
昭和50年	53,441	45,969	86.0	60,439	26,679	44.1	46,771	5,462	11.7
昭和55年	44,637	40,206	90.1	58,172	29,702	51.1	62,521	11,397	18.2
昭和60年	39,500	35,890	90.9	48,760	27,942	57.3	59,587	14,932	25.1
平成 2年	35,042	31,978	91.3	40,932	24,844	60.7	48,157	14,620	30.4
平成 7年	40,862	37,101	90.8	38,973	24,471	62.8	42,327	14,468	34.2
平成12年	36,679	32,963	89.9	43,479	27,723	63.8	39,849	15,356	38.5
平成17年	34,168	30,878	90.4	38,239	24,883	65.1	43,519	18,007	41.4
平成22年	28,306	25,364	89.6	33,237	21,664	65.2	37,749	16,033	42.5
平成27年	26,912	24,032	89.3	29,152	19,134	65.6	33,949	14,348	42.3

	男 性								
	35～39歳			40～44歳			45～49歳		
	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率
昭和30年	43,047	1,381	3.2	41,503	855	2.1	39,251	567	1.4
昭和35年	51,829	1,869	3.6	41,059	902	2.2	38,833	568	1.5
昭和40年	59,175	2,348	4.0	46,076	1,132	2.5	36,708	657	1.8
昭和45年	56,105	2,302	4.1	54,763	1,441	2.6	42,817	797	1.9
昭和50年	48,838	2,456	5.0	54,412	1,723	3.2	52,413	1,174	2.2
昭和55年	46,972	3,207	6.8	48,154	1,953	4.1	52,737	1,513	2.9
昭和60年	62,351	7,140	11.5	46,366	2,773	6.0	46,791	1,908	4.1
平成 2年	58,462	9,718	16.6	60,663	5,609	9.2	44,332	2,437	5.5
平成 7年	48,929	10,436	21.3	58,442	8,478	14.5	60,087	5,520	9.2
平成12年	42,824	10,410	24.3	48,577	8,950	18.4	57,544	7,886	13.7
平成17年	40,168	11,446	28.5	42,523	9,072	21.3	47,605	8,181	17.2
平成22年	43,031	13,734	31.9	39,697	10,324	26.0	41,781	8,894	21.3
平成27年	38,079	12,196	32.0	43,269	11,870	27.4	39,397	9,586	24.3

	女 性								
	20～24歳			25～29歳			30～34歳		
	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率
昭和30年	74,260	45,427	61.2	71,743	13,808	19.2	63,569	4,911	7.7
昭和35年	64,890	40,524	62.5	70,859	14,490	20.4	68,961	5,933	8.6
昭和40年	55,331	36,769	66.5	59,179	11,761	19.9	64,080	5,817	9.1
昭和45年	65,427	47,662	72.8	53,603	11,347	21.2	55,988	4,241	7.6
昭和50年	60,427	43,227	71.5	64,592	16,431	25.4	52,660	4,668	8.9
昭和55年	50,905	39,964	78.5	62,121	17,836	28.7	63,986	7,134	11.1
昭和60年	46,059	37,739	81.9	52,765	18,094	34.3	61,220	7,692	12.6
平成 2年	42,649	36,252	85.0	46,509	19,815	42.6	51,408	8,063	15.7
平成 7年	45,607	39,134	85.8	44,312	21,547	48.6	46,368	9,705	20.9
平成12年	39,966	34,550	86.4	46,408	24,591	53.0	44,481	11,929	26.8
平成17年	36,914	32,107	87.0	40,508	23,029	56.9	46,786	14,724	31.5
平成22年	30,834	26,709	86.6	35,277	20,213	57.3	39,872	13,601	34.1
平成27年	27,751	24,130	87.0	29,693	17,157	57.8	35,186	11,929	33.9

	女 性								
	35～39歳			40～44歳			45～49歳		
	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率	人口	未婚者	未婚率
昭和30年	51,807	1,987	3.8	46,656	1,124	2.4	41,166	825	2.0
昭和35年	61,159	3,219	5.3	49,562	1,559	3.1	44,384	1,010	2.3
昭和40年	62,630	4,028	6.4	56,035	2,610	4.7	45,912	1,442	3.1
昭和45年	60,522	3,504	5.8	58,520	2,987	5.1	53,170	2,096	3.9
昭和50年	54,740	3,097	5.7	58,394	2,858	4.9	56,580	2,690	4.8
昭和55年	52,615	3,361	6.4	53,904	2,577	4.8	57,232	2,546	4.4
昭和60年	63,422	5,206	8.2	51,839	2,973	5.7	52,854	2,477	4.7
平成 2年	60,113	5,498	9.1	62,285	4,515	7.2	50,454	2,766	5.5
平成 7年	51,300	5,809	11.3	59,492	4,978	8.4	61,352	4,358	7.1
平成12年	46,282	7,099	15.3	50,834	5,084	10.0	58,620	4,738	8.1
平成17年	44,584	8,752	19.6	45,944	6,212	13.5	50,228	4,934	9.8
平成22年	45,773	10,811	23.6	43,740	7,781	17.8	45,102	6,113	13.6
平成27年	39,446	9,737	24.7	45,092	9,260	20.5	42,992	7,407	17.2

(資料：総務省「国勢調査」)

長崎県の人口推計（平成 30 年推計）

2015年は国勢調査による実績値

（単位：人）

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総 数	1,377,187	1,320,596	1,257,939	1,192,223	1,124,291	1,053,851	982,200
0～4歳	55,567	50,734	45,008	41,890	38,738	35,542	32,540
5～9歳	59,215	55,929	51,183	45,471	42,373	39,206	35,989
10～14歳	63,224	58,983	55,868	51,186	45,518	42,448	39,302
15～19歳	65,191	57,158	53,593	50,909	46,778	41,686	38,949
20～24歳	55,584	51,770	45,414	42,837	40,892	37,665	33,598
25～29歳	59,433	55,275	51,550	45,246	42,840	41,105	37,830
30～34歳	69,603	59,888	55,697	51,935	45,549	43,351	41,771
35～39歳	77,995	69,762	60,163	55,940	52,239	45,908	43,858
40～44歳	88,943	77,733	69,738	60,231	55,992	52,365	46,130
45～49歳	82,957	88,155	77,272	69,436	60,024	55,785	52,247
50～54歳	86,042	81,677	86,901	76,330	68,715	59,457	55,308
55～59歳	94,870	84,352	80,126	85,334	75,111	67,763	58,687
60～64歳	110,515	93,213	83,031	78,963	84,159	74,225	67,119
65～69歳	111,516	106,724	90,284	80,694	76,867	81,982	72,432
70～74歳	82,196	105,382	100,945	85,666	76,841	73,385	78,337
75～79歳	76,209	74,835	96,514	92,615	78,974	71,150	68,175
80～84歳	66,526	64,345	63,771	83,113	80,010	68,814	62,467
85～89歳	44,836	48,694	47,884	48,114	63,853	61,809	53,939
90歳～	26,765	35,987	42,997	46,313	48,818	60,205	63,522
（再掲）							
0～14歳	178,006	165,646	152,059	138,547	126,629	117,196	107,831
15～64歳	791,133	718,983	663,485	617,161	572,299	519,310	475,497
65歳～	408,048	435,967	442,395	436,515	425,363	417,345	398,872

（年齢3区分別人口割合（％））

0～14歳	12.9	12.5	12.1	11.6	11.3	11.1	11.0
15～64歳	57.4	54.4	52.7	51.8	50.9	49.3	48.4
65歳～	29.6	33.0	35.2	36.6	37.8	39.6	40.6

（資料：国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口」）

18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合の推移 【長崎県】

	18歳未満の子どもが いる世帯数	18歳未満の子どもが いる核家族世帯数	18歳未満の子どもがいる世帯 のうち核家族世帯の割合(%)
昭和55年	232,677	161,168	69.3
昭和60年	223,735	154,292	69.0
平成 2年	202,435	140,176	69.2
平成 7年	180,817	126,367	69.9
平成12年	164,323	118,387	72.0
平成17年	148,135	109,416	73.9
平成22年	133,238	101,680	76.3
平成27年	121,179	95,454	78.8

(資料：総務省「国勢調査」)

女性の年齢階級別労働力率

【全国】

	平成22年			平成27年		
	人口	労働力人口	労働力率	人口	労働力人口	労働力率
15～19歳	2,954,128	440,816	14.9	2,922,972	401,063	13.7
20～24歳	3,160,193	2,086,599	66.0	2,921,735	1,819,430	62.3
25～29歳	3,601,978	2,607,433	72.4	3,153,895	2,272,758	72.1
30～34歳	4,120,486	2,666,556	64.7	3,606,131	2,385,367	66.1
35～39歳	4,836,227	3,094,720	64.0	4,111,955	2,735,798	66.5
40～44歳	4,341,490	2,970,796	68.4	4,818,200	3,385,766	70.3
45～49歳	4,005,147	2,893,442	72.2	4,307,927	3,128,186	72.6
50～54歳	3,834,923	2,704,076	70.5	3,961,985	2,863,125	72.3
55～59歳	4,376,245	2,706,540	61.8	3,785,723	2,524,673	66.7
60～64歳	5,116,781	2,337,890	45.7	4,303,891	2,170,685	50.4
65歳以上	16,775,273	2,365,342	14.1	18,979,972	3,064,332	16.1

【長崎県】

	平成22年			平成27年		
	人口	労働力人口	労働力率	人口	労働力人口	労働力率
15～19歳	34,710	4,487	12.9	31,752	3,729	11.7
20～24歳	30,834	22,226	72.1	27,751	19,064	68.7
25～29歳	35,277	27,665	78.4	29,693	23,754	80.0
30～34歳	39,872	28,613	71.8	35,186	26,555	75.5
35～39歳	45,773	32,640	71.3	39,446	29,815	75.6
40～44歳	43,740	32,879	75.2	45,092	35,243	78.2
45～49歳	45,102	34,811	77.2	42,992	34,277	79.7
50～54歳	49,409	36,451	73.8	44,356	34,447	77.7
55～59歳	56,946	36,193	63.6	48,616	34,157	70.3
60～64歳	59,017	26,877	45.5	56,269	29,575	52.6
65歳以上	222,757	25,802	11.6	239,305	34,862	14.6

(資料：総務省「国勢調査」)

共働き等世帯数の推移 【全国】

(単位:万世帯)

	共働き世帯数 (雇用者の共働き世帯)		専業主婦世帯数 (男性雇用者と無業の妻から成る世帯)	
		割合		割合
昭和55年	614	35.5	1,114	64.5
昭和60年	722	43.1	952	56.9
昭和61年	720	43.1	952	56.9
昭和62年	748	44.5	933	55.5
昭和63年	771	44.9	946	55.1
平成元年	783	45.7	930	54.3
平成 2年	823	47.8	897	52.2
平成 3年	877	49.7	888	50.3
平成 4年	914	50.3	903	49.7
平成 5年	929	50.4	915	49.6
平成 6年	943	50.3	930	49.7
平成 7年	908	48.7	955	51.3
平成 8年	927	49.7	937	50.3
平成 9年	949	50.7	921	49.3
平成10年	956	51.8	889	48.2
平成11年	929	50.5	912	49.5
平成12年	942	50.7	916	49.3
平成13年	951	51.7	890	48.3
平成14年	951	51.5	894	48.5
平成15年	949	52.2	870	47.8
平成16年	961	52.3	875	47.7
平成17年	988	53.4	863	46.6
平成18年	977	53.4	854	46.6
平成19年	1,013	54.3	851	45.7
平成20年	1,011	55.1	825	44.9
平成21年	995	54.5	831	45.5
平成22年	1,012	55.9	797	44.1
平成23年	[987]	56.1	[773]	43.9
平成24年	1,054	57.3	787	42.7
平成25年	1,065	58.8	745	41.2
平成26年	1,077	59.9	720	40.1
平成27年	1,114	61.9	687	38.1
平成28年	1,129	63.0	664	37.0
平成29年	1,188	65.0	641	35.0
平成30年	1,219	66.8	606	33.2

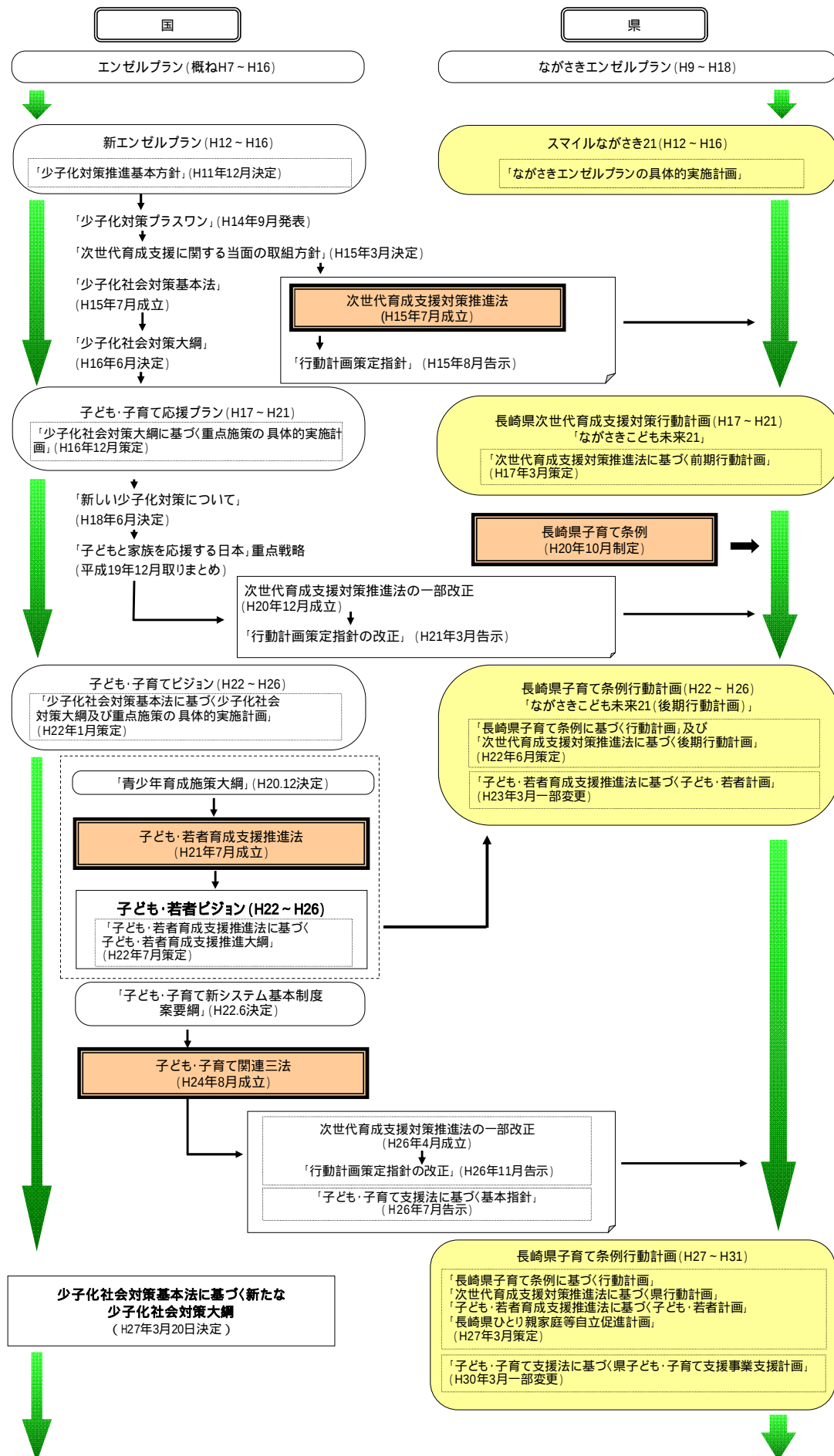
資料：内閣府「男女共同参画白書」

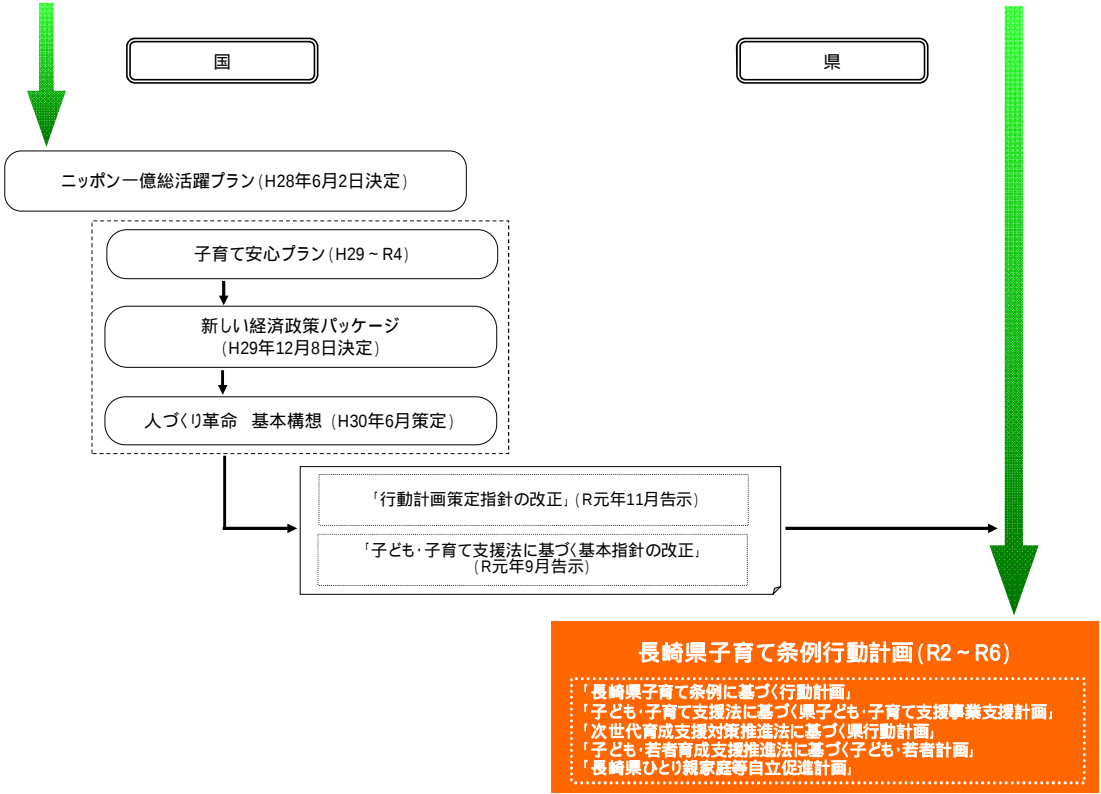
注：共働き世帯とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）の世帯。

専業主婦世帯とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。

平成 23 年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

3 長崎県子育て条例行動計画策定概要





4 長崎県子育て条例行動計画策定経過

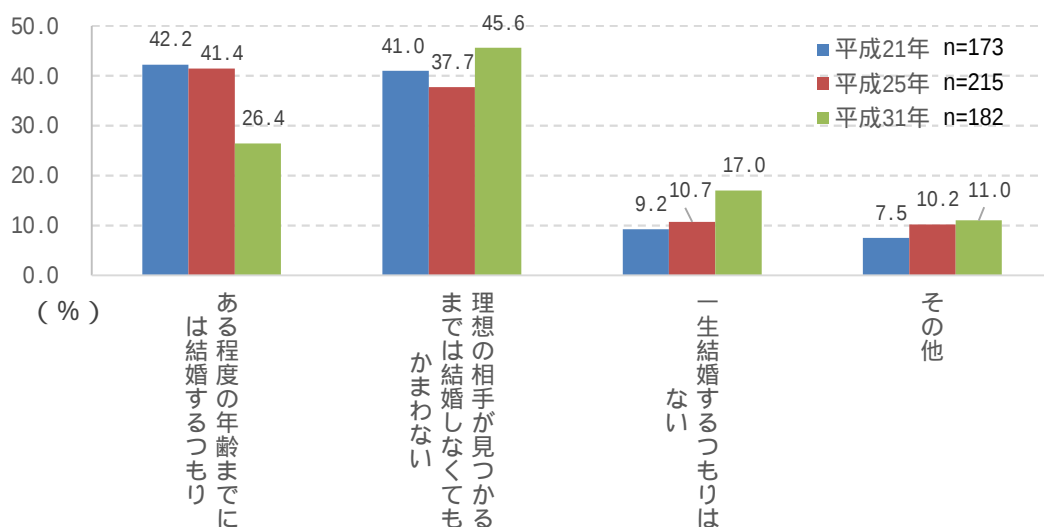
開催期日	会議名等	内 容
平成31年2月3日	長崎県子育て条例推進協議会 (平成30年度第1回)	子ども・子育て支援新制度及び行動計画 (骨子案)の説明
平成31年3月～4月	長崎県少子化問題基礎調査	少子化問題についての県民意識調査
令和元年7月17日	長崎県次世代育成支援対策推進連絡会 議(令和元年度第1回)	行動計画(骨子案)の説明、(素案)の協 議・検討
令和元年7月30日	長崎県子育て条例推進協議会 (令和元年度第1回)	行動計画(素案)の協議・検討
令和元年10月8日	長崎県次世代育成支援対策推進会議・ 連絡会議 (令和元年度第1回・第2回)	行動計画(素案)の協議・検討
令和元年10月29日	長崎県子育て条例推進協議会 (令和元年度第2回)	行動計画(素案)の協議・検討
令和元年11月25日 ～12月13日	パブリックコメント	行動計画(案)のパブリックコメント
令和元年12月25日	長崎県次世代育成支援対策推進会議・ 連絡会議 (令和元年度第2回・第3回)	パブリックコメント結果報告及び行動計画 (案)の協議・検討
令和2年1月9日	長崎県子育て条例推進協議会 (令和元年度第3回)	パブリックコメント結果報告及び行動計画 (案)の協議・検討
令和2年3月19日	長崎県議会令和2年2月定例会	行動計画案可決

5 「長崎県少子化問題基礎調査」の結果概要

- 調査対象者 住民基本台帳から無作為抽出した長崎県内在住の20歳以上64歳以下の男女3,000人
- 調査実施時期 平成31年3月上旬から4月上旬まで
- 調査方法 郵送による発送・回収（自記入）
- 回収状況 984人（32.8%） 男性332人、女性640人、不明12人

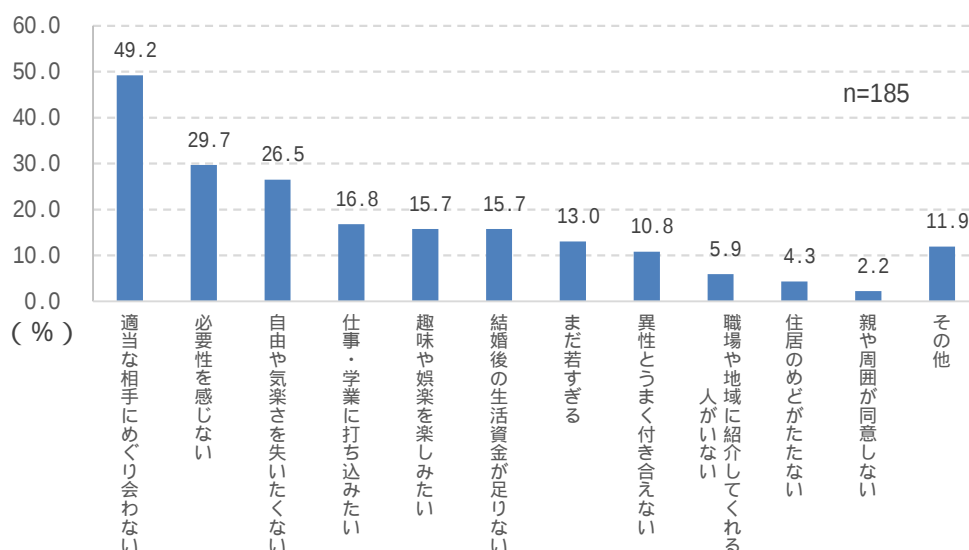
結婚の意思

独身の回答者に、結婚の意思を尋ねたところ、「理想の相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」が45.6%で最も多く、次いで「ある程度の年齢までには結婚するつもり」が26.4%、「一生結婚するつもりはない」が17.0%でした。過去の調査との経年比較では、平成21年と比べ、「ある程度の年齢までには結婚するつもり」が15.8ポイント減少、「一生結婚するつもりはない」が7.8ポイント増加、「理想の相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」が4.6ポイント増加しています。



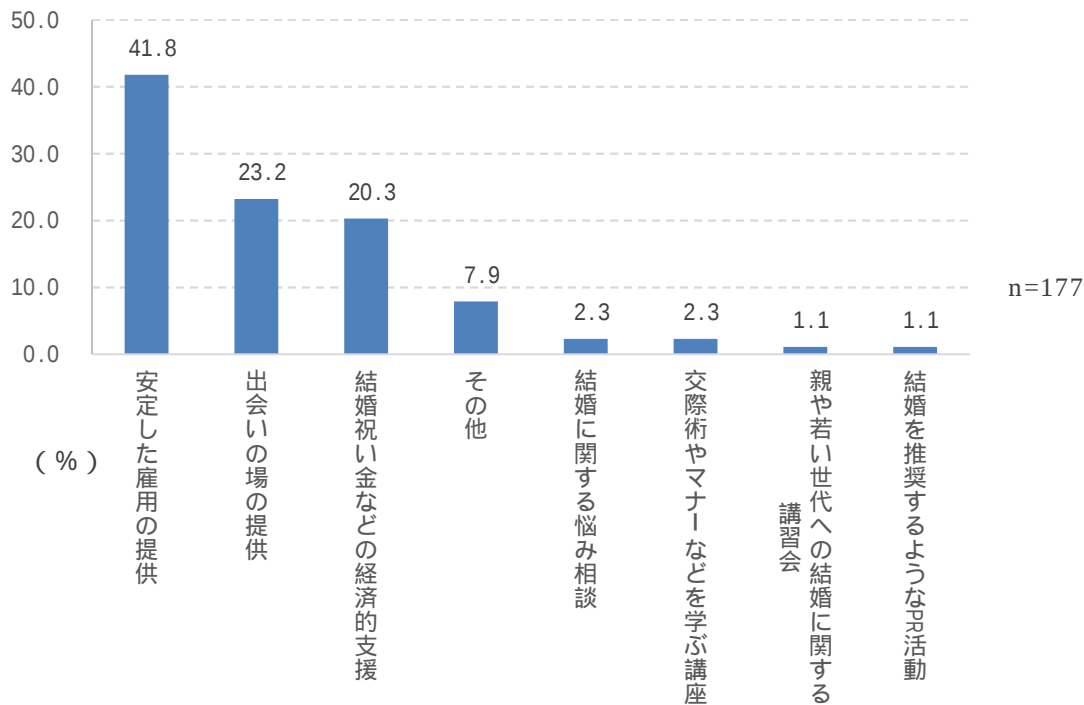
独身の理由

独身の回答者に、独身である理由を尋ねたところ、「適当な相手にめぐり合わない」が49.2%で最も多く、次いで「必要性を感じない」が29.7%、「自由や気楽さを失いたくない」が26.5%の順で続いています。



行政に求める結婚支援策

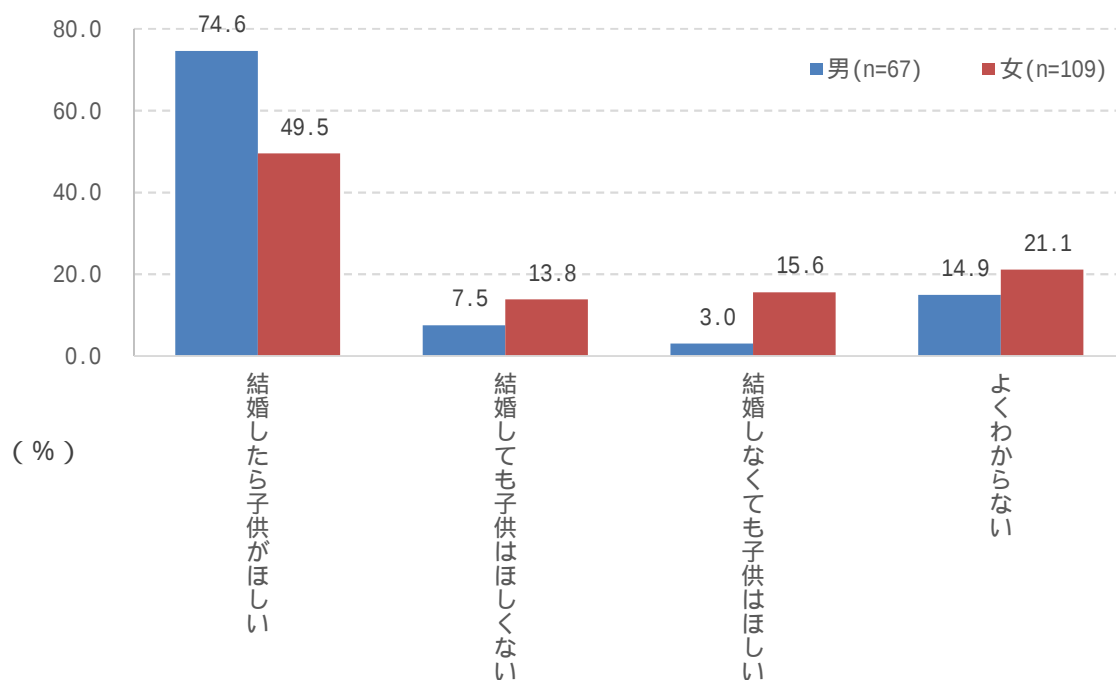
独身の回答者に、行政に取り組んで欲しい結婚支援事業を尋ねたところ、「安定した雇用の提供」が41.8%で最も多く、次いで「出会いの場の提供」が23.2%、「結婚祝い金などの経済的支援」が20.3%の順で続いています。



子育ての希望

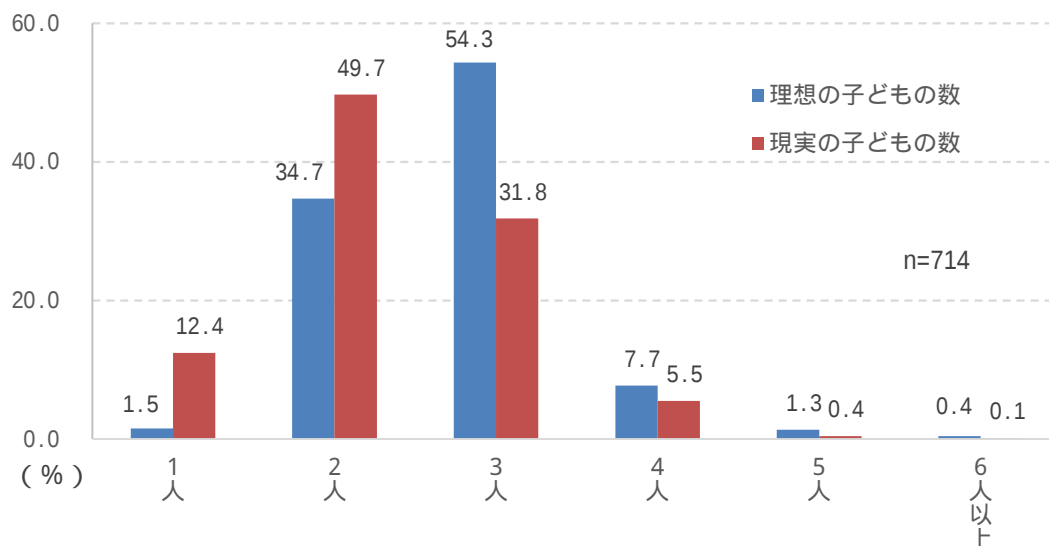
独身の回答者に、子どもを育てたいかどうかを尋ねたところ、「結婚したら子供がほしい」が男女ともに最も多く、男性 74.6%、女性 49.5%で女性より男性の方が 25.1 ポイント高いという結果でした。

「結婚しても子供はほしくない」は、男性 7.5%、女性 13.8%で女性の方が 6.3 ポイント高く、「結婚しなくても子供はほしい」は男性 3.0%、女性 15.6%で女性の方が 12.6 ポイント高くなっています。



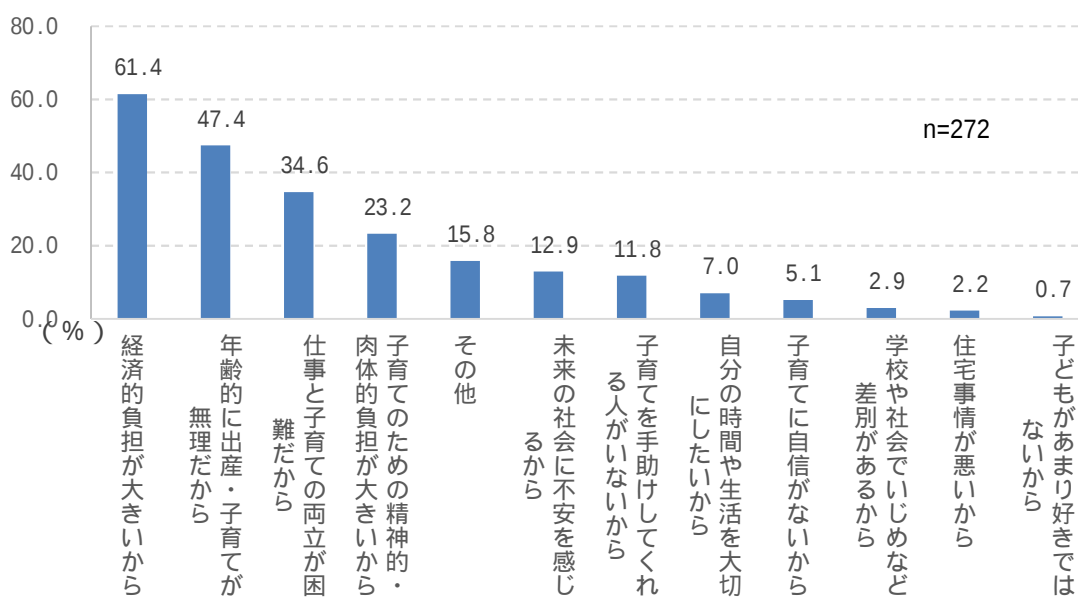
理想の子どもの数と現実の子どもの数

お子さんがいる回答者に、理想と現実の子どもの数を尋ねたところ、理想の子どもの数は、「3人」が54.3%で最も多く、次いで「2人」が34.7%、「4人」が7.7%の順で続いています。これに対して、現実の子どもの数は、「2人」が49.7%で最も多く、次いで「3人」が31.8%、「1人」が12.4%となっています。



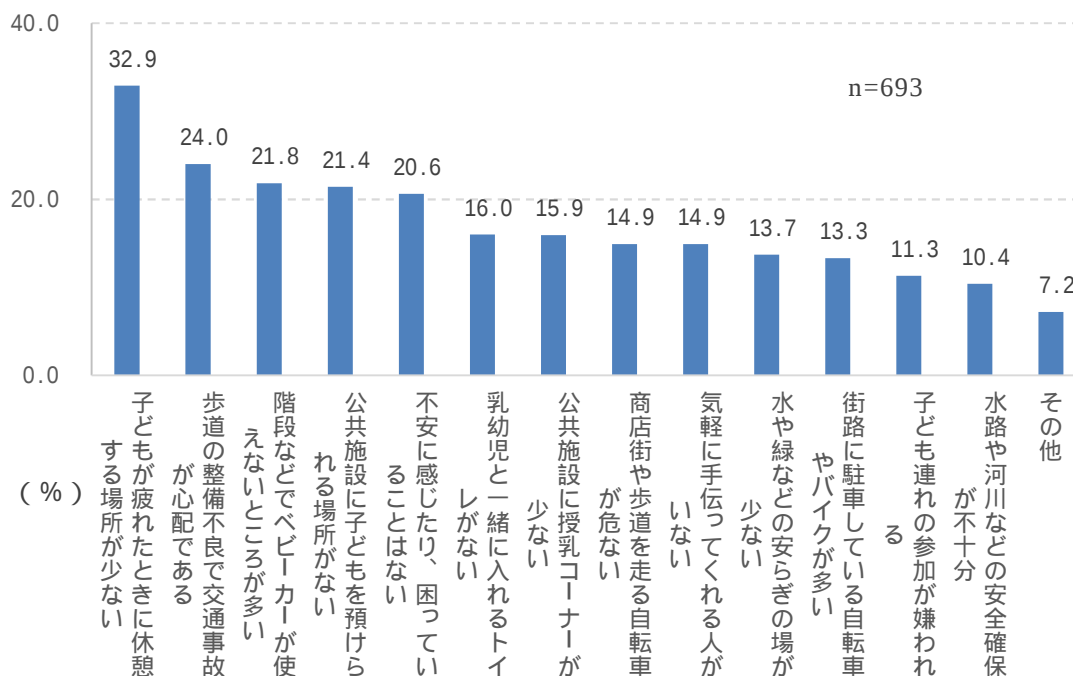
現実の子どもの数が少ない理由

お子さんがいる回答者のうち、理想より現実の子どもの数が少なかった回答者にその理由を尋ねたところ、「経済的負担が大きいから」が61.4%で最も多く、次いで「年齢的に出産・子育てが無理だから」が47.4%、「仕事と子育ての両立が困難だから」が34.6%の順で続いています。



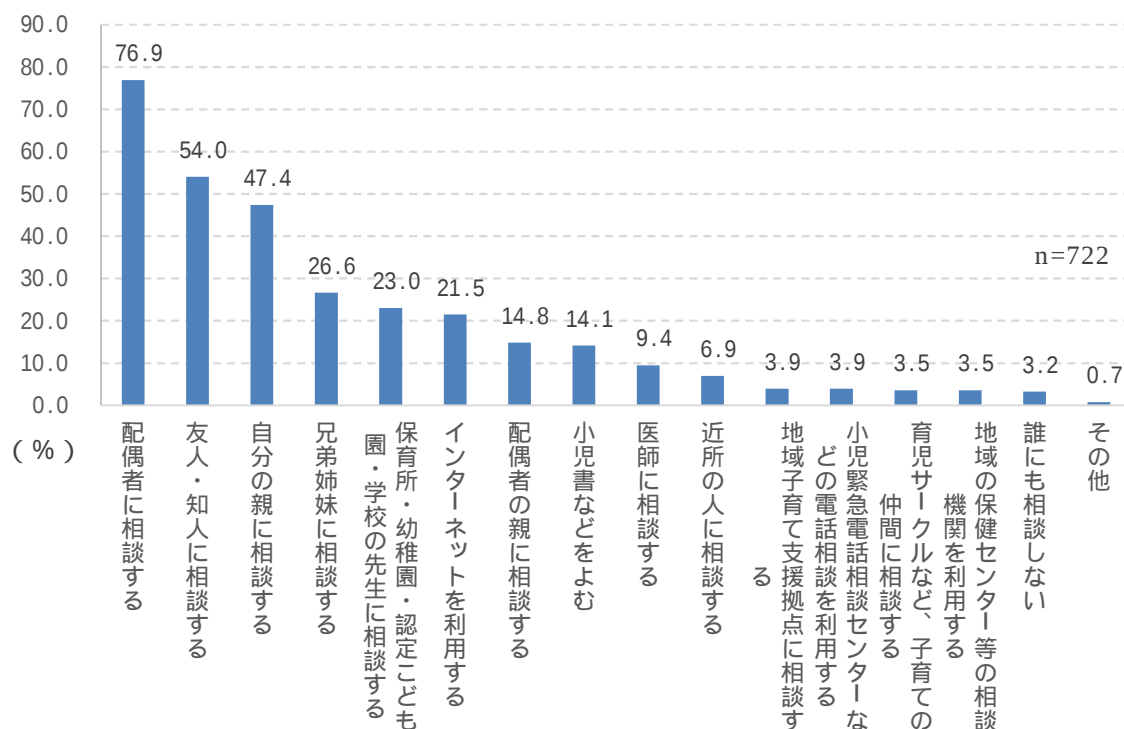
子連れ外出時の不安

お子さんがいる回答者に、子どもを連れて外出する時に不安を感じたり、困ったりしていることを尋ねたところ、「子どもが疲れたときに休憩する場所が少ない」が32.9%で最も多く、次いで「歩道の整備不良で交通事故が心配である」が24.0%、「階段などでベビーカーが使えないところが多い」が21.8%の順で続いています。



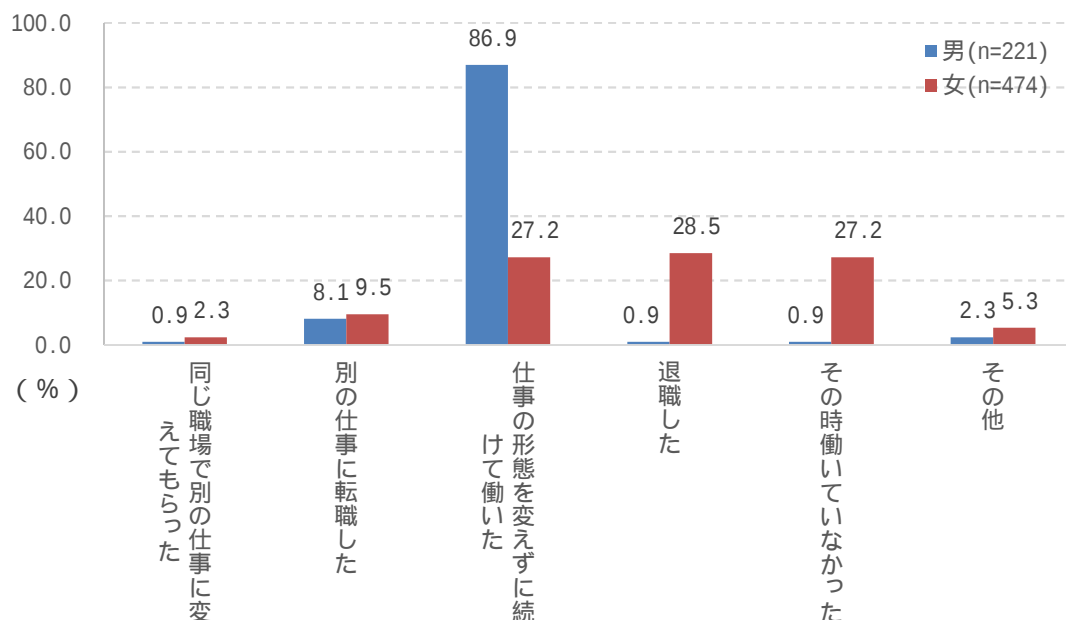
子育て相談の相手

お子さんがいる回答者に、子育てするうえでの不安や悩みをどこ（誰）に相談し解決しているかを尋ねたところ、「配偶者に相談する」が76.9%で最も多く、次いで「友人・知人に相談する」が54.0%、「自分の親に相談する」が47.4%の順で続いています。



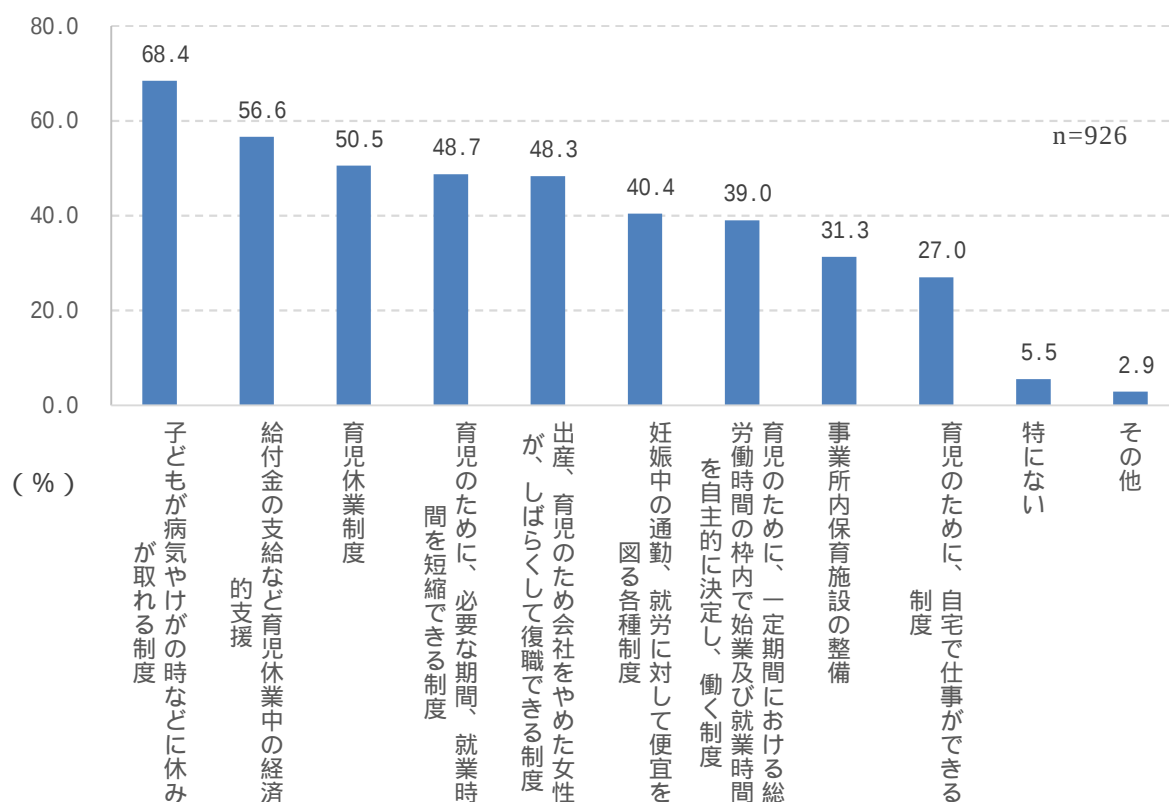
子育てのための転職等

お子さんがいる回答者に、お子さんの誕生や子育てを理由に就業形態を変えたかどうかを尋ねたところ、男性では「仕事の形態を変えずに続けて働いた」が最も多く 86.9%であった一方、女性では、「退職した」が 28.5%と最も多く、次いで「仕事の形態を変えずに続けて働いた」「その時働いていなかった」がともに 27.2%となっています。



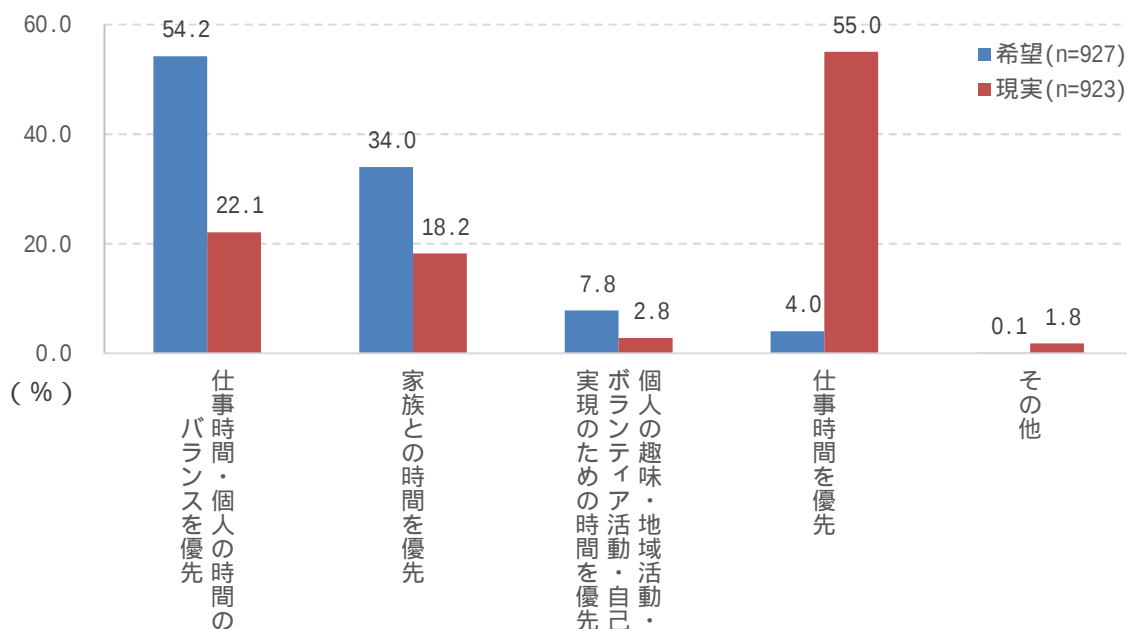
仕事と子育ての両立のため必要な制度

すべての回答者に、子育てと仕事を両立するため職場にどのような制度を普及して欲しいかを尋ねたところ、「子どもが病気やけがの時などに休みが取れる制度」が 68.4%で最も多く、次いで「給付金の支給など育児休業中の経済的支援」が 56.6%、「育児休業制度」が 50.5%の順で続いています。



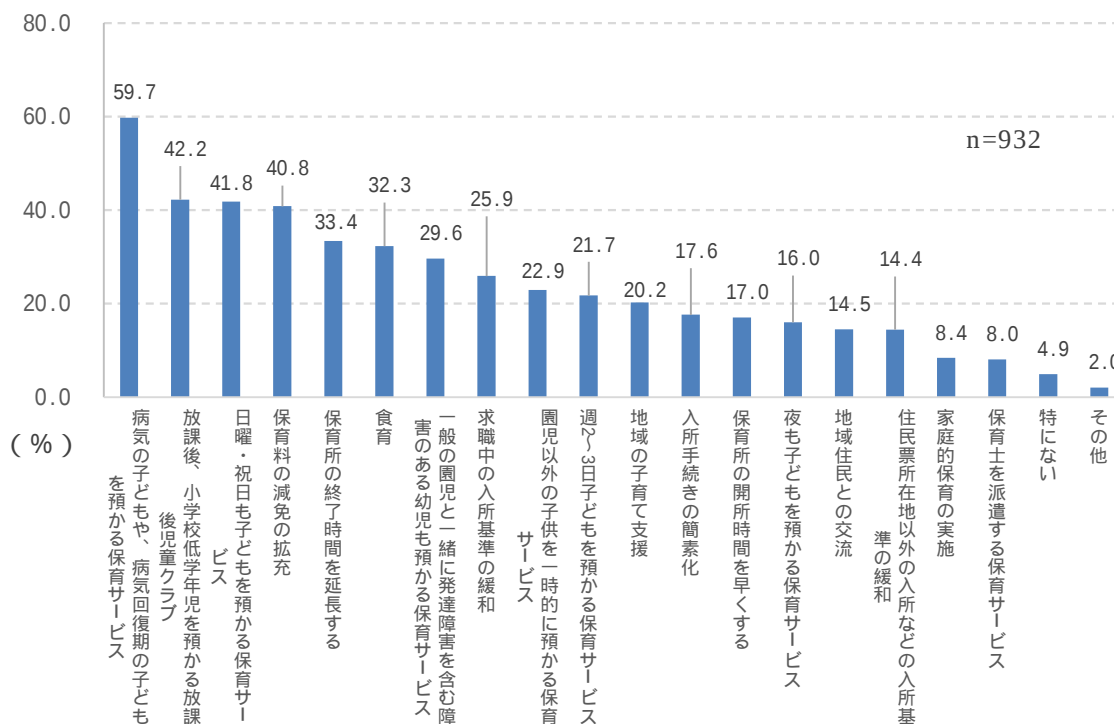
仕事時間と個人時間の希望と現実

すべての回答者に、生活の中での「仕事時間」と「家族との時間・個人の時間」の優先度を、希望と現実についてそれぞれ尋ねたところ、希望としては「仕事時間・個人の時間のバランスを優先」が54.2%で最も多く、次いで「家族との時間を優先」が34.0%であったのに対し、現実には「仕事時間を優先」が55.0%で最も多く、「仕事時間・個人の時間のバランスを優先」は22.1%、「家族との時間を優先」は18.2%となっています。



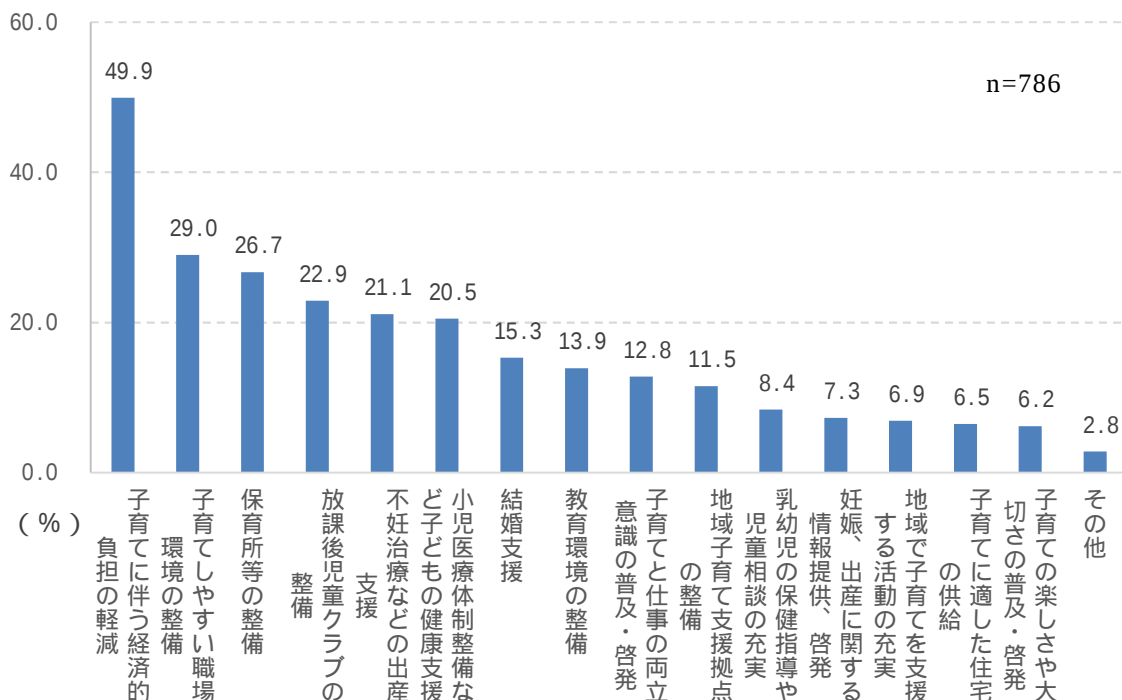
保育所に求める機能やサービス

すべての回答者に、これからの保育所はどのような保育機能やサービスが必要かを尋ねたところ、「病気の子どもや、病気回復期の子どもを預かる保育サービス」が59.7%で最も多く、次いで「放課後、小学校低学年児を預かる放課後児童クラブ」が42.2%、「日曜・祝日も子どもを預かる保育サービス」が41.8%の順で続いています。



行政に取り組んでほしい子育て支援策

すべての回答者に、子育て支援として行政に重点的に取り組んでほしい支援策を尋ねたところ、「子育てに伴う経済的負担の軽減」が49.9%で最も多く、次いで「子育てしやすい職場環境の整備」が29.0%、「保育所等の整備」が26.7%の順で続いています。



6 長崎県子育て条例行動計画(案)に対するパブリックコメント(要旨)

1. 募集期間 令和元年 11 月 25 日～令和元年 12 月 13 日(19 日間)

2. 意見件数 13 件

3. 計画(案)に対する意見

第 編 計画内容

第 1 章 妊娠・出産の支援

- ・「子育て世代地域包括支援センター」、「地域子育て支援拠点」、「子ども家庭総合支援拠点」と支援センター的な場があるが、それぞれの役割、どう利用したらいいのかわからない。それぞれの関係性、連携などがわかるよう表現できないものか。
- ・多胎児の育児支援の取り組みが必要ではないか。

第 2 章 子どもや子育て家庭への支援

- ・地域子育て支援拠点の「職員の資質向上」と「機能強化」に取り組むことが記載されていると思うが、わかりにくいので整理して表現を。
- ・看護の職場でも子育て支援対策が整備されてきているが、子どもの小学校入学の時期は「小 1 の壁」と言われる就業継続に悩む時期となっている。親子がこの時期を安心して乗り越えられるような取り組みを願いたい。
- ・学校保健委員会の開催の啓発について、仕事をしている保護者が多い中、出席者が少なく、少数の決まったメンバーが出席している現状がある。行政の方で、学校の様々な活動に興味関心が低い保護者にまで学校保健委員会の存在や活動内容、講演内容が周知されるような施策を提案してほしい。
- ・通学路における事件・事故が大きな問題になっている状況について、具体的な施策が示されていない。行政がもう少し踏み込んだ具体的施策を検討することと、各ボランティア団体に推奨活動例の紹介をしてもらうなど、ニーズに沿った活動を促してもらうことを望む。
- ・子どもたちにこれからの時代を生き抜いてもらうためには、日本がほとんど取り組んでいない『マネーリテラシー』の醸成に取り組む必要があると考える。
就職活動をするときにはある程度社会のお金の流れや会社の特徴がわかる状態に、副業を持つときにやりたいことにチャレンジしようと思えるくらいの知識を持っている状態に、義務教育と高校で学ばせてほしい。
- ・子育てに関わるボランティア活動が多すぎる。子供会、地区理事、育友会活動、健全育成会、学童保育の役員、中学校以上の部活動役員など。今の子ども達に何が必要かをもう一度考え、似たような活動の一本化など、ボランティア活動の在り方を見直すきっかけを、行政の方から投げかけてもらいたい。

第3章 仕事と生活が調和する社会の実現

- ・時間外労働の削減などの取組について、行政機関等がもっとモデルとなって実施し、啓発して実効性のある対応策としてほしい

第5章 安全・安心な子育ての環境づくり

- ・情報モラル教育の実施をするとあるが、プログラミング教育の導入、英語教育の必修化、大学入試改革による高校教育現場の混乱のタイミングにあり、有効な授業計画・運営ができるのか疑問である。

小学校数校に一人、メディア指導の専門家を配置し、情報リテラシー、OA機器の使い方、使用によってどのようなビジネスやサービスが可能になって人や自分を幸せにできるのか、などポジティブな側面を含めた情報教育を実現してほしい。

本文中には、保護者が責任を持って児童生徒を指導するよう働きかける、と記載されている。最終的な責任の所在は保護者にあることに間違いはないが、リアルな子育ての現場に情報モラル指導の余裕があるのかが疑問である。また、保護者世代は、子どもの頃から情報モラル、情報リテラシーを学校などで一斉に学んでいないため、各家庭によりモラルの差がある。よって、小学校のうちから継続的かつ計画的に、学校で情報モラルやうまく使う方法を教え、各家庭のモラルや収入の差により子どもたちが受けられる情報教育の質や量に差ができないよう、また、その差によって犯罪に巻き込まれる児童生徒が生まれないよう、一斉指導をお願いしたい。

- ・SNSを使用した誘拐事件が起きている。身近にいる大人がもっと注意しなくては。何が問題なのか今一度みんなで考えてみては。
- ・関係機関・団体等と連携したパトロールの推進について、パトロールの時間帯やメンバーによっては、犯罪や事故に逆に巻き込まれる可能性があることを示唆したい。子どものための活動のために、子どもを子どもだけで留守番させることを禁止もしくは危険な子育てとして定義し(義務教育の間、など)、ボランティア活動は余裕のある人が自発的にやるものであることを広く啓発してほしい。

第6章 県民総ぐるみの子育て支援

- ・ココロねっこ運動の推進を、家庭、学校、地域が一体となって進める、とあるが、『家庭』を担う保護者は地域の一員でもある、として、地域のボランティア活動を半強制的にやらされている現状がある。子育て世代が半強制的に地域のボランティアなどにあてられる現状を、行政の方で変えてほしい。



参 考 資 料

1 長崎県子育て条例

平成20年10月14日 長崎県条例第45号
改正 令和2年3月27日 長崎県条例第22号

いつの時代も子どもは社会の宝であり未来への希望です。

本県の美しい自然環境や海外との交流の歴史に彩られた豊かな文化の中で、一人ひとりの子どもが、かけがえのない存在として大切に育てられることは、県民すべての願いです。

近年、少子化や核家族化の進行等に伴い、地域の活力や、家庭と地域の養育力の低下が心配されています。子どもが自らを大切に思い、夢と希望を持って健やかに成長できる環境をつくること、私たちにあって何よりも重要な課題です。

私たちは、今こそ、しっかりと子どもと向き合い、何をなすべきか、子どもや子育て家庭にとって何が幸せかを考えなければなりません。

また、子どもが成長に応じた出会いや体験をとおして、自立する力、命の大切さや他人を思いやり尊敬する心を身につけるよう育てなければなりません。そして、子育て家庭が幸せを感じるよう、共に手をとりあって具体的に行動することが大切です。

私たちすべての大人はそれぞれの責任を自覚して、親が安心して子どもを生み育てることができ、子どもが生まれてきてよかったと感じる社会の実現に県民総ぐるみで取り組むことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(めざすもの)

第1条 この条例は、子どもや子育ての支援について基本的な考え方を定め、県、市町、保護者、県民、学校等など、それぞれの役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、県民総ぐるみで、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現を目的としています。

(用語の意味)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいいます。
- (2) 保護者 父母や里親など、実際に子どもを保護し監督する者をいいます。
- (3) 学校等 保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校など、実際に子どもを養育し、または教育する施設をいいます。

- (4) 地域の団体 自治会、子ども会、地域婦人会、老人クラブ、NPOなど、地域で活動する団体をいいます。

(基本的な考え方)

第3条 この条例では、子育てについて次のように考えます。

- (1) 子どもを育てる最も重要な責任は保護者にあります。
- (2) 子どもや子育て家庭を県民総ぐるみで支援します。
- (3) 子どもは、あらゆる身体的または精神的な暴力やその他の不当な扱いを受けることはなく、最善の利益が優先して考慮されます。児童虐待は、子どもへの重大な権利侵害であり、しつけに際して、体罰を加えることは許されないとの認識のもと、社会全体で、その防止が図られなければなりません。また、子どもも社会の一員としてルールを守り、他の人の権利を尊重することが大切です。

2 県は、この条例に役割を定めるものと連携して、この条例に関する施策を行います。

(県の役割)

第4条 県は、基本的な考え方にそって、安心して子どもを生み育てることのできる環境の整備を総合的かつ計画的に進めます。

(市町の役割)

第5条 市町は、県などと連携して、安心して子どもを生み育てることのできる環境の整備を総合的かつ計画的に進めます。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもと過ごす時間を大切に、子どもに基本的な生活習慣と社会のルールを身につけさせ、思いやりのある自立した社会人となるよう、深い愛情と責任を持って育てます。

2 保護者は、地域の一員として積極的に地域の人たちと交流し、地域の子どもの健やかな成長を支援します。

3 保護者は、子育てなどで悩みがあるときは速やかに周囲の人や専門機関などに相談します。

4 保護者は、児童相談所又は市町などが行う子どもの安全確認措置に協力するとともに、児童相談所又は市町などによる指導を受けた場合は、必要な改善等に取り組みます。

(県民の役割)

第7条 県民は、地域の一員としての自覚を持ち、学校等や地域の団体と協力して、子どもが健やかに成長できる地域づくりに努めます。

- 2 県民は、県や市町などと連携して、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題等の発生予防や早期発見、早期対応に努めます。

（学校等の役割）

- 第8条 学校等は、保護者や地域の団体などと協力して、子どもの豊かな人間性など生きる力を育てます。

- 2 学校等は、県や市町などと連携して、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題等の発生予防や早期発見、早期対応に取り組みます。

（PTAなどの役割）

- 第9条 PTA（学校における保護者などで構成される団体をいいます。）などは、子どもの健やかな成長をめざし、学校等や地域の団体などと協力して活動します。

（地域の団体の役割）

- 第10条 地域の団体は、子育て家庭が気軽に子育ての相談ができるよう努めるなど、地域の子育てを支援します。

- 2 地域の団体は、子どもが豊かな心や社会性を養うための体験の機会を提供するよう努めます。

- 3 地域の団体は、子どもや子育ての支援にあたっては、相互に連携するように努めるとともに、学校等や保護者の取組に協力します。

（医療機関の役割）

- 第11条 医療機関は、県や市町などと連携して、県民が安心して子どもを生み育てることができるよう、適切な医療の提供に努めます。

- 2 医療機関は、県や市町などと連携して、児童虐待などの早期発見や早期対応に努めます。

（事業主の役割）

- 第12条 事業主は、子育てにおける保護者の役割をよく理解し、従業員が充実した職業生活と豊かな家庭生活を営むことができるよう、労働環境の整備に努めます。

- 2 事業主は、県や市町、学校等や地域の団体などが行う子どもや子育て支援のための取組に協力します。

第2章 子育て環境の整備

（妊娠・出産の支援）

- 第13条 県は、市町や医療機関などと連携して、県民が安心して子どもを生み育てることができるよう、周産期（妊娠22週から出生後7日未満の時期をいいます。）医療や小児医療の充実に向けた取組を進めます。

- 2 県は、妊娠や出産に関する悩みや不妊治療に関して、相談や情報提供など必要な取組を進めます。

（子育て支援の充実）

- 第14条 県は、市町などが実施する保育サービ

スや子どもの居場所づくり、地域の子育て支援拠点づくりに関する取組などを支援します。

（家庭教育への支援）

- 第15条 県は、市町などと連携して、子育てについて学習する機会や情報を保護者に提供するなど、家庭教育を支援します。

- 2 県は、市町などと連携して、子どもが体験活動などに積極的に参加するように、保護者へ広報や啓発を行います。

- 3 県は、市町や企業などと連携して、保護者に、電子ゲームや情報機器類への依存がもたらす弊害などの情報を提供するなど、必要な取組を進めます。

（まちづくり）

- 第16条 県は、市町などと連携して、子どもがのびのびと活動できる場所を確保するなど、子どもや保護者などの利用に配慮した安全に生活できるまちづくりに向けた取組を進めます。

（仕事と家庭生活の調和）

- 第17条 県は、子どもが保護者とできるだけ多くの時間をともに過ごすことができるように、仕事と家庭生活の調和や育児における保護者の役割などについて、県民への普及と啓発を行います。

- 2 県内の一般事業主（国や地方公共団体以外の事業主をいいます。）は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項に規定する一般事業主行動計画の策定と公表、従業員への周知に努めます。

（広報と啓発）

- 第18条 県は、子育てに関する県民の意識を高めるために、子どもや子育ての支援に積極的に取り組んでいる個人や団体などを表彰し、子育て支援の模範的な活動や取組を広く県民に紹介するなど、広報と啓発を行います。

第3章 子どもの心と命を守るための取組

（相談・支援体制の充実）

- 第19条 県は、市町などと連携して、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題等の発生予防や早期発見、早期対応のために、相談・支援体制の充実に向けた取組を進めます。

（関係機関の連携による対応）

- 第20条 県は、児童虐待やいじめ、不登校など、子どもに関する問題等について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2の規定により市町が設置する要保護児童対策地域協議会（次条において「要対協」といいます。）等において、児童相談所や警察、学校等、市町などの関係機関で情報共有し、連携して適切に対応します。

（市町などへの支援）

- 第21条 県は、児童虐待やいじめ、不登校など、

子どもに関する問題等に適切に対応するために、要対協や、児童福祉施設などを支援します。

第4章 ココロねっこ運動の推進

(ココロねっこ運動)

第22条 長崎県独自の県民運動「ココロねっこ運動」とは、子どもの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直し、子どもの健やかな成長を促すための活動や取組をいいます。

(運動の主体)

第23条 ココロねっこ運動の活動主体は、県民一人ひとりであり、前条に定める活動や取組を行う学校等や地域の団体などを含みます。

(運動の支援)

第24条 県は、市町などと連携して、県民一人ひとりが子どもの成長に関心を持ち、子どもを健やかに育てる環境づくりに積極的に参加するように、ココロねっこ運動の普及を支援します。

第5章 家庭の日

(家庭の日)

第25条 県民は、毎月第3日曜日を標準として、毎月1回「家庭の日」を定め、家族のきずなを深めるように努めます。

2 県は、市町などと連携して、家庭の日の趣旨について広報と啓発を行います。

第6章 行動計画と協議会

(行動計画)

第26条 県は、この条例に関する取組を総合的かつ計画的に進めるために、行動計画を定めます。

(協議会)

第27条 県は、この条例に関する取組を、市町、学校等、地域の団体、企業などと連携して推進するための協議会を設置します。

2 県は、行動計画を定めるときや変更するときは、協議会の意見を聴きます。

3 協議会は、委員50人以内で組織します。

4 委員は、広く県民の中から、知事が委嘱または任命します。

5 委員の任期は2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とします。また、再任されることができます。

6 この他、協議会に関することは別に定めます。

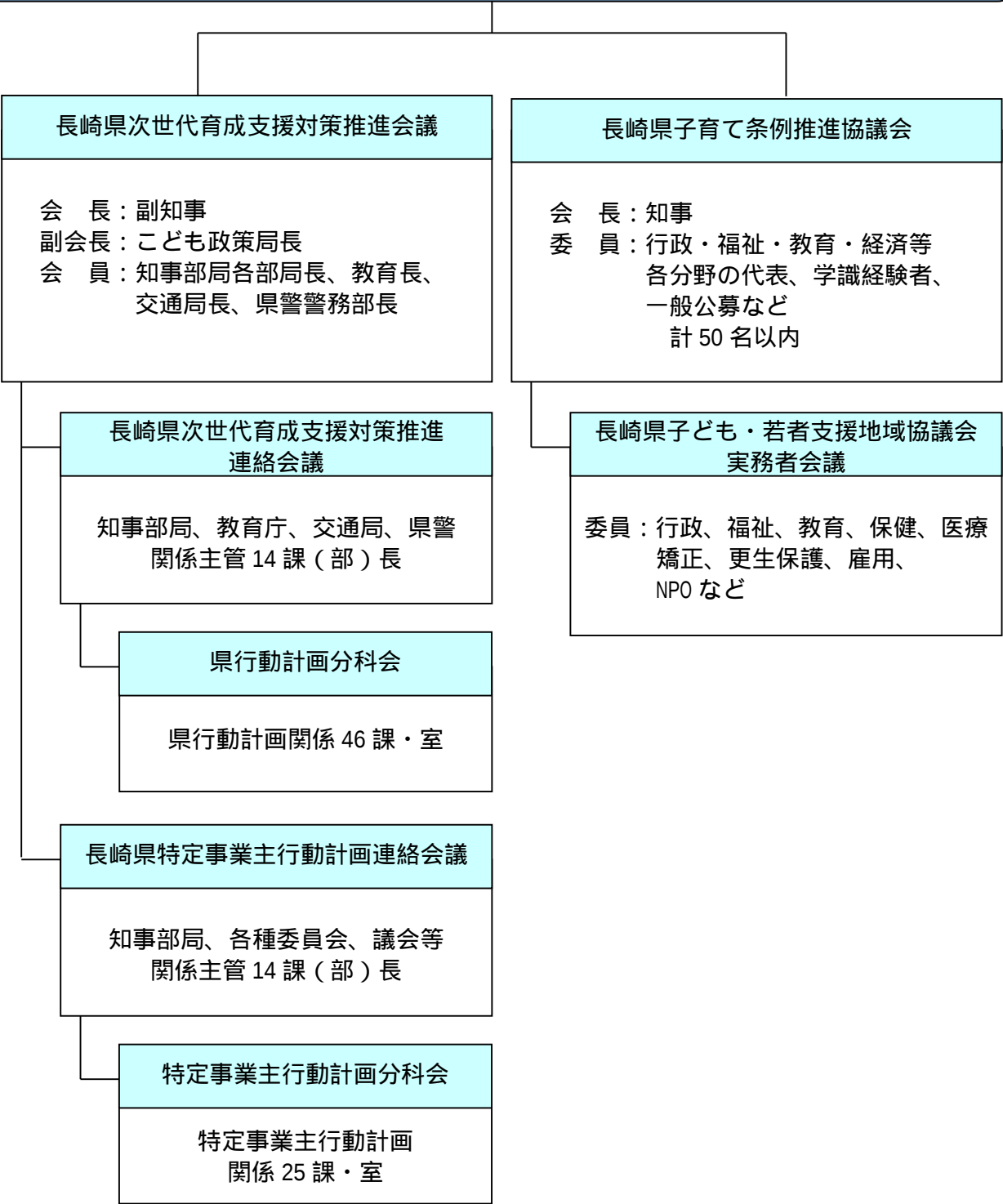
附則

この条例は、公布の日から施行する。

2 長崎県子育て条例推進体制

長崎県子育て条例推進体制

長崎県子育て条例の推進
(子ども・子育て支援施策、次世代育成支援対策及び子ども・若者育成支援対策を含む)



3 長崎県子育て条例推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 長崎県子育て条例（平成20年条例第45号）第27条の規定に基づき、長崎県子育て条例推進協議会（以下「協議会」）を置く。

2 協議会は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項に基づく次世代育成支援対策地域協議会及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項に基づく子ども・子育て会議、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項に基づく子ども・若者支援地域協議会を兼ねるものとする。

（委員）

第2条 協議会の委員は、別表1に掲げる団体等の代表者及び個人とする。

（会長及び副会長）

第3条 協議会に会長と副会長を置く。

2 会長は知事とし、副会長は会長が指名する。

3 会長は会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第4条 協議会は会長が招集し、その議長は会長が指名した者が行う。

2 会長は必要があると認めるときは、協議会に委員以外の学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 協議会に、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、実務者会議を置く。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、こども政策局こども未来課において処理する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

長崎県子育て条例推進協議会委員

(別表1)

番号	構成	所属等
1	会長(1)	長崎県知事
2	福祉 保健 医療(12)	長崎県保育協会
3		長崎県学童保育連絡協議会
4		長崎県民生委員児童委員協議会
5		長崎県社会福祉協議会
6		長崎県母子寡婦福祉連合会
7		長崎県手をつなぐ育成会
8		長崎県看護協会
9		長崎県市町村保健師会
10		長崎県医師会
11		長崎県歯科医師会
12		長崎県臨床心理士会
13		長崎県栄養士会
14	教育(3)	長崎県私立幼稚園連合会
15		長崎県校長会
16		長崎県高等学校長協会
17	経済 労働(3)	長崎県商工会議所連合会
18		長崎県商工会連合会
19		連合長崎
20	安全安心(2)	長崎県防犯協会連合会
21		長崎県人権擁護委員連合会
22	地域(2)	長崎県地域婦人団体連絡協議会
23		長崎県青少年育成市町民会議連絡協議会
24	保護者(2)	長崎県PTA連合会
25		長崎県私立幼稚園PTA連合会
26	マスコミ(2)	新聞社
27		テレビ局
28	学識(2)	大学教授
29		大学教授
30	公募委員(3)	公募委員
31		公募委員
32		公募委員
33	行政(4)	長崎労働局
34		市長会
35		町村会
36		こども政策局長

長崎県子育て条例推進協議会名簿(令和2年1月現在)(50音順)

氏 名	役 職 等
中村 法道	長崎県知事
安部 恵美子	長崎短期大学学長
有田 光太郎	長崎県私立幼稚園PTA連合会会長
内橋 彰	長崎県私立幼稚園連合会会長
江嶋 慶子	長崎県商工会連合会女性部連合会会長
遠藤 理史	N H K 長崎放送局局長
音成 直美	公募委員
小山 浩	長崎県学童保育連絡協議会会長
金成 真一	長崎労働局局長
川口 里津枝	長崎県母子寡婦福祉連合会理事長
北御門 真紀	長崎県市町村保健師会会長
木村 伸次郎	長崎県社会福祉協議会専務理事
久米 直	長崎県青少年育成市町民会議連絡協議会会長
小西 祐馬	長崎大学教育学部准教授
酒井 友文	長崎県校長会会長
酒井 陽子	公募委員
坂田 千枝子	長崎県看護協会副会長
篠崎 彰子	長崎県栄養士会会長
渋谷 昌史	長崎県歯科医師会専務理事
園田 俊輔	こども政策局長
高田 美穂	連合長崎女性委員会委員長
田崎 智博	長崎新聞社編集局次長
大徳 朋子	長崎県臨床心理士会理事
長島 志津代	長崎県手をつなぐ育成会理事
永間 逸男	長崎県人権擁護委員連合会会長
西川 義文	長崎県保育協会会長
西山 智子	長崎県地域婦人団体連絡協議会会長
野田 定延	長崎県高等学校長協会会長
廣瀬 教子	長崎県商工会議所連合会女性会連合会副会長
藤田 庄三	長崎県市長会(長崎市こども部長)
古庄 剛	長崎県町村会副会長
古豊 史子	公募委員
松藤 嘉嗣	長崎県民生委員児童委員協議会会長
宮崎 真奈美	長崎県PTA連合会母親委員会副委員長
森崎 正幸	長崎県医師会会長
吉原 博之	長崎県防犯協会連合会専務理事

4 長崎県次世代育成支援対策推進会議等設置要綱

（目的）

第1条 少子化に対応し、家庭や子育てに夢を持てる環境づくりの一層の促進を目的として、関係各部・課等の相互の緊密な連携を確保し、総合的かつ効果的な施策を推進するため、長崎県次世代育成支援対策推進会議（以下「推進会議」という。）等を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

次世代育成支援に関する総合的な行政施策の企画調整及び推進に関すること。

次世代育成支援対策推進法に基づく県行動計画及び特定事業主行動計画の策定に関すること。

子ども・若者育成支援推進法に基づく県子ども・若者計画の策定に関すること。

その他会長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、副知事を会長、こども政策局長を副会長とし、別表1に掲げる者をもって組織する。

2 推進会議のもとに、関係各課等が連携し、計画的に推進するため、別表2に掲げる者をもって構成する長崎県次世代育成支援対策推進連絡会議（以下「県計画連絡会議」という。）及び別表3に掲げる者をもって構成する長崎県特定事業主行動計画連絡会議（以下「特定計画連絡会議」という。）を組織する。

3 推進会議及び各連絡会議の特定事項を調査・研究するため、必要に応じて関係各課等職員で構成するワーキンググループを組織する。

（会議）

第4条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 県計画連絡会議は、こども政策局長が招集し、その議長となる。

3 特定計画連絡会議は、総務部長が招集し、その議長となる。

（事務局）

第5条 推進会議及び県計画連絡会議の庶務を処理するため、事務局をこども政策局こども未来課に置く。

2 特定計画連絡会議の庶務を処理するため、事務局を総務部人事課に置く。

（その他）

第6条 この要綱で定めるもののほか、運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年3月10日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年1月7日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 長崎県次世代育成支援対策推進会議

会 長	副知事	会 員	福祉保健部長
副会長	こども政策局長		産業労働部長
会 員	総務部長		水産部長
	企画振興部長		農林部長
	文化観光国際部長		土木部長
	県民生活部長		教育長
	環境部長		交通局長
			県警察本部警務部長

別表 2 長崎県次世代育成支援対策推進連絡会議

総務部	総務文書課長	産業労働部	産業政策課長
企画振興部	政策企画課長	水産部	漁政課長
文化観光国際部	文化振興課長	農林部	農政課長
県民生活部	県民協働課長	土木部	監理課長
環境部	環境政策課長	交通局	管理部長
福祉保健部	福祉保健課長	教育庁	総務課長
こども政策局	こども未来課長	県警察本部	警務課長

別表 3 長崎県特定事業主行動計画連絡会議

総務部	総務文書課長	選挙管理委員会	市町村課長
	人事課長	監査事務局	監査課長
企画振興部	政策企画課長	人事委員会	職員課長
県民生活部	県民協働課長	海区漁業調整委員会	漁業振興課長
福祉保健部	福祉保健課長	議会事務局	総務課長
こども政策局	こども未来課長	交通局	管理部長
教育庁	総務課長	県警察本部	警務課長

長崎県子育て条例行動計画

(令和2年度～6年度)

令和5年10月

長崎県福祉保健部こども政策局こども未来課

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL : 095-895-2681

FAX : 095-895-2554

E-mail : s04810@pref.nagasaki.lg.jp





長 崎 県